

目 次
第1号（12月7日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長提出第120号議案	8
町長提出第121号議案	8
町長提出第122号議案	10
町長提出第123号議案	10
町長提出第124号議案	10
町長提出第125号議案	11
町長提出第126号議案	11
町長提出第127号議案	11
町長提出報告第12号	22
散 会	23
署 名	24

第2号（12月10日）

議事日程	25
本日の会議に付した事件	25
出席議員	25
欠席議員	25
事務局職員出席者	25
説明のため出席した者の職氏名	26
開 議	26
会議録署名議員の指名	26
一般質問	26

7 番 御手洗 剛君	2 7
9 番 寺戸 昌子君	4 1
1 1 番 岡田 克也君	6 1
4 番 道信 俊昭君	7 4
2 番 米澤 宕文君	9 3
1 0 番 後山 幸次君	1 0 3
散 会	1 1 8
署 名	1 1 9

第 3 号 (1 2 月 1 1 日)

議事日程	1 2 1
本日の会議に付した事件	1 2 1
出席議員	1 2 1
欠席議員	1 2 1
事務局職員出席者	1 2 1
説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
開 議	1 2 2
会議録署名議員の指名	1 2 2
一般質問	1 2 2
3 番 川田 剛君	1 2 3
6 番 丁 泰仁君	1 3 7
8 番 三浦 英治君	1 5 5
5 番 板垣 敬司君	1 7 3
1 番 草田 吉丸君	1 9 2
散 会	2 1 0
署 名	2 1 1

第 4 号 (1 2 月 1 2 日)

議事日程	2 1 3
本日の会議に付した事件	2 1 4
出席議員	2 1 5
欠席議員	2 1 5
事務局職員出席者	2 1 5
説明のため出席した者の職氏名	2 1 5
開 議	2 1 5
会議録署名議員の指名	2 1 6

町長提出第120号議案	216
町長提出第121号議案	217
町長提出第122号議案	218
町長提出第123号議案	226
町長提出第124号議案	227
町長提出第125号議案	229
町長提出第126号議案	229
町長提出第127号議案	230
発委第2号	230
請願第2号	232
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	237
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	241
議員派遣の件	246
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	247
閉会	247
署名	248

津和野町告示第67号

平成30年第8回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年11月26日

津和野町長 下森 博之

- 期日 平成30年12月7日
- 場所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宏文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第8回(定例)津和野町議会会議録(第1日)
平成30年12月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第120号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正
について
- 日程第5 町長提出第121号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第6 町長提出第122号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算(第5
号)
- 日程第7 町長提出第123号議案 平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算(第3号)
- 日程第8 町長提出第124号議案 平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予
算(第3号)
- 日程第9 町長提出第125号議案 平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正
予算(第3号)
- 日程第10 町長提出第126号議案 平成30年度津和野町病院事業会計補正予算(第
2号)
- 日程第11 町長提出第127号議案 平成30年度津和野町水道事業会計補正予算(第
3号)
- 日程第12 町長提出報告第12号 専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第120号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正
について
- 日程第5 町長提出第121号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第6 町長提出第122号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算（第5
号）
- 日程第7 町長提出第123号議案 平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算（第3号）
- 日程第8 町長提出第124号議案 平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予
算（第3号）
- 日程第9 町長提出第125号議案 平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正
予算（第3号）
- 日程第10 町長提出第126号議案 平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第
2号）
- 日程第11 町長提出第127号議案 平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第
3号）
- 日程第12 町長提出報告第12号 専決処分の報告について

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） それでは、改めておはようございます。平成の元号では最後となります。

本日、平成30年第8回津和野町議会12月定例会が招集をされました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきまして、まことにありがとうございます。

川田剛議員から遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、第8回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、道信俊昭君、5番、板垣敬司君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成30年12月3日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日12月7日から12日まで、6日間としたいと思います。

初日の7日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明及び報告案件を受けて、散会したいと思います。

8日、9日は休会とします。

10日、11日の2日間で一般質問を行い、今回の質問通告者は11人の29件であります。

12日は、町長提出議案についての質疑、討論、表決及び請願の所定の処理を行い、各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成30年12月7日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月12日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月12日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

9月定例会招集日以降における議会行事及び報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【9月定例会以降】

- | | |
|----------|---------------------------|
| 9月10日（月） | 広報広聴常任委員会 |
| | 町有施設視察（日原診療所・せせらぎ） 全議員 |
| | 平成29年度決算審査特別委員会（1日目） |
| 13日（木） | 全員協議会 |
| | 鹿足郡事務組合議会臨時会（クリーンパルにちはら） |
| 14日（金） | 平成29年度決算審査特別委員会（2日目） |
| 18日（火） | 鹿足土木協会益田県土整備事務所要望（益田市） 議長 |
| | 平成29年度決算審査特別委員会（3日目） |
| 19日（水） | 平成29年度決算審査特別委員会（4日目） |

- 21日(金) 平成29年度決算審査特別委員会(5日目)
- 26日(水) 全員協議会、広報広聴常任委員会
- 10月 2日(火) 広報広聴常任委員会
鹿足郡・邑智郡町村会意見交換会(美加登屋) 議長
宮城県村田町議会視察受入(津庁舎) 議長代理副議長
- 7日(日) 長石少年剣道大会(津和野体育館) 議長
- 9日(火) 広報広聴常任委員会
- 11日(木) 各単位老人クラブ代表者会(町民センター) 議長
- 12日(金) 広報広聴常任委員会
郡町村議会議員研修会(吉賀町) 全議員
- 13日(土) 津和野町駅伝競走大会(木部公民館) 議長
- 15日(月) 広報広聴常任委員会
- 16日(火) 総務経済常任委員会所管事務調査
- 20日(土) 源流サミット・源流の集い(津和野体育館) 議長
- 22日(月) 島根県町村議会議員研修会(松江市) 全議員
- ～23日(火)
- 25日(木) 総務経済常任委員会現地調査(脇本わさびリースハウス
地域食材供給施設)
- 29日(月) 鹿足郡事務組合定例会、鹿足郡不燃物処理組合定例会
鹿足郡養護老人ホーム組合定例会
- 30日(火) 第7回臨時会、全員協議会
- 31日(水) 文教民生常任委員会現地調査(うしのしっぽ 直地保育園
幼花園)
- 11月 3日(土) 津和野町功労者表彰式(日原小学校体育館) 議長
- 8日(木) 富山県小矢部市議会視察受入(町民センター) 議長
- 14日(水) 全員協議会
- 20日(火) 町村議会議長全国大会(東京都) 議長
- ～22日(木)
- 20日(火) 山陰観光シンポジウム(萩市) 全議員
- 23日(金) 新嘗祭・農産物品評会(稻成神社) 議長代理副議長
- 26日(月) 益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会(益田市)
- 29日(木) 議会運営委員会
文教民生常任委員会所管事務調査
- 30日(金) 一般質問通告締め切り 正午
- 12月 2日(日) 鹿足地区更生保護女性会会員研修大会(日小体) 議長
- 3日(月) 議会運営委員会

4日(火) 鹿足郡事務組合議会臨時会(クリーンパルにちはら)

【表彰】

10月26日(金) 平成30年度市区町村議会議員総務大臣感謝状
(在職議員35年以上) 後山 幸次

【視察】

10月 2日(火) 宮城県村田町議会(16名) 景観計画について
11月 8日(木) 富山県小矢部市議会(9名) UIターンの取り組みについて

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合議会の報告に関する書類及び平成29年度財政援助団体等監査の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4. 議案第120号

日程第5. 議案第121号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第120号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について及び日程第5、議案第121号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についての2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 皆様、おはようございます。本日は12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。今定例会に提案をいたします案件は、条例案件2件、一般会計を初め各会計補正予算案件6件、報告案件1件の合計9案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第120号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第121号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) おはようございます。

それでは、議案第120号を御説明いたします。

なお、お手元に今回の給与関連条例に係る参考資料、1枚紙でございますが、用意しておりますので、ごらんいただければと思います。

津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正につきましては、1ページ目でございます。

今回の一部改正につきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠いたしまして、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものでございます。年間で0.05月引き上げるものでございます。

アの平成30年度でございますが、現行の「3.30月」が「3.35月」となるものでございます。なお、今年度は6月分が支給済みですので、12月分で調整するものがあります。

また、イの平成31年度以降でございますが、6月支給月を「1.60月」を「1.65月」へ、12月支給月「1.75月」を「1.70月」へ改正するものでございます。

平成31年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第121号を御説明申し上げます。

津和野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、先ほどの参考資料の2ページ目をごらんをいただけたらと思います。

今回の一部改正につきましては、人事院勧告を受けまして、職員等に対して支給いたします給料及び諸手当につきまして、所要の改正を行うものでございます。

給料表の改正につきましては、このたびの人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準拠して改正するものでございます。なお、平均して0.2%の引き上げとなります。

施行期日は、平成30年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

次に、勤勉手当の支給割合の改正でございますが、年間で0.05月分を引き上げるものでございます。

アの平成30年度でございますが、期末手当とあわせまして、現行の「4.40月」が「4.45月」となるものでございます。

また、再任用職員につきましては、年間で0.05月引き上げ、「2.30月」が「2.35月」となるものでございます。なお、今年度は6月分が支給済みでございますので、12月分で調整するものであります。

また、イの平成31年度以降でございますが、6月支給月「0.9月」を「0.925月」へ、12月支給月「0.95月」を「0.925月」へ改正するものです。

平成31年4月1日から施行するものでございます。

続いて、宿日直手当の改正でございますが、人事院勧告を受けまして、宿日直手当が、現行1回につき「4,200円」が「4,400円」の200円の引き上げとなっているものでございます。

また、通常の執務時間以降、17時15分から行われる宿直勤務につきましては、「6,300円」から「6,600円」へ改正されるものです。

施行期日は、平成30年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第122号

日程第7. 議案第123号

日程第8. 議案第124号

日程第9. 議案第125号

日程第10. 議案第126号

日程第11. 議案第127号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第122号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第5号）より、日程第11、議案第127号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第122号でございますが、平成30年度津和野町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,437万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億640万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第123号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ794万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,491万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第124号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ440万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7,315万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第125号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,307万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第126号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入支出の総額にそれぞれ7万8,000円を追加し、収益的収入

総額7億5,288万6,000円、収益的支出総額7億4,431万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第127号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算(第3号)についてでございますが、収益的収入を43万3,000円減額し、収益的収入総額3億6,842万7,000円、収益的支出を288万4,000円追加し、収益的支出総額3億4,718万1,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(岩本 要二君) それでは、議案第122号を御説明いたします。

まず、5ページ目をごらんください。

第2表地方債補正の変更でございます。総額で3,280万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、22ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせて御参照いただけたらと思います。

全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、特別職及び一般職の給与条例等の改正や年度中に変更が生じた諸手当によるものなどを計上しております。

それでは、総務費の一般管理費の備品購入費でありますけれども、町長公用車購入費437万1,000円を新たに計上しております。

26ページをごらんください。

情報処理費の備品購入費として、OSサポート更新に伴うパソコン購入費2,354万4,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、定住対策費の負担金補助及び交付金として、空き家バンク登録件数の増に伴い、空き家バンク登録物件改修補助金349万9,000円を増額しております。

道の駅管理費の負担金補助及び交付金として、なごみの里温浴施設通路・ホール照明器具取りかえ等のなごみの里修繕工事負担金261万8,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、地域情報化推進事業費の負担金補助及び交付金として、第3期F T T H化調査設計費に伴い、鹿足郡事務組合負担金1,058万4,000円を増額しております。

地方創生推進事業費の農林課分として、なごみの里販売所改修費の1,009万8,000円を工事請負費から備品購入費へ組み替え計上しております。

津和野城山整備事業費の委託料として、遊歩道等整備工事実施設計業務委託料等905万円を増額をしております。

それでは、38ページをごらんください。

民生費の社会福祉総務費の負担金補助及び交付金では、後期高齢者医療広域連合負担金287万9,000円を減額、貸付金として、社会福祉法人つわの清流会への貸付金450万円を新たに計上、繰出金では、国保及び介護保険特別会計への繰出金177万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、障害者福祉費の扶助費では、障害者自立支援給付事業の利用実績の増に伴い、居宅介護分等1,126万6,000円及び障害児給付事業の利用実績の増に伴い、障害児給付費100万2,000円を増額しております。

国民年金事務費の委託料といたしまして、国民年金システム改修委託料136万1,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金として、幼稚園及び広域入所に係る支出見込み額の増に伴い、施設型給付費等負担金2,036万4,000円を増額、木部、直地及びうしのしっぽの各園に係る支出見込み額の増に伴い、地域型保育給付費負担金808万7,000円を増額しております。

48ページをごらんください。

衛生費の保健衛生総務費の扶助費として、支出見込み額の増に伴い、精神障害者医療費等助成金等104万8,000円を増額しております。

続いて、54ページをごらんください。

農林水産業費の農地費の負担金補助及び交付金として、中山・長福地区、堤田地区の事業量増に伴い、県営農業競争力基盤整備事業負担金665万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金として、福谷地区の事業量増に伴い、県営中山間地域総合整備事業負担金400万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の報酬として、地域おこし協力隊1名減による委員報酬199万2,000円を減額、有害鳥獣駆除等事業の負担金補助及び交付金として、イノシシ等の捕獲数の増に伴い、有害鳥獣捕獲奨励事業費補助金100万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、林道新設改良費の委託料として、林道大久保線の改良工事に伴い、測量設計業務委託料400万円を減額し、工事請負費として400万円を組み替え計上をしております。

68ページをごらんください。

土木費の土木総務費の負担金補助及び交付金の県営事業負担金として、扇町急傾斜地対策事業の用地調査費及び後田山根丁地区県単急傾斜地崩壊対策事業費の合計135万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、道路橋梁総務費の委託料といたしまして、入札減により道路台帳更新業務委託料102万1,000円の減額及びPCB除去に伴い、道路橋PCB調査業務委託料163万3,000円を増額しております。

道路維持費の需用費として、重機等修繕料100万9,000円の増額、工事請負費として、町道舗装修繕及び豪雨災害による土砂撤去費等の合計586万9,000円を増額しております。

74ページをごらんください。

道路長寿命化対策事業費の委託料として、旭橋の耐震化に伴い、長寿命化対策技術支援業務委託料246万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、住宅管理費の需用費として、町営住宅の給湯器凍結破損等の修繕料261万7,000円を増額、委託料といたしまして、入札減による中座団地ストック改善事業設計監理業務等310万円の減額、工事請負費として、造成地のり面保護工事等に伴い、青原住宅集会所敷地造成工事費等210万円を増額をしております。

続いて、84ページをごらんください。

教育費の小学校費学校管理費の需用費として、各小学校への空調設備設置に伴い、電気料等の増額による光熱水費等282万1,000円の増額、委託料として、防火設備保守点検委託料165万3,000円を増額をしております。

88ページをごらんください。

中学校費学校管理費の委託料として、防火設備保守点検委託料136万1,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、社会教育総務費の委託料として、図書館建設等に伴い、図書館システム構築委託料791万8,000円の増額、工事請負費といたしまして、木部公民館外壁等修繕工事519万5,000円及び青原公民館駐車場整備解体工事130万円の合計649万5,000円を増額、備品購入費として、日原小学校体育館利用パネルスクリーン購入費136万6,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、文化財保護費の備品購入費として、藩校養老館開館に伴い、備品購入費424万円を増額、貸付金として、歴史文化基本構想活用観光拠点形成推進協議会貸付金1,000万円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、郷土館費の備品購入費として、亀井家資料及び三松園旧蔵資料購入費1,000万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、安野光雅美術館費の需用費として、館外展実施に伴い、展示用額等の修繕料177万4,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、教育魅力化推進事業費の報酬として、教育魅力化コーディネーター等不用額157万2,000円を減額、賃金として、外国語支援員賃金不用額127万6,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、日原地区体育施設費の需用費として、日原体育館バスケットゴール等修繕料378万6,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費の現年林道災害復旧費の工事請負費として、林道笹山山入線のり面災害復旧工事費460万4,000円を増額をしております。

また1枚めくっていただきまして、諸支出金の国県支出金還付金では、平成29年度の生活保護費等国庫負担金返還金等910万8,000円を計上をしております。

それでは、続きまして歳入の御説明をいたしますので、10ページにお戻りをください。

まず、地方交付税でございますが、普通交付税を1億4,000万円増額をしております。

分担金及び負担金の農林水産業費分担金では、中山・長福地区、堤田地区の事業量増に伴う県営農業競争力基盤整備事業地元負担金285万円を増額をしております。

使用料及び手数料の教育使用料では、入館者数の減による森鷗外記念館入館料307万6,000円の減額、安野光雅美術館入館料397万1,000円を減額をしております。

国庫支出金の民生費国庫負担金では、基準額算定に伴い、障害者自立支援給付費国庫負担金716万3,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、子どものための教育・保育給付費負担金では、幼花園及び広域入所に係る支出見込み額の増に伴い、施設型給付費等負担金486万6,000円及び木部、直地、うしのしっぽの各園に係る支出見込み額の増に伴い、地域型保育給付費負担金660万1,000円の合計1,146万7,000円を増額をしております。

委託金の民生費委託金では、国民年金システム改修に伴い、国民年金事務費委託金136万1,000円を増額をしております。

県支出金の民生費県負担金では、基準額算定に伴い、障害者自立支援給付費負担金358万1,000円を減額をしております。

子どものための教育・保育給付費負担金では、幼花園及び広域入所に係る支出見込み額の増に伴い、施設型給付費等負担金235万8,000円及び木部、直地、うしのしっぽの各園に係る支出見込み額の増に伴い、地域型保育給付費負担金331万5,000円の合計567万3,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、民生費県補助金では、重度訪問介護等の利用促進に伴い、市町村支援事業費補助金1,728万1,000円を増額をしております。

教育費県補助金では、教育魅力化推進事業費の減額に伴い、教育魅力化推進事業費交付金107万4,000円を減額をしております。

災害復旧費補助金では、林道笹山山入線の災害復旧事業費に伴い、災害復旧費補助金299万1,000円を増額をしております。

財産収入の物品売り払い収入では、安野光雅美術館のミュージアムグッズ売り払い収入274万7,000円を増額をしております。

寄附金の総務費寄附金では、津和野城山整備事業費の寄附金として977万4,000円を増額をしております。

繰入金の旧日原町ふるさと創生基金繰入金として、日原小学校体育館利用パネルスクリーン購入費、日原体育館バスケットゴール修繕料及び青原公民館駐車場整備解体工事に伴い、繰入金630万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、諸収入の貸付金元利収入では、歴史文化保存協議会貸付金返還金1,000万円の減額及び社会福祉法人つわの清流会貸付金返還金450万円を増額をしております。

雑入の安野光雅美術館分では、館外展等貸出料等188万6,000円を増額をしております。

続いて、町債でございます。町債の総務債の過疎対策事業債では、第3期F T T H化調査設計費に伴い、鹿足郡事務組合負担金1,050万円及び図書館システム構築委託料に係る790万円の合計1,840万円を増額をしております。

農林業債では、中山・長福地区の県営農業競争力基盤整備事業負担金に伴い、辺地対策事業債190万円を増額、堤田地区の県営農業競争力基盤整備事業負担金に伴い、過疎対策事業債590万円を増額しております。

土木債では、後田山根丁地区県単急傾斜地崩壊対策事業等の防災対策事業に係る一般単独事業債140万円を増額、青原住宅集会所敷地造成工事に伴い、過疎対策事業債240万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧債では、林道笹山山入線ののり面災害復旧工事費等に伴い、農林水産業施設災害復旧債190万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第123号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費14万円増のうち、給料、職員手当等、共済費13万円は、職員の給与条例の改正等によるもの、委託料1万円は、電算システム改修委託料によるものでございます。

12ページをごらんください。

一般被保険者高額療養費780万円増は、今年度のこれまでの給付実績と今後の給付見込みの増加によるものです。

続いて、歳入を御説明しますので、8ページをごらんください。

県支出金の保険給付費等交付金780万円増は、歳出で説明しました一般被保険者高額療養費の増加によるものです。

一般会計繰入金 14 万円増は、歳出で説明しました総務費の一般管理費の増加によるものであります。

次に、議案第 124 号平成 30 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10 ページをごらんください。

総務費の一般管理費 29 万 5,000 円増のうち、給料、職員手当等、共済費 22 万 2,000 円は、職員の給与条例の改正等によるもの、旅費 7 万 3,000 円増は、地域包括ケアシステム関連会議及び研修旅費によるものであります。

12 ページをごらんください。

認定調査費 6,000 円増は、職員の給与条例の改正等によるものであります。

14 ページをごらんください。

保険給付費の居宅介護サービス給付費 3,335 万円減、地域密着型介護サービス給付費 3,300 万円増は、町内の通所介護事業所が、今年度より地域密着型サービスに変更されたため、組み替え変更を行ったものであります。

居宅介護福祉用具購入費 35 万円増、居宅介護住宅改修費 150 万円増は、実績見込みによるものであります。

16 ページをごらんください。

特定入所者介護予防サービス費 12 万円増は、実績見込みによるものであります。

18 ページをごらんください。

地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費 60 万 4,000 円増のうち、給料、職員手当等、共済費 57 万 9,000 円は、職員の給与条例の改正等によるもの、負担金補助及び交付金 2 万 5,000 円増は、介護支援専門研修負担金によるものであります。

任意事業費 13 万 7,000 円増は、成年後見申し立て費用によるものであります。

生活支援体制整備事業費 200 万円増は、来年 1 月より生活支援コーディネーターを津和野町社会福祉協議会へ委託するためのものであります。

20 ページをごらんください。

諸支出金の第 1 号被保険者保険料還付金 8 万円増は、過年度分の保険料還付によるものであります。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、8 ページをごらんください。

国庫支出金の介護給付費負担金 32 万 4,000 円増、国庫補助金の調整交付金 15 万 5,000 円増、支払基金交付金の介護給付費交付金 43 万 7,000 円増、県支出金の介護給付費負担金 20 万 3,000 円増、一般会計繰入金の介護給付費繰入金 20 万 3,000 円増は、歳出で説明しました保険給付費の増減に伴うものであります。

国庫補助金の包括的支援事業・任意事業交付金 77 万円増、県補助金の包括的支援事業・任意事業交付金 38 万 5,000 円増、一般会計繰入金の包括的支援事業・任意事

業繰入金112万6,000円増のうち38万5,000円、介護保険準備基金繰入金50万円増のうち46万円は、歳出の地域支援事業費の生活支援体制整備事業費で説明しました支出に係るものであります。

一般会計繰入金の包括的支援事業・任意事業繰入金112万6,000円増のうち74万1,000円は、歳出の地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費及び任意事業費で説明しました支出に係るものであります。

一般会計繰入金の職員給与費等繰入金22万2,000円増、事務費繰入金7万9,000円増は、歳出の総務費で説明しました支出に係るものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第125号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。

営業費でございますが、給料、期末勤勉手当、共済費等につきましては、給与改定に伴うもので、合計3万3,000円の減額でございます。また、職員手当につきましては、職員の時間外手当10万8,000円を計上しております。

役務費につきましては、公用車の登録手数料3万6,000円を計上しております。

続きまして、12ページをごらんください。

施設整備費でございます。委託料でございますが、設計変更及び入札差金等に伴います下水道詳細設計の委託料1,000万円の減額でございます。

工事請負費につきましては、下水道工事に伴います舗装工事の追加箇所の増額分として1,250万計上しています。

補償費でございますが、下水道工事に伴う水道移設工事の補償費が設計変更により必要なくなったことから300万円の減額となりました。また、新たに電柱の移転補償が必要となったことから50万円の計上となり、差し引き250万円の減額でございます。

戻りまして、8ページ、歳入をごらんください。

一般会計繰入金としまして11万1,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 続きまして、議案第126号を御説明いたします。

収益的予算の3ページをごらんください。

収益的支出の医業費用の給与費7万8,000円は、給与条例改正による増額分であります。

上段の収益的収入におきましては、医業外収益の負担金交付金7万8,000円は、給与費にかかわる増額分であります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第127号を御説明いたします。

14ページの支出をごらんください。

営業費用の原水及び浄水費でございます。給料、手当、法定福利費等につきましては、給与改定に伴うもので、合計10万1,000円計上しています。

燃料費につきましては、燃料費の高騰に伴うもので、3万7,000円計上しております。

続いて、配水及び給水費でございます。給料、期末勤勉手当、法定福利費等につきましては、給与改定に伴うもので、合計15万5,000円及び時間外手当につきましては、漏水対応等に伴う時間外手当43万1,000円を計上しております。

燃料費につきましては、燃料費の高騰に伴うもので3万7,000円計上しております。

修繕費ですが、青原地区の漏水の修繕、鷺原、風呂屋橋、枕瀬地区の配水管修繕、笹山配水池水位計修繕等で133万1,000円計上しております。

工事請負費としまして、鷺原地区公共下水道に伴う配水管移設工事で支障移転する予定であったものが、設計変更により移転する必要がなくなったことから600万円減額になっております。

続いて、総係費でございます。給料、期末勤勉手当、法定福利費につきましては、給与改定に伴うもので、合計30万6,000円及び時間外手当1万1,000円計上しております。

賃金につきましては、2カ月分の臨時雇用の賃金26万4,000円計上しております。

続きまして、16ページをごらんください。

手数料につきましては、水道施設の土地調査及びガス給湯器の法定点検等で136万2,000円計上しております。

減価償却費でございますが、29年度分の額の確定に伴い、追加計上470万4,000円計上しております。

特別損失、過年度損益修正損につきましては、給与改定に伴い2万4,000円計上しております。

戻りまして、14ページ、収入をごらんください。

水道事業収益の営業外収益でございますが、長期前受金戻し入れとしまして、先ほど支出で御説明しました29年度分の減価償却追加計上に伴う国庫補助金部分の収益化の額で156万7,000円計上しております。

雑収益でございますが、先ほど支出で説明いたしました下水道工事に伴う支障移転がなくなったことによりまして、補償費300万円の減額、また、下高野配水池、落雷による共済金が100万円追加計上となったことにより、差し引き200万円の減額でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第12. 報告第12号

○議長（沖田 守君） 日程第12、報告第12号専決処分の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第12号でございますが、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第12号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、平成30年10月25日に専決処分をしたものであります。

損害賠償の額につきましては、7万4,730円でございます。

損害賠償の相手方につきましては、[総務財政課長説明]でございます。

事故の内容でございますが、平成30年7月31日午後1時10分ごろ、医療対策課の介護支援専門員が公用車を運転中、津和野駅前医療従事者住宅前の県道萩津和野線と町道後田丁線との交差点において、一時停止線で停車しておりました。車が通り過ぎたことを確認して、町道後田丁線に進行しようとアクセルを踏んだ瞬間に右側（錦橋側）から進行してきたバイクが視界に入り、ブレーキを踏みましたが間に合わず、バイクと接触をしたものでございます。接触後、バイクは一旦停止いたしましたが、バランスを崩して倒れております。また、両車とも左フロント部を損傷したというものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上の報告であります。特に質疑があれば受け付けます。ありませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結をいたします。

なお、本日までに受理した要望書は、既に議員各位のところに配付済みであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

午前9時48分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成30年 第8回(定例)津和野町議会会議録(第2日)

平成30年12月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月10日 午前9時00分開

議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番	草田 吉丸君	2番	米澤 宥文君
3番	川田 剛君	4番	道信 俊昭君
5番	板垣 敬司君	6番	丁 泰仁君
7番	御手洗 剛君	8番	三浦 英治君
9番	寺戸 昌子君	10番	後山 幸次君
11番	岡田 克也君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、事前に御連絡を申し上げたいと思いますが、本日、一般質問の9番、寺戸議員の質問のときに、赤旗新聞の記者が写真撮影を後部座席からお撮りになる、こういう申し出がありますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、御手洗剛君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 議席番号7番、御手洗剛でございます。通告に従いまして、一般質問3項目について御質問いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。生活水の安定確保についてでございます。

水道施設の整備については、町の上水道施設として直営管理していくような方式に転換し、老朽化の激しい施設から順次計画的に進められております。

しかし、第2次津和野町総合振興計画によると、安心して飲める生活飲料水を確保するために必要な施設整備に対しては助成を行っているものの、上水道未普及地域解消に至っておらず、解消に向けての取り組みが今後の課題であるとしています。

そのような状況の中、近隣で水源確保が困難な地域においては、上水道がないことで、生活面で、在住者はもとより移住者受け入れにあっても、他地域に比べ大きなハンデをこうむっている状況にあると言えます。

近年、社会情勢の変化や少子高齢化等による給水人口の減少により、水道事業は厳しい経営状況にあると認識をしておりますが、住民生活や産業活動に欠かすことのできないライフラインとして、安全で良質な水の安定供給は行政の使命でもあると言えます。

以上のことに鑑み、今後の水道施策についてお尋ねをいたします。

1点目、簡易水道事業統合計画により、本年3月に経営統合し、4月より地方公営企業法の適用を受け、企業会計により直営管理することとなりました。今後の目指す方向についてお尋ねをいたします。

2番目に、平成30年3月末における上水道の普及率及び未普及地域の現状と未普及地域に対する今後の対応策についてお尋ねします。

三つ目に、合併浄化槽の年度ごとの設置状況及び規模別の設置補助金並びに補助金を受けるための申請手続の住民への周知状況についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日からの一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。生活水の安定確保についてでございます。

当町の水道事業は、議員御質問のとおり、特別会計として、平成29年度は4簡易水道事業の経営をしておりましたが、平成29年度末に統合を行い、地方公営企業法の適用を受ける上水道事業として4月より経営を行っております。

当町の水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による人口減少に伴い、給水人口は大幅に減少し、料金収入についても大きく減少する見込みとなっております。

また、建設から相当年数が経過した主要施設、耐震性が十分と言えない状況の施設・管路があり、建設改良費が増加する傾向となっております。そのため、今年度より管路更新計画、耐震化計画の策定を進めており、建設事業の平準化を行います。また、有収水量の推移から適正な料金収入が見込める料金水準の検討を行うこととしております。

二つ目の御質問であります。平成30年3月末における普及率は94.6%（津和野地区92.9%、日原地区96.8%）となっております。平成29年10月に作成した水道未普及地域解消計画では、水道未普及地域は23カ所（387人分）に存在し、現在、井戸水や沢水等を利用している状況であります。これらの地域は、自己水源があるため整備不要な地域や、施設整備に課題があり、整備できない地域であり、現在のところ、一部地域を除き、未普及地域解消は未定となっております。

現在、水道未普及地域及び未計画地域においては、町単独事業として、衛生的な飲料水の確保を目的に、給水施設を設置する個人や集落に対し補助を行っており、平成27年度、20万3,000円、1件、平成28年度が3件で74万2,000円、平成29年度、2件で18万800円の補助を行っております。

三つ目の御質問であります。合併浄化槽の設置状況については、平成27年度18戸、平成28年度17戸、平成29年度12戸で推移しております。

また、規模別の補助金の限度額については、5人槽33万2,000円、6～7人槽41万4,000円、8～10人槽54万8,000円となっており、補助額の3分の1に対し、国の交付金事業を財源として活用しております。

補助金の申請については、例年、町広報誌へ本事業に関する記事を掲載することにより、住民の方への周知を図っております。

また、町ホームページに、本事業に関する情報と問い合わせ先を掲載しており、申請書類等の各種様式についてもダウンロードすることが可能となっております。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

水道事業推進における課題、問題点、御回答いただいておりますが、それ以外といたしますか、特に今後の課題となる事柄について、どのようなことが上げられるかについて御質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、今後の課題についてという御質問でありますけれども、先ほどありましたとおり、現在のところ、町内の水道未普及地域解消につきましては、時期については未定となっておりますということでございます。

課題等につきましては、いずれにつきましても配水池、それから配水管等の大規模な整備が必要となります。取水及び管路等の調査・計画、また、町にとりまして大きな財政負担ともなってくるのが予想されます。町としましては、先ほども申し上げましたけれども、整備は特に今のところ考えておりませんが、将来的に施設整備が必要な場合、検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 上水道の普及率については94.6、津和野地区では92.9、日原地区が96.8%となっているということでございます。依然として未普及地域が存在するという実態にあるわけでありまして、全体的なパーセンテージをいいますと九十数%でありますので、かなりのところが充足されている実態にはありますが、未普及の地域が現存するという事は、その地域におられる方にとっては、大変不便さを与えているという実態に変わらないわけでありまして。

また、この未普及地域においては大きな課題があるということの中で、その整備ができない地域もある、施設整備ができない状況の中で、今後、課題が大きい中でこの解消を図ることが困難性をきわめ、また、この解決に当たっては未定であるというふうな回答もいただいております、ますます計画にのっていないというふうな状況も見られるわけでありまして。これは大変な問題であると認識をするものでございます。

平成29年度における水道事業の決算状況を見ますと、赤字補填として一般会計や基金取り崩し等により、繰入金として1億4,000万程度のものが計上されている厳しい環境下にはあるというふうに認識はしております。

そういった中で、国においては、今月6日、水道事業の基盤を強化するとする改正水道法が衆議院本会議で可決、成立いたしました。自治体が民間事業者へ運営権を売却するコンセッション方式の導入が柱でございまして、水道事業の経営改善や水道管の老朽化対策につなげるのが目的で、来年秋にも施行するとしております。

コンセッション方式は、当町でも、最近になりまして公共施設建設のためのPFI方式、民間資金を活用した社会資本整備の一つとなっております。この中でも、運営権を売却するには事業認可を返上する必要があるが、自治体が認可を持ったまま売却

できる仕組みというものであります。民間の経営ノウハウを取り入れて、コスト削減を促すとしております。

このようなことは、当町においては、大変現実的でないものでありまして、この受け入れといいますか、こういった対応は困難性をきわめるといふような感じがしておりますが、将来的にこのような方式についての可能性があるのかどうか、これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） 先ほどの御質問でコンセッション方式、要は、今回の水道法改正に伴いまして、コンセッション方式の導入についてどうかという御質問でございますが、このコンセッション方式というのは、運営権を基本的に町が権利を民間のほうに譲り渡しまして、経営を民間の資金で、あるいは民間の財力で、あるいは民間の技術力でやっていただくというものでございます。

先ほどの中にもありましたとおり、コンセッション方式につきましては、今、町としましても、あるいは日本全国としましても、まだ導入につきましては創成期でございます。まだまだ、これから中身が決まっていくのだろうというふうに思いまして、今のところ、町としましては包括的なコンセッションのことも考えるということも必要でございます。町としましては、今のところ水道事業にかかわりましては、考えておりませんという回答になると思います。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） このことについては、大変、国での論議は交わされておりますが、現実的には難しいものだなというふうに理解するものでございます。

先ほどの未普及地域に対することについての御回答はあったわけではありますが、木部地域の中におきましても、特に三歩市、奥ヶ野地区、これは大字といいますか中山でございますが、人口が45戸、住民が108人おられるというふうに思っておりますが、ここにおきましては、いまだ上水道がなく、住民の方々は井戸水を利用しております。その井戸水も十分な水量がなく、使用に当たりましては飲み水や風呂を優先し、トイレにつきましては依然としてくみ取り処理をしているということでもあります。

また、井戸水に水量が十分でないことで、夏場におきましては枯渇してしまう不安を持たれている家も少なくないわけでもあります。いろいろと私も住民の皆さん方とお話をする中で、このことが、今、この地区では一番不安な状況にあるという声を聞くところでございます。

過去におきましても、上水道設置につきまして、町長への陳情要請が行われました。しかし、水源が近くにない、その理由で設置困難とされてきている状況にございます。当該地区におきましては、何よりも生活面で上水道設置が優先すべき事柄として位置づけられております。住民の方々は、一日も早い設置を希望されている状況にございます。

そこで、上水道未普及地域への対応として、まずは上水道設置に関する要望調査と水源確保について、再調査をしていただく必要があると考えます。今のところ、こうした水源がない地域において、いつ、この解消に向けての取り組みを始めるということが未定であるという御回答もあったわけでありますが、今後の調査実施に向けての取り組みにつきまして見解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） 未普及地域に対します今後の調査、検討ということですが、今、津和野町内には未普及地域が全部で23カ所ございます。津和野、日原、両方とも合わせまして23カ所ございます。この23カ所につきましては、いずれの地区の整備につきましても、配水池、それから配水管等の施設整備が必要になってまいります。

したがいまして、当面の間、整備は考えておりませんと、さっき御回答しましたけれども、将来的に整備が必要な場合、調査あるいは先ほど申しましたとおり、水源の調査あるいは管路等の調査等もして、将来的に必要な場合には検討したいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 将来的に必要なかどうかというのは、町が判断するものですか。現実的には、解消に向けての取り組みをしてほしいというのは、住民の声であります。そういった中で可能性があるかどうかを調査することも、それは町としては必要であろうかと思いますが、やはり解消に向けての取り組みを確実に進めていくということが、やはり行政責任ではなからうかなと考えるものであります。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、住民の方々は現状は大変不安な状況にあると。飲み水にしても十分でないような状況、トイレにまだくみ取りがある、九十数%の方々は上水道があり、そういった排水処理に向けても整備をされておるという現実、これを踏まえると、やはり未普及地域への対応というものは、困難性はきわめるかもしれませんが、これは進めていってもらわないと住民は納得しない、そのようにも考えておるところであります。

特に、未普及地域が23カ所あるというふうな状況にあるわけでありまして。この住民数が387人と書いてありますが、そのうち、先ほど申し上げましたように、この中山地区におきましては45戸の108人の住人がおられるわけでありまして。かなり大きなウエートを占めているということもございます。すぐに整備ができようとは考えておりません。ですが、着実に、この解消に向けての取り組みが実施されるということが必要なわけでありまして。そのための、行政として最大限の努力、調査なり水源を探る、また管路をつなぐといいいますか、そういったことでの調査というものは大変重要な位置づけがあるのではなからうかというふうに思っておるところであります。

町長に、そういった再調査に向けての取り組みについて、今後、住民の声を反映するといえますか、そういったことについての見解をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 水道の施設整備の事業につきましては、非常に1カ所当たり、大きなお金がかかるということがあるわけがございます。それでも、この水というのは住民生活の、まさに命の源になるものでありますから、できるだけこうした施設整備も、財政苦しい中でも計画的にやっていかなきゃならないということで、これまでも笹山地区が水道事業を終えたところで、現在、麓耕地区にそうした施設整備ができないかということでございまして、いろんな調査事業を進めてきているという状況であります。

また、それ以前には福谷地区でございました。あそこも未普及地域でもありましたので、その解消ということでございまして、我々、執行部サイドといたしましても、こうした未普及地区の解消というのは、できるだけ努力をしなければならないということで、これまでもやってきたつもりでありますし、これからもそのスタンスは変わりがないところであります。

そうした中、以前、その三歩市と奥ヶ野地区の皆様方から、この要望書をいただいたということ、当然、私自身も認識しているわけですが、その後、その当時の担当課と、それから地域の方々との話し合いをされてきたというところでございます。

一つは、先ほど議員御指摘のように、水源が、なかなか今、見つかっていない状況で、現行の水道施設からくみ上げるような形になっていくと、これまた莫大な費用がかかるという現実的な課題があるということと、あわせましてもう一つ、これは私が当時の担当課から報告を受けていた話でありますけれども、要望を出された地域が、これもまた住民負担も出てくることでありますので、一枚岩に意見が統一されていないと、当時は。そういうようなお話も、私自身は担当課から報告として聞いておったという状況において、それがなかなか具体的に進まず、今のままで来ておったというようなところであります。

そうした背景でもありますので、改めて、きょう議員も御指摘いただいたように、両地区の皆さんが、本当に一枚岩で意思統一もなされた上で、この未普及地域の解消に向けて御協力もいただけるということであれば、特にこの水源の調査というのは、地元の方々に御協力いただかなきゃならない部分でもありますので、そういう面で、これからより一層検討するように努めてまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 合併浄化槽についての御質問もしたわけですが、やはり合併浄化槽設置についても、上水道というものがあって初めてなせるわけです。今、町長からも御回答いただきました。担当課におかれましても前向き

に、将来的な未普及地域の解消に向けてというのは、いつまでたっても計画が未定では困るわけであります。まずは調査していくということが、住民が安心される一つの過程ではなかろうかなというふうに認識をするものでございます。今後とも御努力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、2番目の質問にまいりたいと思います。高齢者の運転免許証自主返納に伴う優遇策についてであります。

近年、高齢ドライバーによる交通事故が多発する中、運転免許を自主返納する方もふえております。平成29年度の自主返納者は、全国で過去最高の42万2,000件を超えたとの報告がっております。当町におきましても例外でなく、高齢者による自動車事故が頻発するとともに、免許返納者も増加傾向にあります。

しかし、過疎高齢化が進む中、山間僻地に住まいする高齢者の方々は、病院や買い物等の交通手段として自動車を使用されている実態がございます。

全国的には、高齢ドライバーの免許返納に伴い、各種特典を用意し、交通安全と利便性の確保に努めていると聞いております。本町におけます優遇策の現状と、今後の施策についてお尋ねをいたします。

1番目に、本町の平成30年10月末現在の高齢化率は47.4%とお聞きしておりますが、前年同期に比べ0.1%上昇しているというふうに聞いております。高齢者の免許取得者数並びに取得率の現状把握はどのようになっているかをお尋ねいたします。

2番目に、本年度予算におきましては、生活バス対策費のうち、町内バス路線の運行業務委託料として6,915万7,000円計上されております。高齢者の免許返納に伴う特典として、町内での生活バス利用の無料化を提案するものでありますが、その可能性についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者の運転免許証自主返納に伴う優遇策についてお答えをさせていただきます。

議員御質問にありますように、高齢化が進み高齢ドライバーがふえるとともに高齢者がかかわる事故もふえる中、運転免許証の自主返納を行う方もふえております。

津和野町においては、本年9月30日現在、免許取得者4,843名のうち高齢者数が1,929名で、高齢者免許保有率が39.8%となっております。

また、平成30年10月末現在の津和野署管内の高齢者事故件数は7件となっており、全体の50%を占めております。また、津和野町内の運転免許証自主返納件数としては、同月末現在35名の方が自主返納を行っておられます。

二つ目の御質問であります。町営バスにつきましては、津和野地区と日原地区を合わせまして13路線68便に加え、乗り合いタクシー事業を二つの地区で運行しております。津和野地区と日原地区の町営バス事業等の平成30年度の当初予算額は6,915万7,000円でございます。財源といたしましては、町営バス事業では島根県交付

金454万2,000円、運賃収入使用料が381万6,000円、地域生活交通再構築実証事業補助金149万1,000円、特定財源合計が984万9,000円であり、一般財源が5,930万8,000円となっております。

町営バス全体の利用状況といたしましては、平成28年度2万3,643人、平成29年度2万2,502人と年々減少している状況でございます。

高齢者の運転免許証の返納に関しまして、島根県内では、運転免許証を返納される場合にタクシー割引の助成制度や公共交通で利用できる乗車券を交付する等の優遇策を実施している自治体もございます。

議員御指摘の高齢者の免許返納に伴う特典として、町内での生活バス利用の無料化について町営バスで試算しますと、町営バスを利用される方のうち、高齢者の割合を8割、そのうち3割の方が免許証を返納された方と仮定いたしますと、本年度に計上する町営バス使用料381万6,000円のうち91万6,000円を減額することになり、町営バスの使用料収入は290万円となります。

高齢者の免許返納に伴う特典として、町内での生活バス利用の運賃無料化に関しましては、対象者の年齢や期間、補助額や財源等について、地域公共交通会議で協議し検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 高齢ドライバーの方々におかれましては、自身では安全運転に努めておられるというふうに理解をするものでありますが、どうしても徐々に加齢が進み、運動神経の衰えや集中力の低下が進んでいくものと推察をいたします。免許返納は、ドライバーにとりましては苦渋の選択であろうと推測をいたします。何よりも利便性の確保をすることが肝要であると考えられます。

行政施策としての対応につきまして、今後、現状を踏まえる中で地域公共交通会議等で協議をし、検討するという御回答をいただきました。これにつきましては、今の事故が頻発する状況を踏まえますと、やはりどうしても家族の方々等から本人さんに自主返納を促すというふうな声は一層高まる状況にもあろうというふうに思っております。

前向きな優遇策、特典を行うことで利便性を確保するということの必要性を思いますので、今後そういった会議の中で御検討いただき実施がなされれば、安全運転と利便性の確保という点で一つの策ができ上がるのではなかろうかと、そういうふうに思っております。このことにつきましては、公民館等に集まった中で、いろいろと自治会長さん等からもそういった要望が出されている実態がございます。ひとつ前向きに御検討をお願い申し上げたいと思っております。

それでは、三つ目の項目に入りたいと思います。消防団活動の今後の方向性についてであります。

平成30年4月1日現在における津和野町消防団は、10分団体制の中で、団員数は条例定数350人のところ、313人（うち女性団員28人）の実員数となっております。

活動状況は、平常時におきましては火災予防、教育訓練、機械器具点検等を、非常時におきましては消火、水防、救急救助、搜索活動等で住民の生命と財産を守るといった崇高な精神と使命のもと、自身も本業を持ちながら、団員として、日々精励されております。

一方、近年の少子高齢化による減少の中で、団員確保が消防団における課題ともなっております。以上のことから、次のことについてお尋ねをいたします。

消防団の今後の体制整備及び施設装備計画についてお尋ねをいたします。

2番目に、消防団員の確保対策についてお聞きいたします。

三つ目に、先般、平成30年度上期における消防団員の報酬支払いがなされたようですが、従来の支払い基準から見直しがあったように聞いております。その狙いについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、消防団活動の今後の方向性について、お答えをさせていただきます。

消防団の体制や装備品等の整備につきましては、消防団総合整備計画を策定し、これに基づいて計画的に整備するよう努めております。現在は第2次計画の期間中であり、平成31年度中には、平成32年度からの5カ年を期間とする第3次計画を、団員の代表の方々の意見を伺いながら策定する予定であります。

近年は、免許制度の改正に伴い、消防車両が運転できない団員も発生していることから、消防自動車の更新のあり方についても検討する必要があると認識をしております。また、団員の安全装備品についても、その基準が満たされるよう整備に努めたいと考えております。団員の方々の意見を聞きながら、より緊急性の高いものから整備できるよう努めてまいりたいと考えております。

二つ目の消防団員の確保対策でございますが、各分団において地域内の若い方を中心に勧誘活動を行っていただいております。役場の新規採用職員についても入団するよう指導しているところであります。

また、団員の福利厚生となる消防団員さんさんクラブへの加入も勧めながら、関連する消防団応援の店の店舗数拡大にも努めております。

一方で、近年は条例定数を満たすことができない状況が続いていることから、この見直しについては必要性を感じているところですので、先ほど申し上げました第3次消防団総合整備計画を策定する中で、こうしたことも検討していきたいと考えております。

また、消防団OBの方々による機能別団員制度についてもあわせて検討し、団員数が減少傾向にあっても消防・防災に対する士気が下がることがないように対応してまいりたいと考えております。

三つ目の報酬支払い基準の見直しでございますが、活動実態のない団員への報酬支払いの実態が報道されたことを受け、報酬については、他の消防団の対応を参考にしながら、活動状況を確認した上で支給することといたしました。こうした仕組みをつくることで、住民理解を得ることにもつながると考えますし、団員の士気向上にもつながるものと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 再質問をさせていただきますが、特に施設整備計画でございます。その中で、先ほどの水道の質問をいたしました。その関連の中で、河川に水量が乏しい地域におきましては、火災に際し、消火に苦勞する場面に遭遇いたします。先般も火事があったわけでありますが、なかなか河川に水がないというふうなこと、この水道の未普及地域等の、全く同じなんです。そういった中で消火に苦勞する、この状況でございます。環境に配慮した防火用水の増設を望まれております。この配備について御質問をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 消防団の総合整備計画ということで、その計画の中には消防車両の更新、あるいは装備品の購入計画等盛り込んで、5カ年で策定しております。今、議員のほうから御質問のありました、先般、火事があったときに、水量が足りない状況があったというふうなこともありました。幸いにいたしまして、先般のときには消火栓が近くにございましたので、そういった部分で対応させていただいております。

いずれにしても、防火水槽あるいは消火栓の整備計画につきましても、次年度以降に各分団の代表者の方を1名出していただいた、そういった整備計画を策定する中で、いろんな御意見をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 防火水槽につきましては、各地区でそれぞれ設置されている現状にはございますが、やはり水の少ないところにつきましては、1基だけではどうしようもない現状があるわけであり。団員幹部さんのお集まりの中でも、話は当然出てくるであろうというふうに思っておりますが、集落を回ってみますと、やはりそういった不安を訴えられる住民の方々も少なくございません。今後の検討の中で、一つの課題解決のために御努力をいただくことをお願いしたいと思います。

それから、津和野町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の第12条におきまして、団長から団員に至る階級別の年報酬が定められております。

また、条例第13条におきましては、団員が水火災、警戒、訓練、整備等の職務に従事する場合においては、別表による費用弁償を支給するとあります。

特に、報酬支払いにつきましては、年報酬を上期と下期に半額ずつ支給している実態もごございます。運用に当たりまして、報酬を減額して支給することにつきましては、どのように明記されているか、これについてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 消防団員の皆様の報酬の支払いの関係でございます。

今、議員さん言われましたように、その基準につきましては、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の中で、それぞれ年額報酬、出動手当、整備手当等が定まっております。今、この報酬の見直しを行った基準がどこに明記してあるかということの質問だろうと思うんですが、今、条例上には、そういったものは明記をされておられません。あくまでも年額報酬と手当額を、その額を定めたものが載っております。

それと、今回、報酬の見直しを行ったということでございますけども、昨今、新聞報道等もされておりましたけども、いわゆる活動実態のない団員の方への報酬の支払いというところが問題視されて報道されておった経緯もごございます。それに、以前より、この件につきましては消防団の中でもいろいろと検討してまいったところであります。そういった状況を踏まえた中で、この平成30年度上期につきましては、その活動実態がない団員につきましては、その上期報酬の半額の支払いをしております。それから、その後の下期の活動実態がない場合には、支給についてはしないというふうな、今、考えでおるわけでございます。

いずれにしましても、今、段階的なそういう見直しをしている状況であるというふうにご考えておきまして、条例上ではそういった明記はしておらず、今、消防団の中での内規といいますか、整理をしている状況でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） このことにつきましては、初めて実行された、報酬の支払い方を実施されたということで、団員の方々の中には、どうしてこういうふうになってきたんかというふうな思いをされている方がおられるわけでありまして。本部会等を通じ、その意見を求めながら町として対応したという実態であろうというふうには推察をいたします。

確かに、回答にありますように活動実態のない団員へ報酬を払うというのは、当然の形であろうというふうには思うわけでありまして、団員さんの活動そのものは、出初め式とか操法訓練等だけではないわけでありまして。我々住民として、安心できる動きとして見るのは日々の活動であります。順番を、団員の方で、月に2回程度は消防自動車を動かし、器具の点検をし、放水訓練を地元でする。そういったことも現実に行われておるわけでありまして。そういった活動はしながらも、仕事の都合等で出初式に出られない

とか、操法大会の応援なり操法大会そのものに出ることができない、こういったこともあろうと思います。やはり何らかの協力はしているという方が大方の団員さんであろうというふうに思っております。

年報酬といいますが、わずかな金額といったら語弊があるかもしれませんが、年間3万円足らずの団員さんの年報酬であります。それを、半期であればその半分、そして、こういった出動実態がないということになると、そのまた半分ということが現実には今回支給されたわけでありまして。地域をまとめ、特に世話役の方が団員さんに、このような実態になって、支給があるということについて戸惑いを感じておったのが、その声が我々にも届いてまいりました。このことをさせたのは何が原因であるかと、新しい体制の中で本部会の方々は一先懸命検討され、このような結論を、一つの苦渋決断をされたと思っておりますが、その周知が足らなかった、団員個々までに周知が足らなかったのが、その原因ではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。

地域住民にとりましては、消防団が、非常時はもちろんであります、平常時に確実に動いていただけておるといふ現実を見れば、団員としての職務を果たしておるといふふうに、また心強く思われるところもあるわけでありまして。そういったことが行為として、また実態があるだけに、今後、消防団幹部の方々の方々の会議の中でも、ひとつ、十分新しい動きに際しましては周知徹底が図られるように御努力をお願いを申し上げたいと思っております。

以上、質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、7番、御手洗剛君の質問を終わり、10時10分まで休憩といたします。

午前9時58分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 議席番号9番、寺戸昌子です。通告に従って、3件質問をさせていただきます。

まず最初に、「イージス・アショア」配備候補地についてです。

政府は、陸上配備型迎撃ミサイルシステム、「イージス・アショア」の配備候補地を、秋田市と萩市むつみの自衛隊演習場とし、2023年度に運用を始める方針であると5月15日に正式発表しました。

萩市にある陸上自衛隊むつみ演習場に隣接する阿武町の住民からは、説明会が行われた今でも、住民の生活と生命への影響に対して納得できる説明がない、レーダーによる

電磁波の影響はないのか、頭上からミサイルの部品が落ちてくるのではないのか、攻撃目標になってしまうのではないのかという不安の声が噴出しています。

候補地に近い16の自治会長からは、配備計画の撤回を求める請願を町議会に提出し、町議会は9月20日、全会一致で請願を採択しました。

阿武町の花田憲彦町長は、同日、「まちづくりに逆行する」と反対を表明し、「高性能なレーダーを備えた大きなミサイル基地の隣で農業をやってみようとか、子育てをしようという気になれるでしょうか」とコメントしています。秋田市でも不安の声は上がっています。候補地の秋田・山口両県では、住民からの批判が噴出しているのが現状です。

先日、日本科学者会議中国地区シンポジウムに参加してまいりました。その会場で、山口大学教授増山氏は、「たとえ迎撃することができても、破片は地上に降り注ぐ。弾道ミサイルを迎撃できても、撃ち漏らしがあっても、いずれも甚大な被害が予想される。我が国で導入するイーグリス・アショアには、これまでのイーグリスシステムとは異なる新型の強力なレーダーが選定されている」と発表しました。

軍事評論家からも懸念が出されています。田岡氏は、「AERA」10月1日号で、「イーグリス・アショアの必要性や効果に対する疑問に答えず、北からの脅威論だけで、一旦戦火が開かれれば真っ先に攻撃を受ける新基地を、最も影響を受ける地元民の意向を無視して建設してはならない。地元を原発事故並みの半径30キロメートルとすれば、山口市も入ることになる。他人事ではない。山口県はどういう立場なのか、説明責任を果たしているのでしょうか」と述べています。

萩市にある陸上自衛隊むつみ演習場は、津和野の駅から直線距離で約15キロメートルになります。堀庭園は約10キロメートルに立地しています。

そこで質問です。イーグリス・アショアの配備が津和野町民の安心安全の確保を脅かす危険性はないのでしょうか。イーグリス・アショアの配備候補地が陸上自衛隊むつみ演習場であることについて、津和野町民の安心安全の確保の観点から、どのような見解を持っておられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

「イーグリス・アショア」配備候補地についてでございます。

山口県にあるむつみ自衛隊演習場を配備候補地とする陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イーグリス・アショア」について、これまで国より本町に対して説明がなされたことはありません。

むつみ演習場の立地自治体である萩市や阿武町、山口県には、国よりイーグリス・アショアの必要性や配備候補地の検討経緯、レーダーの影響等、説明がなされておりますが、住民の理解が得られている状況になく、特に阿武町は、むつみ演習場から北朝鮮方向、

つまりミサイルの弾道下に町が展開し存在しているため、住民の安全等、大きな懸念をもって反対をされておられます。

近接自治体である本町といたしましては、この計画について強い関心を持っており、本町防災担当職員に指示を出し、これまでの間、萩市、阿武町を含む山口県側はもとより、もう一つの配備候補地である秋田市を含む秋田県側への国からの説明や質疑応答の内容、また、イーグリス・アショアに関するさまざまな情報等を収集するとともに、私自身も定期的に担当職員より報告を受けてきております。

現時点では、本町は立地自治体でなく、むつみ演習場からの方角が東側に位置していることなどから、地下水源の影響や、レーダーによる電磁波の影響、迎撃ミサイル発射時のガスの危険性、1 段目ブースターを含む分離ロケットの落下の危険性と影響等については、警戒レベルにおいて、立地自治体とは温度差を有してもよいのではないかとの見解にあります。

一方で、イーグリス・アショアが配備されることで、むつみ演習場が攻撃やテロの標的になることで本町にどのような影響があるか等の懸念は現時点で払拭できておらず、引き続き情報収集を行うほか、必要とあらば対策を講じたいとも考えております。

イーグリス・アショアがむつみ自衛隊演習場に配備されるかどうかは、地元の理解と協力が必要であることはもとより、周辺に対する影響や地質・電波環境調査等の結果を踏まえ、必要な対策等を検討した上で、最終的に判断されるものと考えております。このことにつきましては、国が責任を持って適切に対応すべきと考えますが、今後も隣接自治体の動向に目配りをしながら、本町をしても動静を注視してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9 番、寺戸昌子君。

○議員（9 番 寺戸 昌子君） 国から本町に対して説明がないということで、説明を求める気はないのかなと、ちょっと不安を覚えたのですが、やっぱり津和野町民を守るのは津和野町でやっていかなくてはいけないし、演習場から東に位置していないので、そんなに気にすることはないというような感覚が、もし、持っておられるのだったら、とても不安だなと感じました。

説明を受けた自治体から情報をいただいて、町が情報を持っているということなんです。むつみ演習場に、もしイーグリス・アショアというものができるとしたら、堀庭園はたった10キロの距離になります。津和野の町なか、駅前には15キロです。科学者ではないので、今のミサイル迎撃システムが10キロとか15キロとかいう距離はすごく大きな距離で、もしも何かあったときに被害をこうむる距離じゃないですよと科学者の方がはっきり言われれば安心はできるんですけど、先ほど、質問の中に入れてさせていただいた軍事評論家の方も、30キロ圏内は地元として考えるべきだということをおられます。ですので、津和野町としても積極的に説明を求めていっていただきたいんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 決して関心がないわけではないので、それは関心を持っているから、先ほどのようなお答えをさせていただいたということでもあります。

特に、やはり立地自治体というのは非常に危機感があって、その立場での相当な質問をしていただいておりますので、そういう側面から、我々はまず立地自治体と連携をしながら情報収集に努めているということでありまして、国に説明を求めれば、それは国の考え方として、いろいろまたお話もしてくれるわけでありましょうから、いつの時点で国に説明を求めるかというのは、またタイミングというのをはかった上で検討していきたいというふうにも考えているところであります。

いろいろの国の考え方もあれば、科学者のいろんな考え方もあるということで、どういふ意見を尊重していくのかというのは、なかなか我々は——最終的には、この軍事の専門家ではあるので難しいというところも出てくるわけでありましてけれども、我々なりに、やはり検討すべきことを考えていく必要があるというふうに思います。

じゃあ、イーجزス・アショアが配備されないということを仮定したとしたならば、今、北朝鮮の弾道ミサイルというのは性能が非常に上がってきているので、一度に多数の数を同時に撃つことができるという話を伺っております。そうすると、その標的というのは、例えば首都圏や東京だけではなくて、同時に、例えば大阪も考えられるかもしれないし、あるいは広島も考えられるかもしれないし、そしてさらには米軍基地があったり、それから自衛隊の施設がある、例えば岩国空港も標的になるかもしれない。そうした時には、これはまさに津和野町の上空であったり、それから、その近くが、まさにその弾道ミサイルの軌道の下に入ってくるということも考えられるわけでございます。そういうことを考えたら、我々町民の安心安全を守るという意味において、まさにその対策というものを全くとらないということが本当に正しいのかどうかという議論も出てくるというふうにも感じているところでございまして、そういう面もあるということも含めて、我々、津和野町としては、近接自治体の立場で、しっかりこれからも勉強をし、検討を深めていきたいというふうにも思っております。

むつみ演習場があって、そこにイーجزス・アショアが配置されることで直接的な影響、先ほど申し上げた地下水への影響でありますとか、それから発射時のガスの影響というところ、そこは少し立地自治体とは考え方が、どういう警戒をしていくのかということとは違うんじゃないかということも——全く無関係とは申し上げませんが——そういう状況の中でさまざまなことを津和野町として影響を考えながら、これからも検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） イーجزス・アショアは、むつみ演習場に必要かどうかという点に関して、私、質問する気はありません。町長と全く反対の立場で、そのイーجزス艦を8そうですか、国が整備すれば、日本全体がカバーできるんだよとかい

うことを言われた後に、またイージス・アショアを地上に配備したいということ言われたり、ちょっとその辺は、私も軍事評論家とは違うので、その辺ははっきりとはわかりませんが、攻撃をする前に話し合いをもっとしなきゃいけない、もっと積極的に話し合いをしなきゃいけないんだというのを思っておりますので、そのイージス・アショアの配備に対してのことは、町長とは話をする気はないんですが。

それが、今、候補地になっていることで、もしできた場合の、津和野町民が本当に安全なのか、安心してこの津和野町に住み続けられるのか、もし有事の際に、そこに——北朝鮮かどこかわかりませんが——ミサイルがそれを攻撃して破壊するために飛んでくる可能性はないのか、そのこぼれ弾が津和野町に落ちないのかとか、そういう辺を津和野町という立場で考えていただきたいなと思っています。直接、国に対して説明をいただかないと、よそからいただいた情報で、こうだったじゃないですかということで話をしていくわけにはいかないので、直接、国に説明を求めていただきたいなと思いました。

今の段階では、関係自治体の方から情報をいただいているということなんですが、その報告をもらわれてどのように思っておられるかというのは、ちょっとお答えがなかったので、お聞きしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 報告ということをもってどのように考えているかというのは、お答えしたつもりであったわけでありましてけれども、立地自治体と近接自治体との関係性の中において、立地自治体ほど警戒レベルにおいて、もう少し温度差があっても、それはいいこと——いいという言い方はおかしいですね——それはまだ許される範囲ではないかというふうに最初の質問でお答えをしたということでもあります。

もし、仮に津和野町にイージス・アショアが配備されるということになれば、それは阿武町と同じような警戒レベルにおいて、その津和野町の水源、水質、そういうものがどういふふうに影響してくるのか、これはまさに大きな問題にもなってくるというふうにも思いますし、それから迎撃ミサイルが仮に撃ったときに、そのガスの濃度、それがどのぐらいの時間で揮発をして人体への影響がなくなるのか、それは周囲何メートルのところまで影響があるのかというようなこと、それからレーダーはどのような角度で、どのような形で向けられて発射されていくのか、そして、そのレーダーの質というのはどういふものがあるのかということ、そして人体への影響ということも当然あるかというふうにも思っております。それがどういふ形で、北朝鮮方向に向けていく中で、その下にある地域の電磁波の影響というのはどういふものかということ、そういうものも当然、詳しく説明を求めていかなければならないというふうにも思っているということでもあります。それは、現在、立地自治体として阿武町が相当な懸念を持って国のほうへの説明をしておられます。

我々は、当然連携もしておりますが、例えば、いろんな質問状があるわけです。きょうは、御質問があるからという思いで、その細部についてはなかなかお答えするまで専門性もありませんが、一字一句、いわゆる議事録のような形も含めて、そのやりとりというものを資料としていただいております。それから、秋田市、秋田県のほうも、こういう資料でいただいております。それから、防衛省が発行しているものでありますが、こういうイービス・アショアの性能ということでありますとか、なぜ、むつみ演習場と秋田基地になったのかという検討結果の報告書とか、そういうものも詳しく、できるだけ、我々は、これまでの間、この問題に強い関心を持っておるがゆえに勉強してきたというところでもあります。その上で、最終的にまた必要であれば、津和野町としても、県を通して国に、県に相談させていただきながら、国への直接の説明ということも求めていくこともやぶさかではないというふうを考えているということでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 現段階で国のほうに求める気はないというのが残念ですが、いざとなったら国のほうに求めていく覚悟はあるという町長のお話だったので、そのところは頼もしいなと思って聞かせていただきました。引き続き、情報収集を行って、必要とあらば対策を講じたいというお答えをいただいた中に、それが入っているのかなと思います。

私としては、やはり自分事としてイービス・アショアの配備について、いろいろ、もっと積極的にしていただきたいなと思って、この質問をさせていただきました。なかなか、津和野町民の方にお聞きしましても、イービス・アショアが、もしできたら、堀庭園が10キロで、津和野の駅が15キロなんだよということをお話しすると、いや、そんなに近かったんかねということをお話されます。そういう町民の現状もあって、不安な方は余り出てきていないかなと思いますが、町民が不安を持たないよう、町の行政として対処していただけたらと思います。今後も。

それでは、次の質問に移ります。

防災対策についてです。

ことしも、日本だけでなく世界で経験したことのない集中豪雨、突風など、異常気象による災害が各地で起こりました。現在、開催されているCOP24では、各地の災害の頻発など、気候危機への極度の懸念を表明しています。津和野町では、高齢化や田畑、山の荒廃が進む現状に、今後の災害に備える防災対策の強化は不可欠だと考えています。

そこで、質問をさせていただきます。

まず、自主防災組織についてです。自主防災の組織率は、今年の12月議会において20%と回答をいただいておりますが、その後、立ち上げは進んでいるのでしょうか。小さな自治会や町内会では立ち上げが、より困難と考えられます。対策がとられているのでしょうか。

次に、指定避難所についてです。指定避難所は既に各地域に設置されていますが、特別な支援が必要な高齢者や障がい者向けに設けられる2次避難所である福祉避難所は指定されているのでしょうか。健康な方でも、避難所での非日常的な環境では生活にかかるストレスがかなり高くなってきます。その上、高齢の方や障がいを持たれている方は、より一層ストレスがかかってきます。特別な配慮が必要になると考えます。

次に、ため池についてです。津和野町にも決壊すると大きな被害が生じるおそれがある防災重点ため池がありますが、その改修は進んでいるのでしょうか。西日本豪雨では19カ所のため池が決壊し、そのうち防災重点ため池は4カ所あったと聞いています。また、島根県は使っていないため池の廃止を推進していますが、津和野町での取り組みは進んでいるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災対策についてお答えをさせていただきます。

津和野町内の自主防災組織につきましては、平成30年4月1日現在、28行政区で9組織が結成されており、結成率は20%となっております。

一方で、まちづくり委員会や自治会の活動として、地域提案型助成事業を活用した防災用品の整備や防災学習・訓練の実施など、地域の防災対策に積極的に取り組まれている実態もあり、このような取り組みは、自主防災組織の結成や地域の防災力の向上につながっているものと考えております。

今後とも、防災・減災の基本である自助・共助の推進の観点から、地域防災力強化の必要性の啓発に努めてまいりたいと考えております。

指定避難所についてであります。本町においては指定の福祉避難所はなく、町内二つの福祉施設と、福祉避難所の設置及び運営に関する協定書を締結し、災害発生時において、避難所での生活に特別な配慮を要する方を受け入れることとしております。

ため池についてであります。本年7月の西日本豪雨災害において、広島県福山市では、ため池の決壊により、とうとい命が失われ、1府4県で11カ所のため池が決壊し、甚大な被害が発生しました。島根県においては、この豪雨では、特にため池による大きな被害は出ておりませんが、7月に台風に備えて、ため池の緊急点検を実施するよう各市町村に対し指示が出されており、町としても、一月をかけて、町内にある74カ所のため池の点検を関係者の御協力を得て実施をしております。その結果として、特に異常は発見されておられません。

御質問の、利用されていないため池について、国では、利用されていない、もしくは利用率が低く災害リスクが高いため池の廃止、廃止に伴い必要となる代替水源の整備など、ハード面での強化を打ち出しております。町としては、緊急点検で利用されていないため池7カ所を把握しておりますが、その廃止に当たり、関係者との協議や整備方法、費用の助成など、県との協議を進め、対応してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） まず、自主防災組織について、質問させていただきます。

名賀が被災をしたときに、自主防災組織の重要性は、町内、皆さん、すごく感じられたことだと思います。それで、自主防災組織を立ち上げなくっちゃという声もいろんなところから聞きました。昨年の12月議会にも質問させていただいたときに、28行政区9組織というお答えをいただいていたのですが、今回は28行政区で9組織、同じ。全く、1年間たっても立ち上がっていないということで、すごく残念で仕方ありません。

防災品の整備や防災学習・訓練とか、それもととても大切なことだと思います。けど、やっぱり人の組織ができていないと、せっかく勉強したことを実際のときに使うことができないと考えます。自主防災組織をもっと立ち上げることを促進する方法はないものかと、すごく案じます。自主防災組織は地域が自主的に立ち上げるもので、行政側が、余りにやれやれと言ってやるものではないとは思いますが、地域の自治会長さんとかにお話をお伺いしますと、一体何をしたいかがわからない、とりあえず避難訓練はしてみたとか、引っ張っていくリーダー的なものが何かないと、やりづらいいということを目にします。地域でリーダーシップをとっていかれる方というのは、やはり防災の知識を持っておられる方が、いろいろと、ああしたらいいんじゃないか、こうしたらいいんじゃないかということで立ち上げていくと思うんですが、防災士の質問を前にさせていただきましたが、そちら、取られる方はふえてきているんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 自主防災組織につきましては、昨年の12月に議員の御質問に答えておりますけれども、その状況と、今、議員が言われましたとおり、変わってはきておりません。ただ、それは結果として、組織としてできていないという状況にあるということでありまして、担当とすれば、いわゆる出前講座とか、各地域から防災学習ということで来てくださいという要請があったときには行って、そういった御説明も地域の中ではしております。そういった取り組みが積み重なって、そういった組織化につながっていくのではないかとというふうに考えております。

それと、防災士につきましても、現在のところ、昨年度と同じ状況であります。これにつきましても、いろんな地域の中で、先ほどの防災学習だとか、そういったものを通す中で、そういった防災士を受けてみようというふうなリーダー的な方をつくり上げていくというふうなところの、取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 数字には出てきていないけど、防災組織としては、だんだん見えてき始めているんじゃないかということだと思うんですが、1年たっても一つも立ち上がっていないというのは本当に不安で、もし、これから先、1年に一つ

ずつ立ち上がったとしても9年かかるわけですし、その間にどんどん高齢化は多分進んでいくだろうし、田畑の荒廃、山の荒廃も進んでいくと思います。それから、異常気象も、これからおさまるとはとても思えません。ぜひ、勉強会とかを通して、もっと積極的に皆さんが参加できるように、自主防災組織ができるようにリーダーシップを発揮していただけたらなと思います。できれば、その場で、防災士をちょっと試してみませんかということも声かけをしていただいて、補助のほうも少し上げていただけたらなと思います。

では、次に指定避難所についてです。福祉避難所はないけど、町内の二つの福祉施設がそういう方々を受け入れるという協定書を締結しておるので大丈夫だよという意味のお答えだったと思うんですが、福祉避難所と福祉避難所じゃない、この協定書を締結しているというのは、どういう違いがあるのかなというのがちょっとわからないので教えていただけたらなと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 指定の福祉避難所ということでございますけども、これにつきましては、災害対策基本法の中で福祉避難所としての指定ということで定められております。その災害対策基本法の中に、どういったものが、それでは福祉避難所になるのかというふうな基準が定まっております。先ほど、議員のほうからもありましたように、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する方ということで、要配慮者ということと呼ばさせていただきますけども、そういった方々が、その施設を利用するに当たりまして、円滑に利用できるようなスペース等を確保していくと、加えているような要配慮の方が相談できる体制、いわゆる人的体制等がとれるような避難所ということで基準が定められております。

今、町内の福祉施設、2施設に、いろいろお話もさせていただいておりますけども、協定という形で、何か災害が起こったときには、要配慮者の方の受け入れをお願いをしているところであります。なかなか、災害救助法の指定ということになりますと、どうしても、今、福祉施設の中にも、それぞれ入所者の方がおられるという現実があります。そういった方への、いわゆる入所者の方へのサービスとか対応ということも当然あるわけですので、そういった状況を見た中で、協定ということでお世話をしていただくというふうな形で今は進めているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ちょっと理解ができなかったんですが、福祉避難所という名前をいただくには、ちょっとまだ、いろいろ難しいところがあるということですね。ということは、その基準をクリアできていないということなので、ちょっとそこは努力していただけないかなと思います。

というのが、県内の自治体で、その福祉避難所が指定されていないのが二つの自治体だけだと、県の方にちょっと情報をいただいています。やはり、ほかの自治体できて

いるのですから、津和野町も頑張って指定していただかないと、協定書を結んでいただいている方は、もしもの場合には真摯をもっていろいろやっていただけるとは思うんですが、そういう基準をクリアできるよう、津和野町として福祉避難所を設置していく方向でいていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 福祉避難所としての基準については、施設としては、私は満たしているというふうに考えております。

ただ、今も御説明しましたけども、それぞれの福祉施設の中には現入所者の方もいらっしゃると思いますので、そういったところでの配慮と、施設として、そういった運営していく上でいろんな状況があらうかと思っておりますので、そういったところでなかなか指定につながっていないということで、今後につきましては、福祉施設の関係者とさらに話を進めていく中で、今、指定になっていないという状況がございますので、指定に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ、よろしくお願いします。

それで、こういう避難所があるんだということも、町民の方は、多分、災害の際の指定の避難所、町がここを指定しているよということまでは知っておられるけど、福祉避難所というものが世の中にあるんだということも、なかなか御存じない方がおられると思います。もしものときに、避難所生活をしているときに、例えば、自分事になりますが、うちの夫はつえもつきますが車椅子も使います。ですので、普通の避難所ではベッドとかがなければ、夜寝るのも大変だと思います。そういう方々が、もし避難されたときに福祉避難所ということを知っておられれば、そういうところに移りたいんだがと言うことが可能だと思いますので、町民の方々にも周知できるように指定をとっていただいて、安心できる町にさせていただけたらと思います。

それでは、ため池について質問させていただきます。防災重点ため池の改修が進んでいるかどうかをちょっとお伺いしたかったんですが、その防災重点ため池というのが島根県のほうのホームページに載っておりますので、ちょっと見ましたところ、5カ所、うちの町内にあるようです。防災重点ということで、もしも決壊したときには、すごい大きな被害が起きるということでここに載るんですが、その中で耐震性健全度評価というところがあるんですが、1カ所は高いということで、全面改修済みということが書いてありました。ほかの箇所はそれが載っていなかったのも、全面改修とか耐震性のことが心配で質問をさせていただいたんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 島根県のホームページに載っております津和野町ため池ハザードマップだと思いますが、それに5カ所のため池が出ております。このほか載っていない箇所も、先ほど、町長答弁で7カ所、津和野町ではため池があるという中

の、この五つになります。島根県さんのほうで、これを載せているということで、一つは耐震の健全度評価は高いというふうに出ております。これは、もう改修が終わったところでございますので、そういう評価になっていると思います。

そのほかにつきましては、あとの四つ、それ以外のため池につきましては、ことし7月の豪雨災害のところでため池が決壊したのが西日本にあったということで、島根県のほうもすぐさま調査に入っております。それもお答えをしたところであります。その調査では、そうした大きな被害が想定されないということの、結果は一応、得てはおりますが、今の防災重点ため池の関係につきましては、今、津和野町でも、ため池台帳をつくっております。その74カ所分を、全部もう一度整備をしていこう、見直しをしていこうということに、今あります。今、その事務を進めているところです。来年の5月までには、全部のそうしたものを皆様のほうへ報告するように、今、求められています。防災重点ため池で、どれが防災重点ため池かということも、津和野町の74カ所の中のどれかということも明らかになってくると思います。

その上で、廃止に、もうなっているようなため池もあります。廃止ため池も、貯水能力があるため池と、それから、もう貯水能力がない、水がたまっていないため池もございます。そうしたのも廃止にするのかどうかということ、それから廃止にするに当たっての、貯水能力があったままのため池で、そのまま放置しておけば、災害時にそのため池はどういうふうに決壊するとか、そういったおそれがあるかないかとか、その辺を十分考慮しまして、廃止にするならば廃止の方法等は関係者の皆さんと協議しながら、また助成がどの程度あるのか、そういったところは県とまた協議をしながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 県のハザードマップに載っていた防災重点ため池の全面改修済みという判こが押されていないため池が、4カ所が集中しているわけです。その地域に、もし何かがあって、指定されている防災重点ため池というものが決壊したら、本当、大変なことになるなと思って質問をしております。まず、このところの改修を、ほか4カ所の改修を早急にさせていただきたいと思います。ものすごいお金が、億を超えるお金がかかるということで大変だとは思いますが、異常気象が起る今日ですので、ぜひ早くに、そのところの改修をお願いしたいと思います。

そして、廃止というか、使われていないため池を廃止するというのも、いろいろ検討していただいているみたいなんですけど、農業のために使っていたため池が使われてなくて、そのまま置いてあるとかいう池をたくさん見てきています。農業で利用していないので、管理する方がおられません。おられないというか、誰かが何とか草刈りをしたりとか、様子を見に行ったりとかはしておられると思うんですが、なかなか農業に使用していたときのように頻繁に、この辺に、壁が削られているから、ここ危ないよねとかいって利用されていた方々が補修していることを、今まではしてきていたんですが、

農業がなかなか上手く引き継がれないで、それを使わなくなっている池が出てきているので、そのところやっぱり町がリードして行って、その対応を進めていただきたいと思います。見た目で危ないなという池もふえてきています。ちっちゃな池でも、決壊するとためていた水がどっと流れるので、大変なことになるので、早く池を廃棄できるように取り組んでいただきたいと思います。山の中なんかにあると人も行かなくて、今、お年寄りの方が、あそこら辺にため池があるよということはあるんですけど、山の中に入らない世代になると、それがわからなくなってきました。ですので、ぜひ、早急に取り組んでいただけたらと思います。

では、次の質問に入ります。

子育て支援についてです。

若い女性が住みたいまちづくりを目指す津和野町にとって、子育て環境の整備は不可欠と考えます。しかし、子育て環境は、国が3歳以上の保育の無償化を来年10月から実施すると表明するなど、日々、変化をしています。

そこで質問をさせていただきます。保育の無償化（3歳以上）について、3歳児以上の無償化で、町内保育園の入園児の人数の変化をどう予想されているのでしょうか。無償化で町の財政的負担はどのように変化するのでしょうか。今まで保育料に含まれていた給食費が実費徴収化になるという予定ですが、保護者の給食食材費負担は変わるのでしょうか。

全国的な保育士不足が続いており、津和野町でも例外ではありませんが、町内保育園における待機児童は存在するのでしょうか。また、現在、一時預かりは可能なのでしょうか。

津和野町では、保育士確保のためにどのような対策がとられているのでしょうか。島根県の事業をどのように活用されているのでしょうか。

最後に、子育て包括支援センターのことなんですが、開設されて、まだ間もないのですが、これ、とても期待しています。包括ということで、やはり子育てをする悩みは、ここに行けば何か糸口がつかめるんじゃないかという窓口を一つにまとめていただけたということは、すごく、子育てをする世代にとっては心強いことだと思います。

まだ開設して間もないのですが、相談などの利用状況をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て支援についてお答えをさせていただきます。

来年10月より実施される予定の幼児教育・保育の無償化によって、入園児数の変化の予測ということではありますが、今月1日現在における本町の3歳以上の児童の数139名に対し、既に保育園等に入園されている児童数が138名となっております。残り1名については、現在ゼロ歳児の子育て中の家庭であり、ほぼ対象者全員が入園されている実態もあることから、本町においては、無償化により入園児の人数が大幅に増加する等の変化があるとは考えておりません。

無償化による町の財政負担についてであります。町として独自に軽減措置を行って
います保育料の収入がなくなることとなります。昨年の12月議会定例会において他の
議員から同様の質問があり、お答えをしておりますが、今月1日現在で、3歳から5歳
児の対象となる児童数は68人、年間の金額に対して約650万円程度と計算されます。
また、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯の対象となる児童数は5人、年間の金額にして1
8万円と計算されます。これまで徴収していたこの保育料の減収分については、交付税
措置があるという情報もありますが、まだ詳細が決まっていない状況です。

給食費についてですが、現在、2号認定の児童——父母が就労等されている満3歳以
上の児童——のお米などの主食費は、町が子育て支援策として全額費用負担しており、
副食費は保育料に含まれております。しかしながら、来年10月の無償化措置により、
副食費の月額4,500円について、保護者の実費払いにする方向で国の検討がなされ
ているところです。そうなった場合、来年度10月以降に本来副食費としていただくこ
とになる対象園児数が、現在のところ130名程度となる見込みですが、現段階におい
て副食費の保護者の実費払いについては、まだ国で決定された事項ではありませんし、仮
に決定されたとしても県補助金等で補填される可能性も十分考えられることから、国や
県及び他市町村の状況を見ながら、無償化されるまでのところで本町の方向性を示して
いきたいと考えております。

二つ目の御質問であります。町内保育所等における待機児童については、現在、入
園申し込みをされたにもかかわらず、入園できる保育園がないという状況にはありませ
ないので、該当となる児童はいないと認識しております。

一時預かりについては、急な申し込みにより保育士の対応ができない場合を除き、通
常は対応可能であると聞いております。ただし、乳児から3歳未満児については、受け
入れ人数によっては加配が必要となることが考えられることから、早期にお申し込みい
ただくことで保育士の配置が可能となり、対応は十分可能であると考えます。

保育士不足については、本町だけではなく、全国各地で同様の状況であるとマスコミ
の報道でも聞いておりますが、本町においても募集を行っても応募がないという状況と
なっております。

島根県の保育士確保に関する各種事業として、保育士資格をお持ちの皆様に復職や就
職をサポートする情報をお届けする「しまね保育人材バンク」や保育士を目指す県外の
学生向けの「しまね保育実習等旅費支援事業」、保育士資格をお持ちの方向けの「潜在
保育士に対する就職準備金の貸付」や「保育士に対する保育料の一部貸付」、「保育士
資格取得等支援事業」等、さまざまな事業展開が行われており、町内保育園の園長会議
等での情報提供は行っておりますが、実際のところ、これらの支援策を利用して保育士
を採用した事業所はありません。

今後についても、これらの事業活用を積極的に検討するほか、保育士資格を持ちながら結婚・出産・育児により保育職場を離れている方の人材発掘を行い、保育士不足の解消に努めていきたいと考えております。

四つ目の御質問であります。これまでの母子保健では、妊婦に積極的にかかわることがありませんでしたが、10月に開設しました子育て世代包括支援センターにおいては、全妊婦の台帳を作成し、状態の把握に努めております。

また、出産後には、生後2から3週間を目途に、同じく保健師と助産師による産婦と新生児訪問を行い、産後直後の体調管理、授乳状況、新生児の体重の伸びぐあいや産婦への心配事の聞き取り、傾聴及び助言を行うことにより、産婦の不安が少しでも緩和できるようにかかわっております。

10月の開設以降、妊婦の電話相談8件、妊婦訪問と面談8件、産婦の電話相談2件、乳児訪問1件及び育児訪問1件を実施しております。

今後も、妊娠期から出産後の産婦及び新生児訪問、従来から取り組んでおりました生後2カ月の赤ちゃん訪問とその後の乳児及び幼児健康診査等、きめ細かくかかわることによって、産前産後から子育て全般において安心できる対応をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 保育の無償化で、津和野町が持ち出しがふえてくるとい、町の財政がふえてくるのじゃないかという不安が、これちょっと心配がまだ残っているのは、まだ詳細が決まっていない状態だということですが、交付税措置が本当にあるのかどうか、これから先ちゃんと続いていくのかどうかというのを、不安を感じます。この辺は、やはり国のほうにちゃんと交付税措置をしていただくように働きかけていただきたいなと思います。

その次の給食費のところなんです。保育料は払わなくてよくなったけど、給食費は払うことになって、保護者の持ち出しがふえるなんてことになったら、これ本末転倒、何のための無償化なんだということになるので、その辺、国がなかなか態度をきちっと決めてもらえないので、町としてはどうするかというのがなかなか決めづらいところがあるかとは思いますが、副食費が月4,500円、月4,500円もし払うことになったら、若い世代にとってはとても大変な出費だと思います。

ですので、方向性をどう示していくかという、こう何か、どう言ったらいいのかな、国がどう出ようが、津和野町としてはこうしていくんだよということがもしあれば、お伺いしたい。というのは、やっぱり無償化の意味をなさないようなことではいけないので、給食費を負担されないような形になっていただきたいなという希望を持ちながら質問させていただくんですが、何かその辺があればお聞かせいただけたらと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、一つ目の交付税措置については、まだ、町長の答えのとおり内容は全く決まっておりません。こういう、国の資料を見ましても、まだ確定的なことは書いていないんですが、消費税10%に上げる部分のうち、そのうちの地方消費税分の中に交付税の一般財源化をするということしかまだありませんので、その辺の詳しい話はそれ以上わからないということです。

給食費につきましては、確かに、4,500円を、これを負担をいただくということになりますと、これまで津和野町としましては、議員も御存じのとおり、18歳を一番上と数えて2番目のお子さんは半額、3番目のお子さんは無料ということを独自の施策として、子育て支援策としてしているところであります。ということになりますと、これまで、例えば3番目のお子さんが、4歳児になった場合には無料なわけなんですよ。無料なんじゃけど今度からは4,500円を逆にもらうと、そういう形の方もこの制度が始まると出てくるかもしれません。

ちなみに、今130人ぐらい、3歳児から5歳児、該当者がいる中で、4,500円と12カ月と、計算するとおわかりと思いますが700万程度の金額になるということでもあります。

町としましては、まだ、現在のところ国の制度が全く確定をしておりますので、じゃ、これに対してどうするかというのは、特にまだ検討していない段階であります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 交付税等の措置への国への働きかけということでもありますけれども、11月も県の町村会等々が東京での会合がありましたので、そうした中でこの幼児教育の無償化に当たっては、地方の負担が生じないというように、国の責任においてその財源確保もしてもらいたいということは、国の関係者にお話をしているという、お願いをしているという状況でございます。

ただ、今回のこの幼児教育の無償化というのは、先ほども担当課長が申しましたように、消費税が8%から10%へ、来年の10月に上げるということで、それが全体として5兆円強の国全体としての増収になります。そして、そのうちの1.7兆円程度を地方に持っていきこうという考え方の中で、この幼児教育の無償化をしようという前提でございますから、消費税が仮に経済的な混乱が起きて10月に引き上げがないということになった場合に、じゃあ、この幼児教育の無償化全体がどういうことになるのかというのはまだわからない状況ですけれども、今のところは、10%に上げるという前提の中でこういう幼児教育の無償化ということもお話が進んでいるんだということでもございます。

ですから、消費税を上げるということについては、少し寺戸議員とは、これは想像するところでもありますけれども、また考え方がいろいろ、いろんな違いがあるんだろうというふうに思いますけれども、現行はそういう想定の中で、我々は国のほうに対して、

交付税措置で十分に財源を確保してほしいということをお願いしているということも、重ねてここで話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 消費税、消費税と、10%、10%と言葉が出てきたので、そこに対していろいろ言いたいことは山ほどございます。大企業のほうのため込み金がウン百兆円とか、あと、高所得者の方の所得税が下がってきているのはなぜだとか、そういう辺を突っ込みたいんですが、それをやっているとしても時間がないので。

国がどうするかを決めていないのは、本当腹が立ちます。しかし、やっぱり町民を守っていく最後のとりでは津和野町の行政だと思っております。国がどう出ようが、保育料が無償化になることを価値あるものにするために、「給食費のほうは面倒見るよ」と言っていたかかったんですが、ちょっとそれは無理なようなので、4,500円の負担を来年10月からしなきゃいけないという保護者のその気持ちを考えていただきたい。町の予算の編成がもう始まっていると思いますが、その中に組み込むのは難しいかもしれませんが、難しいと思いますが、保護者の方が月4,500円を払うということは、大変な負担になる。どうしようかと思われる方がたくさん出てこられるということです。

先ほど、若い女性が住みたいまちづくりを目指しておられるのであれば、その辺、町が責任持って保育料の無償化を健全なものにしていくという方向で検討していただけたらと思います。

濟いません。興奮して何を言っているのかわかんなくなってきましたが、あ、そうだ、保育士さんの確保、これ、賃金を少し時給を上げたけども集まらなかったとかいううわさも聞きました。がしかし、賃金だけじゃありません。津和野町の保育はこうなんだから、ここで保育士をしてみないかという、この、志を高く持って保育をしていただく保育士さんを集めていただけるような施策をしていただきたいなと思います。

とても、夢のようなことを言うとよく言われるんですが、夢じゃないんです。この町に来たら、子供を連れてきたら安心して暮らせる、子供をここで育てられるという町にしたいなと思っております。ぜひ、保育士が集まる町にしたいなと思います。

では、私の質問、これで終わらせていただきます。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わり、11時20分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序3、11番、岡田克也君。

○議員(11番 岡田 克也君) それでは、通告に従いまして4点質問をいたします。

まず、1点目でございますが、津和野町の医療・福祉についてでございます。

増野医院の故増野精二先生におかれましては、旧日原町時代より町民の健康を守るために一生涯をささげられました。このことに対しまして、先生の多大なる御功績をたたえ、また、深く哀悼の意を表します。

増野医院閉院後の日原地区の医療について、日原診療所の状況並びにせせらぎ移転後の状況、今後の津和野町の医療・福祉の展望についてお尋ねをいたします。

○議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えさせていただきます。

津和野町の医療・福祉についてでございます。

増野精二先生が平成30年10月に逝去されたことにより、増野医院が閉院されました。皆様、御承知のとおり、増野先生の地域医療、医師活動に対する功績ははかり知れないものがあり、長年の御貢献に心から感謝と敬意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

増野先生をかかりつけ医としていた患者の皆様は、近隣の日原診療所、津和野共存病院、和崎医院、つわぶき医院、さらには益田赤十字病院等への転院を余儀なくされました。転院に当たりましては、御子息の増野賢二先生により作成された紹介状を希望者にお渡しをし、スムーズに行えるよう対応されたと鹿足郡医師会からお聞きをしております。

また、増野医院には休日診療当番医として御協力いただいておりますが、今年度は和崎医院や津和野共存病院等がかわって対応することとなっております。平成31年度以降の予定は未定であります。今後とも継続をしていただくよう、鹿足郡医師会にお願いをしているところでございます。

日原地域には、これまで公設の日原診療所のほか民間の内科系医院が1施設、歯科医院が1施設ありましたが、日原地域で唯一の民間内科系医院であります増野医院が閉院となりました。日原診療所につきましては、平成30年4月から呉屋先生が常勤となり、4月から6月までは島根県からの代診医師派遣で支援もいただいておりますが、7月からは呉屋先生の一人体制で運営をしております。

入院施設や介護施設等については集中と効率化を進めており、その中での介護老人保健施設せせらぎ移転がありますが、外来についても集中化を検討し、日原診療所は、町全体で考えたときには、日原地域での利便性を考えた津和野共存病院のサテライト診療所という位置づけとなります。

今後の津和野町の医療・福祉の展望についてであります。当町は今後において、高齢化と過疎化が一層進むことが想定され、町内の医療・介護の需要そのものは緩やかに減少していくと思われまます。

将来を見据えた場合、医療・介護の提供において、一層の効率化と限られた人的資源の集中化が必要と考えられます。また、津和野町の人口減少には、町外への転出が要因の一つであります。これまでに、一定の町外へ転出できる層は既に転出しているとも言え、現在、住んでおられる方がこれからも住み続けられる環境が、今後ますます必要となります。

医療については、病院という入院施設がどこまで維持できるか、厚生労働省の判断基準である7割稼働に対し、ベッド稼働率・外来患者が減少しているのが現状であります。いずれにしても、病院としての機能は維持しなければなりませんので、経営的には厳しくなることが予想されます。

次に、介護老人保健施設せせらぎは、独立採算でも可能な経営の範囲にとどめるべきであり、それぞれの施設が機能分担かつ連携を推進することが重要なポイントとなり、今後の津和野町の介護事業の方向性を示すものと考えます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほど答弁にありましたサテライト診療所という、この言葉の意味、考え方についてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、人的資源の有効活用を考えれば、医師を含めての、やはり津和野共存病院での一元化ということが必要であると考えております。

やはり、高齢化と過疎化が同時に進行しておりますので、当然、患者数も減っていく。その中で、現在、日原診療所においては週5日ということで、例えば今後におきましては、今、訪問診療をやっておりますが、一日中あけておくのが本当に地域にとってベストかどうか、訪問診療を今後、在宅重視ということを考えれば、そういうことを踏まえてのサテライトの、いわゆる診療所ということになります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 増野病院が閉院してから、特に今、日原診療所の状況、やはり、なかなか津和野までという距離もありますので、足が不自由な方などは、やはり近いところという、そういうことになると思ひますが、その点はどのようでしょうか。今の日原診療所の状況とあわせてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 4月以降の日原診療所の1日外来の患者数は30人を切っておりまして、約25から26という状況になっております。

増野医院閉院後の11月におきましては、やはり1日5人程度の患者数となっているという状況で、今後、やはり30人ちょっとの患者数ではないかということを推理をしております。

それと、津和野共存病院のほうにバスを走らせておりますけど、やはり、そういう形の中での日原診療所の位置づけということになれば、当然、内科系の医院がなくなったということですので、この収支を問わず、やはり公的診療所として町とすれば、その辺は今後は継続をしていくと。そして、通院の部分の足につきましては、現在、津和野日原間のバスを走らせておりますので、そこで病診連携をとっていくということを考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 日原地域の医療の核となる診療所については、やはり週5日はあけていただきたいというのが思いであります。

続いての質問であります、「現在、住んでおられる方がこれからも住み続けられる環境が、今後ますます必要となります」という答弁ではありましたが、以前もこのことについてはお尋ねしておりますが、この具体的な内容が進んでおるのか、いろいろその点についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 夫婦世帯が一生懸命、夫婦で老々介護等やっていった中でどちらの方が亡くなられたときに、やはり、そこで転出という状況になっております。この転出された方が、やはり都会の息子さんのところの近くの施設に入ると。ただ、この施設というのも、いわゆる介護保険制度ではない、いわゆるケアハウスの部分的な施設に入り、そこでは、やはり認知症も進んでいくという状況がありますので、やはり町とすれば、そういう高齢者を残すために、今、特別養護老人ホーム100床、老健移転で46床規模であります。その中で、やはり一時的な滞在型が必要ではないかということで、今後は医療近接型の住宅もしくはサ高住的な住宅が必要ではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） そのような考え方があるということは、非常に人口の減少対策にもなると思っておりますので、勉強をしながら進めていっていただきたいと思っております。

もう一つお尋ねしたいのは、ベッド稼働率・外来患者が減少している現状の中で、病院としての機能を維持していかなければならない。その中で、経営的には厳しくなるということで、津和野町の場合は、町と橘井堂の経営が一体という形でありますので、それは当然、イコール町の財政にも大きな影響を与えていくわけでありまして。この対策と、そしてまた不採算地区病院には特別交付税の措置があり、また普通交付税等の措置もあると思っておりますが、その点について詳細をお尋ねしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 津和野共存病院は、町の唯一の入院の施設であります。その中でベッド稼働等を上げていくには、やはり最大の要因は医師確保と考えております。医師確保を安定的にすることによって、ベッド稼働あるいは収入等にもつなげられるということでもあります。

津和野共存病院の不採算地区病院という部分は、ベッド数が150床未満、そして一般病院が15キロ以上この地域にはないということで、15キロ以上になると益田赤十字病院等がありますので、津和野共存病院は不採算地区病院として指定をされております。

その中で、特別交付税のベッド数1床当たり、29年度末ですか137万9,000円のベッド数、そして、普通交付税におきましては、1床当たり75万5,000円のベッド数ということで、約1億500万ぐらいの交付税措置がされているという状況であります。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、お聞きしましたが、日原診療所も津和野共存病院もこの町に人が住み続けるためには何よりも大事なものであり、定住といっても、やはり医療というものがなければそこに定住はできないと思っております。しっかりと施策を講じて守っていただくことを切に念じまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問であります。定住促進についてであります。

津和野町では、人口の大幅な社会減少が進んでおります。特に、隣町が定住促進のための施策を次々に講じていることもあり、津和野町もこれまで津和野町若者定住促進奨励金制度を設けて定住の促進に講じてきたわけではありますが、時代状況の変化とともに、内容的にもインパクトのある内容へと変更していく必要があると私は考えております。全国で人口が増加している自治体の制度なども参考にして、内容を検討していくべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、定住促進についてお答えをさせていただきます。

現行の津和野町若者定住促進奨励金制度は、平成18年4月より実施しており、平成29年度までに、第3子以降の出生に対して交付される出産祝い金、114件、1,710万円、Iターン者を対象とした若者転入奨励金、199件、1,182万5,000円、若者Uターン奨励金、193件、1,180万円、町内で結婚した場合に交付される鯉・恋祝い金、115件、332万5,000円、ふるさと就労奨励金、30件、150万円の実績となっております、12年間で延べ651件、4,555万円を交付しております。

一方、5年以内に町外へ転出したことによる奨励金の返還額は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、延べ22件、145万円と交付者の約1割弱となっております。

議員御指摘のとおり、吉賀町では、保育料無料や給食費無料、子供の医療費を高校生まで全額助成するなど、定住促進のためのさまざまな施策を講じております。また、平成27年の国勢調査で最も人口増加率が高かった出雲市では、出雲市移住促進住まいづくり助成金として、移住者の住宅取得に際し、固定資産税・都市計画税相当額を5年間助成する制度を実施しております。

本町におきましては、11月に人口減少対策プロジェクトチームを立ち上げ、今後の定住対策に向け検討を行っているところでございます。また、第2期津和野町女性会議におきましては「働く」をテーマに、子育てしながら働ける環境づくり、スキルを上げるための資格取得支援など、今後、具体的に検討していく予定であり、津和野町での働き方について話し合いを進めながら、「女性の働きやすい町」「女性の活躍する町」に向けた定住促進施策を検討してまいりたいと考えております。

こうした検討を進める中で、若者定住促進奨励金制度のより有効的な事業展開についても考えてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま、「11月に人口減少対策プロジェクトチームを立ち上げ、今後の定住対策に向け検討を行っているところである」という答弁でありましたけれども、具体的に何か意見など、具体策等の御意見があったかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この津和野町人口減少対策プロジェクト会議ということで、これは町長のほうで設置をしたということでありまして、11月の8日に第1回の会議を開きまして、今、12月5日ということで、2回ほど会議を開いております。大体、構成的には各課2名ずつ、課長補佐とあと若い職員の方、主任主事等の方を選出していただいて、全体で22名の構成で行っているということでありまして。

現状、今までのところでは、この人口減少対策プロジェクト会議のほうでは津和野町の定住対策、いろいろ各課で取り組みをされておりますが、そういったところの皆さんで情報を共有しようということで、まずはそういったところから課題を見つけるというようなところで、今、2回終わったということでありまして。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） Iターンの方などにお聞きしてございまして、一時的に奨励金を受け取っても、その後そういうことはなかなか持続したことになるにく

いということで、隣町の制度などが非常に輝いて見えるというような声も聞いております。

また、具体的にこのプロジェクトチームなどで、やはり効果的な対策、そして助成金のみならず、いかに定住をしていただけるかという、そういうことを考えていっていただきたいと思います。これは、まだ11月に始めたばかりということでございますので、これからの進展を期待しまして、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、高齢者の集える場所についてであります。

高齢者は、今まで懇意にしていた友人などが亡くなると話す相手がなくなる場合もあり、サロンのような高齢者などが集える場所や機会をつくる必要があると考えますが、現状と所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者の集える場所についてお答えをさせていただきます。

現在、本町においては、高齢者の生きがいや社会参加の促進、介護予防を目指して、多様な社会活動の交流の場を設け、高齢者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上を図る目的で、津和野町地域お達者サロン事業を津和野町社会福祉協議会へ事業委託して実施しております。

65歳以上の高齢者を対象とするこの事業は、町内各地域の公民館、集会所等を活用し、地域福祉にかかわる諸団体等の協力により、レクリエーション、軽スポーツ、軽体操等を行っております。

平成29年度における活動実績は、日原地域で実施している地域さんさんサービス事業が、年間延べ3,315名、月平均276名が参加、協力員登録者302名で実施しております。また、津和野地域のふれあいの場事業では、年間延べ1,769名、月平均147名が参加、レクリエーションボランティア32名の協力を得て実施をしております。

高齢者のひきこもりは、身体活動量の減少により心身の機能低下を引き起こすリスクが高まるとともに、要支援・要介護状態に陥る率も高くなることが報告されております。さらには、認知機能の低下も懸念されているところでございます。

健康寿命を延ばす取り組みとあわせ、独居高齢者の見守りや安否対策、ひきこもり対策支援においても本事業のさらなる普及啓発に努めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 高齢者の集える場所についてですが、これも具体的に津和野地区の町なかの方から、こういうような場所があればということで御相談をいただいて、議会の中でそのお話もしてみたいと思って質問したことでありますけれども。

一つには、私どもの住む集落で百歳体操というのを始めておまして、これは役場のほうが依頼ありまして、高齢者の方々が集って何度かやりまして、これはずっと続けていこうということで、今もずっと毎週月曜日の午後から行っております、欠かさずに。それは、一つには百歳体操というのは、90歳になっても筋力は増加し、そして寝たきりを防止できていくというそういう意味で、それぞれの能力に合わせて重さの違うおもりを体につけて、そして運動する百歳体操というのは、非常に効果的なようございませぬ。それとともに、それがまた話す場にもなっているということで、地域の集落の人々が、週1回高齢者が集い話し合う場となっておるといことがあって、非常に効果的なように思うわけですが、この百歳体操なども、今の現状とこれからますます町内全域に広げていくべきだと考えますが、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議員、今、言われましたように、この百歳体操は、やはり介護予防で実績も出ております。現在、町内では17カ所地域でやっております。やはり行政が主導ではなく、みずからが地元でそういうことをやっていくということで、今後もこの百歳体操を各地域に広げて、やはり自分の健康は守るということ、今後の介護予防の重点的なことと町とすれば考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 百歳体操については、私どもの住む集落でも役場のほうから「こういうことをやっていただけませんか」という、そういうアプローチがあってそこから始めたものであります。なかなか自分で手を挙げてというよりも、やはり役場の保健師さんのほうから「やってみられてはどうですか」と試験的に何度かやったり、そういうことが広がっていくと思いますので、その点にも十分留意をしていただけたらと思います。

それと、高齢者が集える場ということで、やはり公民館が常勤の主事になっておりますので、公民館を活用して高齢者が集える場というものを築いていくべきではないかと思っております、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 公民館、当然、社会教育施設でもありますし、現状も誰がいつ来てもいいような体制で、ウエルカムの体制を築いております。

実際に公民館、常勤化になってから地域の方が多く集まっておられる、そんな館も散在しております。ただ、やっぱり地域によっての特色があって、なかなか足を向けられない地域も若干あるようございませぬ。その辺については、そういった工夫もしていきながら、より公民館が身近な存在になるように今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（１１番 岡田 克也君） なかなか「いつでもお越してください」というのは、これは難しいと思うんですよね。やはり、館長・主事会議の中で日を定めて、この時間に皆さん来てお茶を飲んでみたり、お話をしてみたりする、そんな機会を設けるとい、そちらのほうがやはり具体的には集まりやすいかなとも思いますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 公民館は、それぞれ公民館で独自の事業展開をしております。お茶飲みサロンみたいなのをやっている館もありますので、それは、いわゆる「御自由においでください」あるいは「いつ来てもいいですよ」という体制での御対応でございます。

それで、今、岡田議員さんの言われたような、公民館を利用するためにいろんな事業を展開するというのは、常日ごろの公民館事業の中でそういった機会を設けておりますので、それにぜひ参加をしていただいて友人の輪を広げていただく、それを機会にいつでも来られるような体制と、そういう意味合いで申し上げたところでございまして、そういったきっかけになる事業は、常日ごろの公民館事業の中でいろいろな形で住民の方に提供していく、そのスタイルは今後も変わっていかないというふうに思っておりますし、それをやるのがまた公民館の、一つの有効な事業の運営の仕方だろうというふうに思いますので、思いは一緒でございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（１１番 岡田 克也君） 公民館の行事に参加していただくというのは、それは当然でございますが、行事だけじゃなくて、やはり、ふらっと行ってみんなでいろんな話をしましょうという、そういう機会を設けていくべきではないかという、そういう提言があったということも館長・主事会議の中でお話をさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） その辺は、議会での質問もこういうのがありましたということは、館長・主事会議のほうでも伝えたいというふうに思いますし、先ほど来、多分同じことを言っているんだらうと（「そうです」と呼ぶ者あり）いうふうに思いますけれども、事業というのはイベント事業というだけではなくて、公民館のいろんな学級、例えば高齢者学級であるとか、幼児家庭教育学級であるとかそういったイベントごとでない、そういった集まりも公民館には当然やっておりますので。また、その辺の広報もしっかりやって、そういった情報が入らない人が多いということでは、やっぱり地域としても活性化いきませんので、そうしたほうにも力を入れたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 公民館を活用してというのは非常に効果的にも思いますが、より一層、館長・主事さんとも話し合いながら進めていただければと思います。

それでは、最後の質問でございます。災害対策についてであります。

全国で多発する地震や風水害等の大規模災害に対して、万全の備えを講じていく必要があると考えます。9月議会で、災害対策の拠点となる庁舎の耐震化について、津和野庁舎並びに日原診療所建物の改修工事の設計料が可決しました。防災行政無線の活用やハザードマップ、迅速な避難情報の告知や専門職員の配置など、災害対策について所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、災害対策についてお答えさせていただきます。

本町の災害対策につきまして、平成25年の豪雨災害を教訓に、無線による情報伝達手段の確保が必要と判断し、平成27年度から防災行政無線の整備を行い、平成29年度に運用を開始しております。これは、台風や前線の影響などにより大雨警報等が発表される現象発生がある場合の注意喚起・避難情報や災害発生時におけるさまざまな防災情報を速やかに伝達するための有効な手段として活用しており、災害対策の充実につながっているものと考えております。

今年度におきましては、防災ハザードマップの更新作業を進めており、土砂災害警戒区域や土砂災害特別区域、平成30年5月25日に公表された新たな洪水浸水想定区域などの災害危険箇所等に関する情報とあわせ、災害時に必要な気象・防災知識や避難場所等をまとめた各種防災情報を周知してまいりたいと考えております。

その他、地域防災計画や水防計画、避難判断・伝達マニュアルなど各種計画やマニュアルの見直しを随時行うとともに、災害時用備蓄品の確保や他自治体・民間事業者との災害支援協定の充実、自主防災組織の拡大等による地域防災力の向上などに努めてまいりたいと考えております。

なお、専門職員の配置につきましては、他の自治体において、平成27年10月に内閣府が創設した地域防災マネジャー制度を活用し退職自衛官を防災専門官として配置する例もありますが、現時点では、本町への防災専門職員の配置は検討しておりません。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先般、テレビを見ておりましたら、九州のある福岡県の市で、この防災の専門職員を配置しておられまして、非常に迅速な対応で、大きな豪雨災害があったときも犠牲者の方を一人も出さなかったという、そういうことが出ておりました。それはやはり、日ごろから今まで災害に対応していた人がその専門の職員としていることによって、事前にやはりさまざまな対応ができたという、そういう報道がされておったことであります。

今の質問では、「本町への防災専門職員の配置は検討しておりません」ということですが、なぜ検討しておられないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 地域防災マネジャーにつきましては、平成27年10月に内閣府のほうで制度創設をされております。この地域防災マネジャーにつきましては、退職自衛官がそういうふうな要件を満たすということでございまして、どういった方がそのマネジャーになるかといいますと、防災に関する必要な研修等を受講した者と、これは内閣府のほうで定めておる研修だと思います。その中で、内閣府の実施する防災スペシャリスト養成研修あるいは防衛省の実施する防災・危機管理教育、こういった研修をまず受けられておられる方ということでありまして、それと、防災行政に係る一定程度の実務経験等を有する者ということ、そういった研修を受けておられる方が地域防災マネジャーになるということでございました。島根県内でいいますと、現在、松江市、浜田市にこの地域防災マネジャーの方が配置されているということでございました。近隣でいいますと、山口県の萩市にこういったマネジャーが配置されているということでございまして、現時点でおきましては、その防災マネジャーの配置については検討しておりませんが、県内で設置されている自治体もありますし、近隣の萩市さんではそういった制度を活用しておられるということでもありますので、そういった自治体の取り組み状況を参考にしながら、今後検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 熊本の地震では、ある市の庁舎が倒壊したという、それが映像に流れて全国に報道されたわけでありまして。災害対策本部となる役場が倒壊危険建物になった場合、住民の生命・財産を守る上で、どのような不利益が生じると考えているのか、先般の議会でも庁舎の耐震化と耐震基準を満たしている庁舎移転という、そういうことが上程されましたが、やはりその議会の折でも多かったのが多発する震度7以上の地震に対する対応ということが出ておったことでもあります。今、申し上げましたように、耐震化をしなければ、耐震建物でなければどのような、災害対策本部がそこに機能しなくなるとかいろんな形であると思いますが、具体的にはどのような不利益が生じていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員言われましたように、災害対策本部そのものの設置、まず迅速に設置することができないだろうというふうに思っています。そういった状況の中で、住民の皆様には防災情報を迅速に、的確にお知らせすることがなかなか難しい状況になってくるだろうというふうに考えております。

やはり、防災拠点になる施設があって本部が設置されるというふうを考えておりますので、そういった情報伝達等、住民の皆様には支障が出てくるのではないかとこのように考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 前回の質問でお尋ねしたときに、「その都度、災害が起こって避難場所は指定する」ということでありました。他の市町村のを見ておりましたら、やはりそういうパターンと、もう一つ「水害の場合はこちらに」とか、そういうようにしている市町村もどうもあるようであります。水害のときにはやはり川の近くの、例えば公民館でも数カ所は非常に浸水の危険性が高いところもあります。そういうときにはやっぱり、豪雨災害のときにはそこへ避難するという事は逆に危ないわけで、「そのときにはこちら」ということを、やはりあらかじめ定めておくべき必要があるのではないかと思います、その点についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたとおり、水害等の場合、その避難施設によっては1階だけの避難所というのもございますので、そういった状況を見ながら、避難所への誘導というものは適切に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 有事に備えて、「水害時ならこちら、土砂災害時ならこちら」というのを、ある程度、やはりふだんから想定しておくべきものだと考えますので、その点の検討をしていただくことを念じまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、ここで休憩いたします。1時に再開をしたいと思います。

午前11時57分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 道信です。よろしくお願いします。

今回取り上げますのが業務委託、業務委託ということで、普通の町民にとったら余りなじみのない、そういう項目になりますが、なぜ私がこれを取り上げたかということは、実は、私のところに日本遺産——日本遺産センターについて具体的にやっていくんですけども、日本遺産センター宛てに——ここに原本があるんですけど、ここに送り状が届いた。そして、この送り状が日本遺産センターの名前で届いて、そうしてここで、まあ

言葉はちょっと大げさですけど、取引が——お金が絡むんじゃないですよ——されたということが5件ほどありまして、5件ありましたので、ただ偶然ではないなというふうなことが私の手元に届いたということと、もう一つは、先日、東京事務所がファウンディングベースとの業務委託契約をやめたということもありまして、私自身も余りよくわかっていなかったんですけども、このことについて勉強してみまして、特にこれからはこの業務委託契約というのがふえてくる。現状でも多いんですけども、これは、本来だったら、町の施設ですので町職が全部それを管理運営していくというのが基本ではありますが、当然のことながら町職にはそれだけの人数もいませんし、さらにいろいろな事事が専門的になっていますんでね。ですから、これを全部管理運営しろということは無理な話であるということはわかっております。

その中に、この言葉を取り上げたときに、ちょっと勉強してみて、請負とか外注とか人材派遣とか指定管理とか、一体どれがどうなってるんかというのも私もよくわからなかったのもありまして、まあ一通り勉強はしてみました。

それで、業務委託のことにに関して今回質問はするわけですけども、まあその実例というか事例として、日本遺産センターのことが、先ほど冒頭にも言いましたように、そういう問題があったのでこれを取り上げてみて、今回の質問に入りたいというふうに思っております。言葉がかなり専門的になったりとか、あるいはわかりにくかったりするかもしれないけども、ぜひおつき合いをいただいて、それぞれの項目にお答えいただきたいというふうに思っております。

まず、日本遺産センターと、それから相手方は、山口にある株式会社コアというデザイン会社なのですけども、これとの契約に、まず、一番最初の質問が、どういう入札をされたのかなあと。入札には一般競争とか指名競争とかプロポーザルとか、あるいは随意契約とかありますけども、どういう契約をされたのかなということがまず一番目。

それから、契約内容、金額を見ますと241万ばかりの金額でありますけども、その成果品、どういうことをしたのかという成果品とか、その具体的な内容とか金額とか、これを一度お聞かせいただいたらと。

3番目が、今、私ここへ仕様書を持っているんです。契約書と仕様書を情報公開の形式に基づいて申請いたしまして、ここに委託契約書と、それからその仕様書をここに持っております、これを見ながら質問を組み立てたということです。

それで、仕様書に記載されましたこの中に、業務の内容、センターの運営支援業務、アが現場管理業務、イが施設管理業務というふうになっておりますけども、これを一度、この一般質問の中で町民の皆さんにわかるように言っていただいたら、町民の皆さんも少しは興味を持っていただけるんじゃないかと思ひまして、この質問を組み立てました。

続きまして、業務の遂行、この業務を遂行するときに、責任の所在を明確にする必要があると。仕様書では、「町職員の指示のもとに業務を遂行する」と強調されています。指示書や協議録などを作成し、お互いにチェックをし合っているんだろうかなと。職員

の方がおられて、それでもう一つは、委託先から派遣された人がいるわけなので、この間の意思の疎通というのはどのようにされておるか、お互いにチェックをしているのかなあと。仕様書ではそういうものをしましょうよということがこの中に書いてあるんで、こういうことがなされているのかということです。

仕様書を見ますと、一番最初の、私が言いました業務の運営支援業務の1、今のアとイを言ったわけですけども、これを見ますと、まあ普通から考えればコンサルタント業務かなあというふうに感じまして、コンサルというのは非常に曖昧な言い方ではあるんですけども、建設関係とかあるいはそのほか専門的なコンサルではないなあというふうに感じておるんですけども、これが相手方のコアの定款というのは、コアのホームページでコアの業務内容見てみたんですけども、こういうような業務をするというようなのが記載されていないんです。それで、コアさんはこういうことを定款に載せているのかなあというようなことがちょっと気になりまして、それで、町のほうの入札参加資格、この中に今のコンサルタント業務とかあるいはこれに類するような業務とか、あるいはこれ人を派遣しているわけなんで人材派遣的な業務とか、こういうものがあるのか、記載されているのか、そういうものもちょっとお聞きしたいと。

続きまして、派遣されている社員の方の成果品は、業務員日誌しか、普通ものをつくりますとそれに対して目に見えるものですから、これが成果品ですよというのがすぐわかるんですけども、今のものは派遣された人が一体何をしとるんかようわからんみたいなことがあります、これがきちんと業務日誌、まあ業務日誌しかないでしょうから、業務日誌にきちんと記載されて確認されているのだろうか、どうか。

それから最後に、先ほど冒頭で言いましたように、日本遺産センターとは全く関係のない取り扱いが、日本遺産センターの名前でなされていると。これが非常に気になりまして、ここに原本あるんですけども、これが、え、こういうことをやっているのみたいなところが、これが全体における業務委託の仕事とどう関連しているのか、これをちょっと一度確認しておきたいということ、まず一番目冒頭の質問ということにさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日本遺産センターについてでございます。

入札の種類については随意契約です。

随意契約の理由としては、以下のとおりとなります。

平成27年度から、文化庁の日本遺産魅力発信推進事業の採択を受け、事業主体である津和野町日本遺産推進協議会が、魅力発信推進事業の委託事業者を選定するプロポーザルを実施しました。審査の結果、山口市に本社がある株式会社コアに委託事業者を決定し、その後3カ年の事業を実施いただきました。

議員御質問のとおり、平成29年度より魅力発信推進事業も活用し、津和野町日本遺産センターの運営管理のため、マネジャーとして従事していた嘱託職員が退職をしたため、同センターの運営体制を再構築する必要が生じ、マネジメントの外部委託を行うことといたしました。

については、同嘱託職員が社員として勤務することとなった株式会社コアに、当時の当町の日本遺産の知識を豊富に蓄積していることから、同センターの運営・企画等、業務を委託することとなった次第です。

同社は魅力発信推進事業等で、パンフレットの製作や展示パネル、サイン整備、ホームページ開設等、本町の日本遺産に関するデータを有しており、かつセンターで実施する各種イベントの企画等についても熟知しております。仮に新規業者を選定した場合、軌道に乗るまでには相当な時間及び費用が発生する可能性が予想され、不利益が生じると判断し、地方自治法施行令第167条の2第6項の規定により、随意契約としました。

241万円の成果品の具体的な内訳と金額であります。委託料の成果品については、同センターの運営・企画等、業務の実績を記載した業務報告書と同報告書の電子データとしております。

委託料241万円の算出については、国土交通省が示しています設計業務委託等技術者単価をもとに算出した金額で、人件費等の金額を定めています。内訳としましては、人件費94万5,000円、その他経費50万9,000円、管理費78万2,000円の合計額に対しての消費税を含む額となります。

センターの運営支援業務の現場管理業務と施設管理業務の詳細であります。同センター運営支援業務としては、まず、現場管理業務として、マネジャーを配置し、集落支援員2名と臨時職員2名からなる日本遺産コンシェルジュと、臨時職員1名による受付担当のシフト勤務の調整と、来館者の接客・ガイドの支援を行います。また、PRグッズ等の在庫・売上金の管理、来館人数等の把握、アンケート調査票の配布・回収も行うこととなっております。

次に、施設管理業務ですが、同センターの施設及び備品等の日常的な管理を行い、異常を発見した場合には、町担当者に速やかに報告することとしております。これ以外にも、ウェブ・SNS、館内パネル等のさまざまな手法を通して行う情報発信支援業務、まち歩き等のイベントを企画・実施する企画運営業務、その他業務を含め委託しております。

業務の遂行について互いにチェックしているかではありますが、現段階では指示書や協議録など作成しておらず、口頭での指示や協議の場を設け、現場の意見を踏まえて、双方が共通理解のもと、運営管理や企画を行っております。業務の遂行の責任に関しては、担当課長として商工観光課長が担うこととなります。センターには業務日誌があり、入館者数やグッズの売り上げを初め、諸事項を記載し、確認しております。

株式会社コアの定款、入札参加資格にコンサル業務、人材派遣業務が記載されているかではありますが、本町の入札参加資格、取引業者登録申請書によりますと、議員御指摘の業務は含まれておらず、ホームページの作成・管理業務を含む情報処理業種、イベント用品のリース・レンタル業種、企画運営や広告代理業務などを含む企画・制作業種の参加を希望し、登録されております。

派遣されている株式会社コアの社員の勤務日数と報酬は委託金額に含まれているかではありますが、前述しましたとおり、株式会社コアには同センターの運営・企画等業務を委託しており、委託料を支出しておりますが、その委託料が同社員の給与として直接充てられているかは、同社の会計処理の問題ですので、存じ上げないところです。町としては、同社が委託業務を行うため、平成29年度、同社員を年間229日勤務させていることは、業務日誌、業務報告書等で確認しております。

この社員の成果品は業務日誌しかないが、確認しているかということではありますが、前述しましたとおり、委託業務の成果品は別途確認しておりますが、同社員の勤務内容については業務日誌で確認し、特記事項、不明な点等については、適時、口頭での報告を受け、確認しております。

センターに関係のない取り扱いがセンターで行われている事実を、町は確認しているかということではありますが、同社員については、マネジャーとして、日本遺産コンシェルジュ、受付担当のシフト勤務の調整を行いながら、適時、コンシェルジュ、受付の役割も果たしているところです。

当初、同社員は本町の地域おこし協力隊員として採用され、町商工観光課の企画・事業実施全般の支援に携わり、後に町嘱託職員として採用、日本遺産の認定直後からその業務に関与し、同センター立ち上げからマネジャーを務めるに至りました。そのため、日本遺産に関する豊富な知識とスキルを携えております。

その後、同社員が私的な御事情もあり、嘱託職員を辞し、株式会社コアに入社されたため、同センターの体制を再構築する必要が生じました。以上の経過から、同センターの企画運営に関して、即戦力として余人をもってかえる人材もないこともあり、本町の日本遺産のストーリーに精通した同社に業務委託し、同社員に勤務いただくこととなった次第です。

同社に対する業務委託料については、前述のとおり、241万5,000円としており、町としては厳しい財政状況も勘案し、年間の業務日数を延べ約55日程度で試算し契約しております。同社はその業務契約内で企業努力もいただきながら、同社員の勤務に合わせ、前述の職員をシフト勤務調整することで、年間開業日の約310日を運営していることとなります。

同社員が嘱託職員として勤務し、町が直接的に企画・運営を行っていた期間の同社員分の人件費については、前述の委託料をかなり上回っており、本業務委託は、コスト管理の点からも町としては有益と考えております。

以上から類推いたしますと、同社が同社員に他の業務にも従事させることで本町内に常駐することが可能となっており、町と同社の同委託契約書、仕様書に、他業務に関する制限の記述はないこと、さらに同社の企業努力により、同社員が町の試算した以上の業務日数を従事していることなどから、現時点では他の業務について言及する必要はないと考えます。また、来館者の接客等の同センター業務全般を、まず第一義的に対応することについては確認をしております。

同センターの来客者について、平成28年度は1万6,530人、平成29年度は1万7,753人と増加をしており、同社員ほか同センタースタッフが自主的にテレビ番組の誘致を企画するなど、常に業務の改善に取り組んでおります。また、文化庁からフォローアップのため派遣された日本遺産プロデューサーからも、「間違いのない優良モデル」との評価をいただいているところです。

今後、同社員が他の業務に従事することで、同センターの管理運営に支障を来すおそれがある場合には、適切に指示、改善を促してまいりたいと考えます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、質問に入ります。再質問に入っていきます。いろいろあるんで、一つ一つ行きましょう。

まず、この最初の委託契約というところにあるんですけども、これ240万ですから、当然、入札をしなければならない金額ですけども、この随意契約となっていること、これはどうしてですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 随意契約につきましては、先ほども町長からの答弁ございましたように、地方自治法施行令第167条の2第6項の規定によって、それまでの知識・ノウハウの蓄積があるということで、これをより有効に使うということができるといことと、これを他の業者にお問い合わせするとまた一から積み上げていかんといかんということもございましたので、随意契約として契約をさせていただくということで、決裁を受け、契約をさせていただいているというところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 最初からですか。最初から随意契約ということに聞けるんですけども。それともう一つ、私は、最初は2社による指名競争だというふうにならんと確認していたんですけども、これ最初から随意契約、130万を超えるものに関しては入札をしなければならないというふうに町の条例では書いてあったんですけども、そのあたりちょっともう一度確認します。

それと、今の言われた中に、日本遺産推進協議会がプロポーザルでやったと。これは、会ですからね。町がこれに対して、会がプロポーザルをオーケーしたのが何で町にそのまんまぼんと移転されるかということが不思議でならないんですけど、今の二つほどお願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、最初の議員からの御指摘ございました日本遺産魅力発信推進事業の採択を受けた時点では、議員からもございましたように、日本遺産推進協議会のほうがプロポーザルを実施して、2社の応札ございましたがプロポーザルの中でコアさんのほうと契約をさせていただくということになりました。繰り返しになるんですが、その上で3年間の事業を実施していただいたということでございます。その中で、まだ制度のできて新しい中で一から積み上げて、さまざまな成果物も含めていろんなノウハウや材料を随分積み上げておると。これだけの内容があるものをやはり利用してやるということが、いわゆる、先ほど申し上げました地方自治法の施行令の中でも申しまして、競争入札に付することが不利と認められるときということに当たると該当しまして、そういう認識のもとで随意契約をさせていただいたということでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） だからこういうふうに今言われた、私も今のこの施行令云々というの、ここまで見てなかったんですけども、いきなり随契でもオーケーということなんですね。イエスかノーかで。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 繰り返しになりますが、施行令に基づいてその事実がきっちり確認ができれば、施行令に基づいておればできるというふうに認識をしております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 続きまして、これ私もう1回ちょっときちんと勉強し直してきますんで。

それで次に、55日の日程で試算し、それで実際には229日勤務させている、要するに町が命令したわけですね、させている。この55日というと、大体週1日なんですよ、約。で、週1日の人が一番最初のときですよ、一番最初のときに、週1日でもいいですよ、その人に対して、こっちの契約書のほうに、仕様書のほうには、まさに毎日するような、センターのマネジャーとして町の担当職員と連携し、コンシェルジュや受付窓口の勤務日程調整、来館者等の接客、ガイドの支援を行う、またPRグッズ等の在庫・売上金の管理、売上金の管理まであるんですね。来館者数人数等の把握、アンケート調査の配布・回収を行う。それからその下には、施設管理業務ではセンターの施設及び備品の日常的な管理を行う。施設や備品に異常を発見した場合には町担当者に速やかに報告すると、これだけの業務を命じているわけですよ、この仕様書の中では、で、最初に55日しか出なくてもいいですよというようなお互いの契約を、随意契約であれ、しているのに、これだけのものを、これはもう毎日しなければならないことを、コアが

しますよ、コアにしてくださいよということを言っているわけです。これが一番最初の約束になる、非常に何かおかしいんですけども、このあたりどう思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 55日の計算については、あくまでも業務委託契約の計算書という形になりますので、あくまでも業務委託の計算をするもとの数字としてそれを利用しておるといことだと思えます。

その上では、町から直接その同社員さんに対して勤務を命じておるとい事実はございません。あくまでも会社の中で、延べで55日ということになると思えますので、半日お勤めになる日もあるでしょうし、たまたま1時間しかいないようなときもあるかもしれませんが、そういったものを含めて、全体的に我々とする55日の計算を業務委託としてはさせていただきますので、その中で勤務をいただければということでございます。

また、先ほどの日常業務につきましては、私が知る限りでは毎日処理をするという必要はございませんし、まとめてやる場合もあるというふうにも認識をしております。それと、当然、同社員さんについては、休んでおる日もございますので、全てがそれで町として命じて勤務をいただいているということには当たらないのかなというふうに思えます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 55日が、例えば60日とか65日ぐらいあったらまあ半分目をつぶりますけども、229日間勤務させていると。この大きな日数の違いです。これに対して行政がもうけたという解釈をこの文面では感じる、最初の答弁では感じるんです。55日と約束しているのに、229日も勤務させている。これ行政がこういうことをやってもいいのかということと、もう一つは、逆に私は事業者ですから、こういうところに社員を送り込むなんていうことは、基本的に考えられない、何かあるというふうに勘ぐられても仕方がないというふうに、私は、この55日と229日を読み取ったんです。それで、向こうが勝手にやっとならからこれでいいだろうというんだったら、それはそれでいいんですけど、これは業務委託ではなくて請負契約です。請負だったら向こうが何日間やろうがどうしようがああしようが、それは知ったこっちゃないですむんですけども、まさにこれは業務委託ですから、働いた分は、最終的に決算のときに出しましょう、それに逆の場合は引きますよ、差し引きますよ。要するに、決算書の中でもありますよね、△がついている。だから、それが普通の取引であるのに、もうけたみたいなね、こういう感覚でいいんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 町長の答弁の後段でお話をさせていただいておるところでございますが、要は、55日という計算であくまでも町とすると委託契約の基礎を出しておると。その上で、企業努力もございましょうし、プラス、ございますよ

うに他の業務をすることについては特に規制も設けておりませんので、株式会社コアさんとすると、ほかの事業、ほかの営業等もかけられた上で、津和野に営業所を設けておられますので、その営業活動の中でほかの業務をされておるといふことも、当然、自宅が事務所になっておりますので自宅でもやっておられることと思いますし、その中で、仕事される上で津和野に営業所を置いておくということに意味があるというふうに御理解をされた上で活動されておると。町だけの、この日本遺産センターだけで、先ほどからのお話のようなことがあれば、確かにかなり無理をお願いしておるといふことになると思うんですが、トータルで考えて、企業側とすると、十分津和野に営業所を置くということの意味合いがあるというふうに捉えられて活動されておられるということだというふうに考えます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、随契のところへもう一度戻りますけども、これ競争入札だったとしたら、これを出したら当然相手方は55日で計算してきますよね。だから私が随契のところでもちょっとこだわったというのは、これを入札にして持っていったんだったら、当然、相手方は55日で計算するはずなのに、随契でまあやってくれやというふうなことでしか受け取れないんですけども、このあたりは、これも競争入札だったら出しませんか、出しますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） あくまでも我々としては、予定価格というものを積算根拠に基づいて出ただけでありまして、その内容で、委託契約の場合はその金額まで出して、金額を抜いた55日ですよということまでは示して今回の場合は契約はしていないというふうに理解をしておりますので、いわゆる、企業側のほうから出てきた数字が、予定価格を下回るということであればそれに準じて、同額もしくは下回ればそれで契約ができるというふうに考えさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） わかったようなわからんような答弁ですけども、ちょっとこのあたりは、余りにも私から見れば不透明というところですよ。ですけども、ここで議論してもこれ以上進みませんので。

続いていくんですけども、ここで、先ほどほかの業務もされているからということ言っているんですけども、冒頭言ったように、遺産センターの中で取引がされていると。そこに商品、コアに発注をしたところに私も確認をとって見たんですよ。そしたら、日本遺産センターとは何ら関係がないということだったんで、それで、私は、全く関係ないのに日本遺産センター宛てにいろいろなものが送られてきて、そこからまたものが出ていくと。で、先ほど課長が言われた支店を持っていますからね、ここは。なぜそこへ送らないで日本遺産センターを使ったりなんかとするようなことを許しているのかとい

うことが、私は、先ほどの一番最初の実に甘い契約が、こういうことを許したということにつながっているんじゃないかというふうに感じたんです。

それで、今の件、ここに指定管理者と業務委託との違いの比較表があったりしたときに、遺産センターとは全く関係ない業務が行われているということは、施設を使用しとることです、施設を使用しとるんですね、遺産センター送ってこれまたと。ということは、そこに来てからわっとやるんだったらまあこれで済むんですけども、当然、ほかの、まあ小さいこと言や電気代も使っとるだろうし、この55日以上をここでやとるわけですけども、施設の使用許可、これは委託、業務委託では受託者はできないとなっています。ということは、コアは今のような行為をしてはならないというふうになっているわけですけども、これはいかがです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、あくまでも、今回業務を行っているというか、議員さんのほうに、宅急便のように見えたんですが、受取書原本が議員さんの——本来は受け取った側が持つものが議員さんのところに、がお持ちになっておられるということ自体がどういう経過でそちらに持っておられるかということは存じ上げませんが、詳しい内容は私もちょっと全部は見れていけませんのでわかりかねますが、要は、単純に荷物をそこで受け取っただけということでございます。それで、同社員さんにしますと、どうしても日中は、たまたまその日が日本遺産センターにおるという状況だったかもしれませんので、そちらなら、まあわざわざ家に帰って受け取るとまた業務的にも無駄もありますんで、そこで受け取ったほうが楽であるから、業務をそこでやっているというより、単純にそこで宅急便を受け取ったということだけだというふうに認識をしておりますが。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それなら、それはまあ今、課長が思われたんですけど、私から見たらそういうふうには見えなかったの。実際に、ここにおる今のコアの職員が動いてますんで、ただ単に来てあっちへ持ってったという感じではないと。ましてや、1回ぐらいでしたら、それはまあ何かのあれで1回ぐらいあるだろうというふうに思いますけども、5回にわたって行われているということは恒常的に行われているということ、まあこれは推測ですけども、私が抑えた中では証拠としてあるということは、やっぱり一応よく肝に銘じておいていただきたいと。

これは、コアとのかかわり合いが、繰り返しますけども、業務委託という契約がきちんとしていないとこういうようなことを引き起こしますよということが、私が最も言いたいことなんで、決して課長を責めているという意味じゃなくて、要するに、管理・監督をきちんとしないと公私混同みたいな形で受けとめられても仕方がないというふうに私は感じております。

それから、次に行きます。

次は、そう、根本論になるんですけども、この仕様書の中の、最初の冒頭でも言いましたが、この仕様書のもう一番頭に、ここの一番頭に日本遺産センター運営企画等業務と書いてあるんです。ほいでその下に、私が先ほど読み上げましたような、センターの運営支援業務でいろいろもろもろ読み上げましたが、これ、運営ですよ、基本的な運営です。業務委託というのは、普通考えるのは、受付業務をしてください、あるいは掃除業務をしてください、これはわかります、これは。ですけども、この冒頭で今のようなことが書かれており、しかも、業務の内容で運営になっている。

で、私、先ほど一番最初に、コンサルタント業務あるんですか言ったらそういうものはないと、いうことを全部かみ合わせていったときに、これは業務委託契約ではなくて、指定管理者制度の仕事ですね、指定管理者制度の。これ2003年に指定管理者制度ができて、こういうもの、運営全体を任せる場合には指定管理者制度を使いなさいというふうに、法律があそこであったわけですから。それ以前だったらこういうなのがあるんですよ、いわゆる、包括的な業務委託契約というのがあるんですけども、これを見るとまさに全部ですよ。全部であるにもかかわらず、この契約書自体がおかしい。だから、まあこれ最終的分でも言うんですけども、これ明らかに指定管理者制度のものじゃないかと思うんですが。

それと、施設。あ、このちょっと細かいことはもう一回戻ります。

施設管理、施設を管理する権限、これ見ますと、施設管理業務というのがありますよね、施設管理業務と書いてあります。これも入っています。で、こちら側の指定管理者制度と業務委託との違いを見ますと、公の施設の管理権限は施設者たる地方公共団体が有すると。ですから、この業務を委託なんかできないはずなのに、なぜ、この仕様書の中の施設管理まで委託したのですか。

以上です。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、指定管理にするか直営で町が行うかについては、町の判断ということで許されるという部分だというふうにまず認識をしております。

その上で、今回のこの業務委託の契約書は、センター運営・企画等業務ということになっておりますので、当然、企画的なものが入ってきてもおかしくはないというふうに思っております。

それと、現時点では、先ほど申しましたように町が直営でやっておりますので、他の職員さんの賃金や水道光熱費等、このコアさんと委託した業務内に入ってこない部分については、全て町のほうで事務を直接行っておりますので、あくまでも、この中に書いてあるような業務を中心に委託をお願いをしておるということですので、部分的な委託契約ということで何ら問題ないのではないかというふうに考えます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 課長、今、町の判断でと言われましたよね。ということとは、包括的な業務委託契約と指定管理者制度は、町が判断するということになるんですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、町として判断をした上で、指定管理として業者さんをお願いできるかどうかということについては、議会での御同意を受けてということになると思います。ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、そういうことでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） いや、町が、二者択一ができる権限を持つということですか。そこだけちょっと。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、方向性を決めるのは、やっぱり町の中で方向性を決めた上で議会に御提示をするという形になるのではないかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） くどいようですけども、方向性とかいう言葉じゃなくて、契約書、この契約書を見たときに、この契約書の内容を町と、要するに、法律の指定管理者制度を使いなさいよというふうに変ったわけですよ。これを、これ見て、これ指定管理者制度だ、みたいなふうに思うんですけども、思いません。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 例えば、この施設が、有料の入館料取ったりとかそういう施設であれば、確かに指定管理を受けられた方についても何らかほかで収入が得られたりということで、指定管理で応募するというのも一つあるのかもしれませんが、まだこの日本遺産の制度ができて間もないということもあります。

で、町としても、まだ走りながら考えている部分もございますので、そういう部分でなかなか指定管理まで踏み出すということは、我々とするときちょっと考えなかった。直でまず、町が直営でやるべきものであろうということをやっておりますので、ちょっと、私も指定管理全てに精通をしておりませんので、これ以上何か詳しい部分になると、担当課長にお願いせんといかんかもしれませんが、我々とするとき、これは直営でやっていること全然問題なく、部分的に、例えば清掃業務については、また別の業者さんに委託しておりますので、そういった形で、ここに限られた業務について、コアさんと委託契約を結んでおるといっただけということと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） もうこれ以上は突っ込みませんので。私がまあ何を言いたいか、今のように突っ込んで、それで課長を困らせようなんちゅうてことは思っ

ているわけじゃなくて、このあたりをもう少し精査していかないと、一番最初の55日で229日をやってもらったからオーケー、ラッキーみたいな。こういうような感じでやると、必ず何か裏にあるというふうに受け取られるんですよ。それが、裏と言うたら大げさかもわからんけど、先ほどのように遺産センターを自由に使ってみたいな、まあいいだろうみたいな、こんなことにもつながっていきますので、そのあたりを原点に戻って、もう一度この業務委託契約というものを見直していくと、勉強すると、私も勉強しますが、していただきたいということで、これに関して、最後に私の希望というのは今言いましたように、これはここまでくると指定管理者制度になじむだろうと、指定管理者制度になるためには議会の議決が要りますから、より厳しくなりますので、だから、そういうふうにしてもっていただきたいという願望ですね。要望、要望。

それともう一つ、この遺産センターに関したら、既にここにある日本遺産センター推進協議会、これがあったわけです。当初3年間これがあったので、このためのフォローにコアが必要なみたいなのは思ったんですけども、この分はもう29年度で、予算措置としてももうありません。会そのものはあるんでしょうけども、29年度でもう終わっています、終わっています。ですから、私としたら日本遺産センターは今、嘱託の人だったかな、支援の人だったかな、要するに町に絡んだ人たちが2人、臨時の人が2人かな、4人ぐらいおられるんで、私がこの業務を見たときに、そんな難しいことじゃないだろうというのが素人ですよ。

あと、部分的に難しいところは外注という形で、それこそ本当の業務委託という形で出されて、もうちょっとこのあたりをすっきりさせないといけないんじゃないかなあと、この遺産センターについての契約は、まあ、そういうことですが、全般にわたって、もう一度、今の業務委託契約のことに、それから、指定管理のことに、もう一度襟を正して勉強していくということをお願いしたいというふうに思って、この分に関しては終わります。

続きましてですね、あと10分しかないんで。

国道9号線から見た眺めということであるわけですが、私、大分前からこれを出しましたからあるんですけども、今度できたなごみの里に向かってずっとおりていくときの、あの道路のところとどんと「撮影禁止」と書いた看板があるんですけど、当然ですよ、あそこから見た風景というのは非常にきれいですんで。

この風景というのは、前も言った津和野が全国に売り出したときのきっかけになった五木寛之のエッセイの中に、山口線から徳佐、トンネルを越えて、津和野がわっと見えたなら、そのかわいい姿が非常に印象的でかわいいというふうに表現したものも含めて、津和野が全国にどんと出てきた。これが私思って、いつもそれが頭にあるんですけども。

まさにそれが今回、あの撮影禁止の場所で見えた風景と一致するんです。ですから、当然あそこでおりにて写したいですね。写した分が結局、観光客にとったら非常に来てよかった、かわいいな、きれいだなとなった。このことを禁止という言葉じゃなくて、もっといろんなところで津和野が見られたら、あの風景が見られたら、そして今度、城山の開発とか何とかも、また、今進んでいますけども、そういう、もろもろが見られたら、9号線のあの雑木のトンネルの中でいつの間にか津和野はなかったみたいな、こういう状態を避けられる。要するに、津和野をもっと見ていただいて、で、おりにていただく、これに非常に寄与するということが、私はあの道というのは非常に正解だったというふうに、もろに私が今質問していることを表現してくれたなということだと思っています。

それで、私、10年ぐらい前、まだ議員だったときに、農林課といろいろ話して、国民宿舎の横のほうのちょっと上のところを1回伐採してもらって、300万円ぐらいでしたけど、伐採してもらって、一部雑木を整理してもらった。この経験持つんですけど、そのときの業者がこう言ったんです。「地権者が複雑に入り組んどってやれん」と、「これに1番手間とった」というふうに聞いたんですね。そうかあ、ほいじゃ、ほかのところも全部そうだろうなあという感じで聞いていたんですけども。

引っくり返せば、地権者が、例えば単純に一人だとか何とかかかつかいいう場所が多分あるはずなんです、どこかに、線のどこかに調べていけば。そうしたら、その地権者に「切らせてくれ」もいいし、それから「売ってくれんか」と、だから、風致維持向上計画の中の一貫として、そこをスポット的にでもずっと伐採していくということが、どれほど津和野の観光に効果があるかということ、私、本当に今も思っているんですけども。

そのことで、国交省にもちょっと問い合わせてみて、「のり面のところを切ってもいいんですか」みたいなことを一議員が言ったぐらいですけど、半分は、向こうも正式な回答じゃないにしても、「基本的にはいいです」と、基本的にはという言葉ができましたけど、結構ぼそっと抜けたる場所もあるんですよ、図面見たら。ぼそっと抜けて、ここだったらいいなあみたいなのところがあったんで、だから、どっかから手をつけていく、それで観光客が素通りせんように、今、観光の人やらは必死ですので、観光客の方がおりにていただくというようなことをぜひ講じていただきたい。できない理由はいろいろあると思うんですけども、できるところから手をつけていただくようなことができんかなあということが、今回のこの2番目の質問ですけども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国道9号線からの眺めについて、お答えをさせていただきます。

国道9号線からの眺めについては、議員御指摘のとおりでございますが、また、以前、他の議員から御指摘がありました大鳥居周辺の風景の問題等もあります。

津和野町景観計画の中において、景観計画区域における行為の制限に関する事項として、「周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避ける」という記述があります。同様に、景観の形成に関する方針として、「青野山・城山等の象徴的景観の見通しを保全する」との記述もあるところです。

観光面から考えますと議員御指摘のとおり、見通しの確保ができれば大変好ましいことと思います。

沿線樹木の間伐、皆伐を実際に行う場合、まず、森林保全の観点、防災の観点等複合的に検討していく必要があると考えます。

町主導の伐採となれば、立木補償や木材伐採作業、幹線道路である国道9号線の道路上での木材搬出等の作業も必要となり、経費も多大になるため、財源の確保も必要となります。一方、所有者が主導して行う場合、計画策定や森林組合等の事業協力は必要ですが、比較的少ない予算で対応ができます。その場合、所有権等の権利関係も課題になってまいります。

仮に国道9号線ののり面について、国土交通省から立木補償免除等の協力があつた場合でも、搬出作業については多くの予算が必要となります。

今後、これらを踏まえ、全体的に調査の上、農林課及び関係機関とも連携をして、まずは大鳥居周辺の針葉樹の伐採について、より効率的、現実的な予算で進めることができないうか、具体的に検討いたします。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） こういうふうには1カ所でも、具体的なことがなされるということは今聞かしまして、ぜひ進めていただきたいと、1カ所でもこういうことが町民の方にわかれば、先ほど言いましたように、道の駅にありとところの1カ所で、そういうことを感じられたわけですから、こういうことで、1カ所でも2カ所でも3カ所でもなっていけば、ああ、やっぱりこれをやっていけないけんという、特に、城山ができて、またきれいになってみたいになったら、もう見ていただきたいじゃないですか、そういうものをね。それになるように、ぜひ頑張ってくださいと、行政の場合は禁止というのを書くのが得意ですけどね。じゃなくて、ビュースポットここオーケーというような、こういう看板を行政として立てられるようになったら、また別な意味で行政の人に対しての、ようやったなあみたいな感じが出てきますんで、そういう看板が立てられるように頑張ってください。

以上です。

.....
○議長（沖田 守君） 終わってください。

以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、14時5分まで休憩いたします。

午後1時57分休憩
.....

午後 2 時 05 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序 5、2 番、米澤宥文君。

○議員（2 番 米澤 宥文君） 議席番号 2 番、米澤宥文でございます。通告に従い、質問をいたします。

まず、防災対応につきまして、2 点質問をいたします。

平成 28 年 4 月、災害発生等緊急時の迅速かつ的確な情報伝達を確保し、防災また応急救助及び防災復旧に関する業務を円滑に行うため、また、平常時の行政広報の伝達手段として、住民福祉の向上に資するため運用が開始されました津和野町防災行政無線の拡声子局の無線屋外収納ボックスについて質問をいたします。

一つ目に、子局屋外収納ボックス 9 カ所の取り付け位置が、高さがまちまちとなっております。地面から鍵穴まで、最低のところは日原体育館の 1.4 メートルであります。最高は、なごみの里、青原駅前、曾庭下、それとほぼ似たような左鐙西再送信子局の 4 カ所が 2 メートルから 2.1 メートルの設定の根拠はいかなるものでしょう。

2 点目としまして、公共施設などが近くにあるのは 6 カ所、ないところが 3 カ所あります。大災害時の大雪、大雨、強風、地震などの発生の中での屋外で脚立や踏み台を使用しての通信は過酷であり、危険を伴います。また、各地域とも高齢化が進み、脚立や踏み台を使用しての送信は転倒や落下が危惧されます。危険排除のためにも、近くの公共施設などの、または民家の外壁などに移設は可能でしょうか。

三つ目に、大災害時に停電はつきものであります。携帯電話の電池切れは数日で起こります。通信手段として有効な設備です。ぜひ、一考をお願いいたします。

二つ目に、津和野町が平成 25 年 2 月に全戸配布の手回し充電ラジオライト、ラベルは非常時用ラジオと張っております。この機器の有効活用を、ぜひ、アピールすべきではないかと思っております。

近年の日本は、地震列島、災害列島といっても過言ではありません。大震災や集中豪雨が、神戸・淡路、東日本、九州、四国、近くでは広島、岡山、北海道などでいろいろ発生しております。

県内では、平成 25 年 7 月に津和野町で集中豪雨の激甚災害が発生しております。石見地方は地震が起きないと思われがちですが、ことし、平成 30 年 4 月 12 日に大田市で震度 5 強の地震が発生し、大きな被害を受けています。ちなみに震度 5 強の地震は、物につかまらなると歩くのが難しい、棚の食器や本が落ちる、固定していない家具が倒れる、補強していないブロック塀が倒れることがあるなどの強さであります。

手回し充電ラジオライトは災害時の照明に、また情報の取得に大きな役割を果たします。単 3 乾電池 3 本を装着しておけば、瞬時に照明、また AM・FM ラジオが聞かれるすぐれ物であります。津和野町として、安心安全の先取りをした代物であると思っております。皆さんのところにもあると思いますが、これは単 3 乾電池 3 本入れております。

わかるところに置いておけば、このボタン操作一つでスポット、あと切りかえでランタンと、すぐできます。ただし、これはわからんところへ置いとったら、真っ暗闇になって、探すのが大変です。いつもわかるところに置いとくことが肝心です。多分、皆さんのところに、かなりの家に置いてあると思います。

集中豪雨や台風はある程度予測ができますが、地震は現段階では予測や予報が全くできないと言っても過言ではありません。この手回し充電ラジオライトは、電池が切れても、電池を入れていなくても、手回しで充電、そして照明やラジオが聞かれます。それは、これを回すことによって、この切りかえでちゃんと灯がつかます。今やると時間がかかりますのでやりませんが、家でやってみてください。

常時、乾電池を装着し災害時の停電の照明や情報取得に備えるよう、町広報誌などで呼びかけるべきではないでしょうか。

また、現在、在庫があれば、町に移住された方に配布をするべきではないでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害対応についてでございます。

まず、防災行政無線拡声子局の無線機屋外収納ボックスについてでございますが、防災行政無線拡声子局の無線機につきましては、子局付近に公民館や集会所の設置可能な公共施設がある場合は屋内に設置し、ない場合は子局に屋外収納ボックスを設置し、対応いたしました。

屋外収納ボックスの設置高につきましては、当該設置場所の浸水の可能性を考慮し、設置位置を高目に設定したところであり、浸水の可能性が高いと思われる箇所は、より高目に設定したものです。

移設につきましては、物理的には可能ですが、子局付近の状況や移設に係る経費等を考慮し、対応を検討してまいりたいと考えております。

二つ目の、津和野町が平成25年2月に全戸配布の手回し充電ラジオライトの有効活用をアピールすべきとのことではありますが、手回し充電ラジオライトにつきましては、議員お示しのとおり、平成25年2月に全戸へ配布し、住民の皆様に災害時の備えとして御利用していただいております。

その当時は、CATVの屋外ラッパや告知端末機を利用して災害時の情報伝達を行うこととしておりましたが、このラジオは有線の破断など不測の事態に備え、臨時災害FM放送受信用のラジオとして整備したものです。

現在の防災情報等の伝達手段は、防災行政無線を優先することとしておりますが、災害時における情報伝達手段の多重化の一つとして活用したいと考えております。

在庫につきましては、ふぐあいがあった際の交換対応により、数が少なくなっておりますが、活用の周知とあわせ、移住される方への配布につきましても対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、NHKにおかれましては、おおむね青原から直地までの国道9号線沿いの地域において、NHKラジオ第一放送を12月中に放送開始するため、日原中継局を開局されます。日原中継局は枕瀬山の中継局に併設され、FM放送の周波数80.3メガヘルツにより、NHKラジオ第一放送と同一番組が放送される予定です。ラジオ受信環境の改善は、以前より町民より御要望をいただいていたものであり、こうした整備がなされることを歓迎しておりますが、今後も、さらなる受信エリアの拡大を初め、受信環境の充実にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 拡声子局の通信を脚立を用いて行うことで、住民といえますか、される方が危険を伴うことは設置目的の住民福祉の向上に資することに反するのではないかと感じております。ちょっと的外れかもしれませんが、住民を危険な目に遭わせてはいけないと感じております。

このことに関しまして、脚立が配備されておられません。そうすると、何か災害時に現場へ駆けつけるには、自分のところの脚立なり何かを持って行かねばなりません。また、1メートル80の高さのところは30センチから40センチの踏み台がないと文字が読み取れません。これも何かを持って行かねばいけません。そういうことは抜きにして、私が思うのは、今あるのは、例えば津和野運動広場、ここは管理棟まで2メートルありません。例えば、そこらに移設すれば屋根もあります、そのようなこと。例えば、あとは直地保育園におきましては、直地地区の防災拠点であります消防団車庫もあります。いたずらとか何とかは、ないとは思っておりますが、まず1.5メートルぐらいに下げるべきだと思っております。もしも、これを本当に活用するのであれば、今のままではほとんど——ある人に聞いたんですが、わしは脚立をつこうてまで、危ない目に遭うて、わしは災害時に上に上がらんというようなことも聞いております。

したがって、まず踏み台とか脚立を抜きにして、一番の解決方法は——またお金がかかりますが——もうちょっと下げて、使いやすい、かっぱを着とっても傘を差しても使える位置でないと、なかなかこれはいきめにかんと思いますが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 防災行政無線の拡声子局のいわゆる設置ということ、その設置高が非常に高い位置にあるというところでの議員の御指摘でございます。

子局につきましては、24カ所配置をしております。議員がおっしゃいましたように、その子局ボックスは1.8メートルあるいは2メートルというふうな高いところに設置がしてありまして、緊急時に、今、議員言われましたように踏み台とか脚立とかを持って行かないと、それが利用できない状況にあるというのも、先般、私どもも現場を見て

回ってみて確認したところでございます。今、議員が御意見いただいておりますけども、使えるように下げるなり、何らかの対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、公共施設等への移設ということも議員のほうから御意見をいただいておりますけども、そういった部分につきましては、そういったボックスを設置当時、どういふふうな経過の中で、そういう施設に設置せずに別なところに設置をしたのかというふうな経過等もあると思いますので、そういったところを十分経過を見させていただいた中で、また検討をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 岩文君） これを操作する方は、ほぼ限られていると思いますが、危険のないように、ぜひ、お願いしたいと思っております。

次の、手回し充電ラジオライトのことでありますが、携帯電話に充電可能とありますが、機種によっては充電できないと思っております。私のはできませんでしたので。したがって、この対応としましては、これ参考ですが、田舎の強みで、必ずどこかに携帯用の発電機があると思います。これで解決できると思っております。そして、テレビや新聞の防災面で、簡単な明かり取りとしてバターやツナ缶の油でろうそくをつくるとか、また懐中電灯にビニール袋をかぶせてランタン風に光を広げるというようなことも紹介されておりますが、この器具があれば、そういうことは一切問題なく、一発で解決すると思っております。

これから質問ですが、平成25年以降に津和野町に移住された方にも大きな安全安心の一つとして配布されることは可能でしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） この手回し充電ラジオライトにつきましては、先ほど、町長の答弁の中にも書いてあるんですけども、平成25年の2月に全戸配布をしております。その当時はケーブルテレビの屋外ラップや告知端末機を利用いたしまして災害時の情報伝達を行うということにしておりました。しかし、ケーブルテレビ等でありまして有線という状況になりますので、有線が破断等した場合に、そういった緊急時に備えて、このFMラジオを全戸に整備、配布したものでございます。

現在、津和野町におきましては防災行政無線を主な伝達手段として、災害時における情報伝達手段としておるところでございます。そういった状況でございますが、今、議員が言われましたとおり、非常に使い勝手があるというふうなこともございますので、新たに移住された方への配布についても、今後、内部の中で検討していきたいと思っております。

なお、在庫ということでございますが、在庫もかなり少なくなってきた状況であります。今の在庫数が80個というふうなところであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 先ほども申しましたが、津和野町が先取りした、特に照明関係については、ものすごいすぐれ物と思います。ぜひとも、できることならば配布を検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

水道法改正ということで、この質問は通告の締め切り1日前の新聞に載っております。

11月29日の新聞に水道法改正法案が今国会で成立の見通しとありましたが、1週間後の12月6日、水道法民営化が政府において可決成立しております。このことは、自治体が水道事業法の認可を持ったまま、経営権を民間に委託するコンセッション方式を導入できることとあります。これは、先ほどの議員の質問でも回答がありました。

津和野町が、この方式を、今後導入の可能性はありますか。そして、仮に導入した場合、環境生活課の存続はいかがなものでしょうか。この2点をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、水道法改正についてお答えをさせていただきます。

今臨時国会において審議された水道法の一部改正法については、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業の直面する課題に対応し、強化を図るため、所要の措置を講ずることを前提に、1、関係者の責務の明確化、2、広域連携の推進、3、適切な資産管理の推進、4、官民連携の推進、5、指定給水装置工事事業者制度の改善の5点にわたる改正を行うこととされております。

このうち、4、官民連携の推進では、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる方式、いわゆるコンセッション方式について導入する仕組みを明記するものとなっております。

コンセッション事業者の業務範囲については、個々の実施契約により、個別具体的に定めることとなっておりますが、経営方針の決定、利用者との給水契約の内容の決定及び締結、水道施設の新設工事や全面除却を伴う再整備などの建設、改修等については実施不可能となっております。

地方公共団体における水道事業のコンセッション方式の導入は創成期であり、全国的にも導入を検討している自治体は数少ない現状にあります。先行する自治体の事例は、運営部分に特化した民間委託の側面が大きく、運営部分のみならず、より包括的なコンセッション方式の導入に向けては検討する課題もあり、当町がコンセッション方式を導入することは、当面考えておりません。

また、仮にコンセッション方式を導入した場合でも、水道事業を町が経営するという原則は変わらないことから、現行の機構が存続した場合、水道事業を管轄する環境生活課は、適正な人員配置により存続するものと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） まだ法案が成立したばかりではありますが、もしも民営化が実現のときに、津和野町は、3年で任期が終わります地域おこし協力隊に事業を委託し、津和野町に永住の対策となる可能性はありますかということ——これはいろんな問題があると思います。資格の問題、重機等の準備といいますか、これを持っていないとできないこととは思いますが——この可能性があるかどうか。また、これは上水道、下水道を合わせての——もしものことですよ——するとすれば、民間委託となるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、まず1点目の地域おこし協力隊のほうに委託ができるかどうかということですが、コンセッション方式ということになりますと、基本的には、今の公共施設等の財産権につきましては町のほうを持ったまま、運営権だけが民間のほうにいくという形になりますので、そうすると運営権をいただいた民間のほうにつきましては、経営なり維持管理なりをしていただくこととなります。そうしますと、当然、水道に関することでも下水に関することでも、技術的なことも必要になりますし、経営能力というのも必要になります。そこら辺をきちんとクリアできまして、コンセッション方式が可能ということであれば可能だと思いますけれども、そこまではちょっと私もよくわかりませんので、だと思えます。

それから、もう1点、上下水道が一緒かどうかということでもありますけれども、実は今、全国でも、このコンセッションを実際に稼働しているのは1件か2件というふうに聞いております。それは稼働しているのは、まだ水道はありませんで、下水道のほうで1件、浜松市だったと思うんですけども稼働しているというふうに聞いております。まだ中身については、よく詳しく勉強しておりませんが、津和野町にとりまして、果たして下水道だけでやるのか、水道だけでやるのかというのがいいかどうかというのは、ただ、会計は今は分かれていますので、今の段階では、若干判断しかねるということになると思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） これも、もしものことでありますが、新聞紙上で懸念されているのが、海外では民営化により水質悪化の料金の高騰などが報じられていますが、やはり高騰すると思われませんか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） コンセッション方式によって経営権を任せられました。民間の事業者は、収入は、基本的には水道料あるいは下水道料といった使利用料金で賄うこととなります。そうしますと当然、経営権のほうが、今の民間のほうにいていますので、水道料金も若干、報告は必要ですけれども、自分たちである程度決めることができるということになります。

先ほど、議員おっしゃいました、海外でも、これたしかフランスだったと思いますけれども、一時期、民間のほうに委託をしまして、先般、これをまた官のほうに戻したという経緯もございます。中身については、よく詳しくは私も存じ上げませんが、基本的にはそういったようなところで、金額は上がる可能性はないとは言えませんが、あるかどうかは、ちょっと今の段階ではわかりません。

以上です。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 法案が成立したばかりで、まだ何も決まっていないところを質問をしまして、答弁にちょっと困られたとは思いますが、先日新聞に水研究所代表の方が、利益の出ない地域の水道事業に民間が参入することは考えにくいとの意見のが載っておりました。したがって、津和野町での実現は、恐らく受けるところないので、御回答のように、当分難しいのではないかと考えておりますが、もしものときのことを、ちょっと質問をいたしました。

では、3番目の質問に入ります。

津和野町の道の駅など、また町内各種のイベントはカラーテントで集客を図ってはいかがでしょうか。町内外の方が寄ってみようと思える、明るく楽しい、一目でイベント開催がわかるカラーテントを使用することにより、町や農林水産業、商工観光業など、幅広い業種の活性化につながるカラーテントを提案をいたします。にぎやかなお祭りムードを醸し出すことが重要ではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、イベントはカラーテントについて、お答えをさせていただきます。

商工観光課が所有するテントについては、2間掛ける3間サイズのパイプテントが4張り、2メートルから2.5メートル四方サイズの簡易テントが5張りございます。パイプテントは全て白色、簡易テントは紺色となっております。

これらは、町内イベントや各種行事等で利用をしておりますが、そもそも津和野町役場で所有するテントは、この商工観光課のテントのみであり、テントを所有しない他の課にも貸し出しをし、年間を通して各種行事等で共有しております。

このため、限られた数量しかないテントを町内の多種多様な行事に使用するためにも、最も使用頻度の高いパイプテントについてはオーソドックスな白色のものを使用したいと考えており、今後もカラーテントの購入は予定しておりません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、イベント開催時のカラーテント使用については、町内外の方の目を引くものでありますので、芋煮と地酒の会等の大規模イベントの際には、簡易カラーテントを所有する本町商店会や、まるごと津和野マルシェのテントを借用するなどしております。

今後も、津和野の景観にも即した、余り華美でない色合いのテントを中心に活用しながら、町内外の方に楽しんでいただけるイベントや各種事業活動に取り組んでまいります。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 現在使用の白いテントは、お祭りムードに欠けると思っています。特に、交通量の多い津和野、日原の両道の駅のイベントは、目を引くテントで集客に有効であると思います。

資料の一番下に比較の写真をつけておりますが、左はなごみの里の写真であります。私も行って見ました。やはり、このようなカラーテント使用で人目を引き、寄ってみようかと思わせるようなムードといいますか、それが必要ではないかと思っております。

なかなか、お金のかかることばかりではあります。やはり、津和野町の各産業の活性化のためには、このようなことも必要ではないかと思っております。

以上、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、14時45分まで休憩とします。

午後2時35分休憩

午後2時45分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序6、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 議席番号10番、後山でございます。4点ほど、質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、斎場整備について質問をさせていただきます。

人生の惜別の場として斎場があるわけでございますが、いろいろと住民からの声を反映されて、今までも随分、斎場の設備も充実してきたわけでございます。前回も案内看板のことも質問いたしたところでございますが、しらさぎ会館という名称で、いよいよ本格的な看板も設置できるようでございます。

近年、高齢化が大変進んで、葬送の場であります斎場の中で焼香ができない高齢者が相当おられるんでありますが、司会者の方が香を一基、自席へ持って行かれる、このような状況を何回か見かけておりますが、司会の方も、一基、焼香を持って歩かれるのも

大変であろうと思いますが、そこで、車椅子があれば誰でもお手伝いができるというふうなことで、焼香を順調に進行できる、このように思っております。

現在、たしか1台はあると思うんですが、もう1台ぐらいは、ぜひはなえていただきたい。これからますます高齢化が進む中、車椅子の配置は必要であろうと思っておりますので、これについてどのような御見解をお持ちか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

斎場整備についてでございます。

斎場への車椅子の配置については、斎場を利用される方々が利用しやすいようにするため、斎場増築工事にあわせ、既に平成26年4月に、アルミ介助式車椅子1台を購入し配置しております。

また、増築工事以前からも車椅子を1台配置しておりますので、利用の際は斎場の係員にお申し出いただければ、すぐに貸し出しすることが可能でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長、御答弁いただいて、斎場には2台ほどあるようではありますが、1台は使い勝手の悪い、何か重たいような車が1台あるようでございますので、その検討をいただいて、ひとつ最新型のいい車をはなえていただきたい。もう1台ほど、ぜひそれをはなえていただきたいというふうなお願いでありますので、財政的なこともあろうと思いますが、御検討のほどよろしくお伺いをいたします。

2番目に、郷土館についてお尋ねをいたします。

本館の耐震設計、改築計画と新館2階の雨漏り対策についてお尋ねをしたいと思っております。

11月の14日に全員協議会でも、津和野の郷土館の資料購入がいろいろ説明があったわけですが、ここにおさめる蔵書も52点、約1,000万円の資料を買われるというふうではありますが。郷土館も国の登録有形文化財であるわけではありますが、老朽化が、これも本当に進んで、新館の雨漏りも大変激しく、天井板も部分的に剥離し、雨受けの容器も13器ぐらい並べてあります。この2階の陳列棚も、今は利用できない状況にあるわけですが、蔵書の購入も大変必要ではありますが、早急に耐震設計、改修計画の基本設計をされ、新館の雨漏り対策を緊急課題として対応していただきたい。

このことは、平成28年の3月にも同じような質問をしておるんですが、いまだに対応ができない。財政的なことがあると思うんですが、ひとつ、余り雨漏りがひどくならないうちに対応していただきたい、これについてお答えをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、郷土館についての御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野町郷土館は大正10年に設立されたもので、市町村立の博物館としては、国内で最も古い博物館の一つと言われております。木造瓦ぶきの本館は昭和17年建築の建物で、国の登録有形文化財に登録をされております。一方、鉄筋コンクリート造の新館は、昭和48年建築の建物であります。築40年以上が経過して、屋根の劣化が進み雨漏りが生じたため、平成25年12月には耐候性の防水シートを設置して応急措置をいたしました。

平成27年度には、国庫補助事業にて津和野町郷土館保存活用計画を策定しており、建物の保存管理・環境保全・防災・活用計画についてまとめております。その計画において、今後の短中期的な取り組みとして、本館の耐震補強・保存修理及び新館の改修などを行うこととしております。

今後の計画としては、国庫補助事業であります登録有形文化財の修理事業と、埋蔵文化財活用事業を活用して、設備・展示等の整備を進めることを検討しておりますが、藩校養老館の保存修理工事や津和野庁舎の耐震補強工事など、町内で早急に対応が必要な文化財が数多くあり、今すぐに郷土館の改修に着手できない状況にあります。

町としては、今後ほかの文化財の保存修理事業とのスケジュールを勘案しながら、津和野町郷土館の改修スケジュールを再検討し、早期着手が難しい場合には、応急修理の実施も含めて、あわせて検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 3年前にも、このような答弁をいただいておりますが、財政的なことがある、また県のことでもあるんですから、一概に我々が言っても難しいとは思いますが、早期着手が難しいようであれば、それでも何とかその実現に向けて、応急修理でも――屋根のシートも、恐らくだめじゃろうと思うんですね。それだけでも先にできないか、そのこともやっぱり検討していただいて、あそこへでも人が入館されますんで、2階に上がることは絶対ありませんが、あねえな雨漏りのバケツ13個も並べて置かれるようじゃ、教育長さんも知っておられるんでしょうが、そここのところも考えていただいて、なるだけ早く修理の方向で、ひとつ検討いただきたいと思います。

次に、3番目に、覚皇山永明寺についてお尋ねをいたします。

この永明寺の3棟も県指定文化財の建物であります。屋根もカヤぶきで由緒ある寺院であります。文化遺産であります津和野今昔百景図にも記載され、散策コースの紹介もされておりますが、拝観される観光客も、現在大変ふえているようでありますが、ここでも、また雨漏りの話をしないと、大変苦しいんですが。

先日、東京より、津和野へおられる方が帰省されまして、親がおるから久しぶりに帰ってきたということで、友達と一緒に永明寺に行かれたそうです。そうすると、本堂の

正面のカヤぶきの屋根が、カヤが相当抜け落ちて、またここも雨漏りがしております。雨受けというんですか、ここにもプラスチックの箱が、本堂のよいよお正面に置いてあります。教育長さん、行って見られたと思うんですが。この永明寺の本堂はそういうふうな状況で、観光客の人も大変多うありますが、なぜこれがいつまでも放置してあるのか。観光客が見られて、本堂の前、雨受けの衣装缶が並べてあるというような光景は、余り観光のためにもよくありませんが。私に電話をかけてこられたその人も、大変落胆のきわみであるというふうに私に電話をされてきました。私もわかりませんので、急遽現場に行って見て、受付の方がいらっしゃったので、それでいろいろお聞きしたところ、雨の日は大変であると、至るところで雨漏りがして、特に畳の上は大変であるというふうに話をされました。これから雪でも降れば、カヤが抜け落ちて穴があき、そういった危険性もあるというふうに申されておりました。

この現状をやはり教育長さんなり文化財の係の担当者の方は現場を見て把握されていると思うんですが、この日本遺産センターでも、こういった現状は知っておられると思うんです。それでも、やはりここを観光の一助として紹介をされているようですが、何とかならないものかというふうに思っておりますが。屋根の正面を除く3面、これは総門の信徒によりまして相当な金をかけておられると思いますが、トタン屋根に修復されたところのように聞いております。

そうするが、前側なんですね、前面の屋根のカヤと、棟木といいますか、千木というんだそうではありますが、バツテンに組んである棟木があるんですが、この修復をしないと、これでも落ちてきたら大変な危険性があるわけでございますが。永明寺は、この3棟は県の指定文化財、建造物であるわけでございますが、文化保護の観点より、県、町において修復される建造物ではありませんでしょうか。

また、県、町が、そういったものに修復にお金を使った場合、政教分離に抵触するおそれがあるのかないのか、このことをどのように思っておられるのか。

そのことは差しおいても、今後の修復工事の対策について、所有者でありますお寺と県と町と、早い時期、ひとつ検討されて、津和野の観光のイメージがダウンせんように、ひとつ対応していただきたい、このように思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、永明寺についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

永明寺は、日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」の構成文化財であり、県有形文化財として、本堂・庫裏・鐘楼の3棟と棟札2枚が県の文化財指定を受けております。

また、永明寺は国史跡津和野藩主亀井家墓所の史跡指定地内に含まれ、史跡の重要な構成要素でもあります。史跡の管理団体である津和野町としては、今年度より3カ年で、史跡津和野藩主亀井家墓所保存活用計画を策定予定であり、その中で史跡の一部であり

ます永明寺建物の保存修理・整備活用の実施スケジュールについても計画していく予定であります。

御指摘のように、現在は本堂のカヤぶき屋根などで劣化が進行しており、所有者において一部仮設屋根を設置され応急措置を実施されていますが、まだ一部で雨漏りが生じている状況です。

御質問では、文化財保護の観点より、県、町で修復はできないかとのことですが、指定文化財であっても、建物の修理は所有者で実施するのが原則でありまして、県、町はその費用を補助できる立場ということになります。

文化財建物の保存修理には、長期間、多額の費用が必要となることが想定され、所有者・県・町ともに継続した費用負担が必要となるため、今後、適切な時期に建物の保存修理の補助事業が行えるよう、現在、島根県と津和野町で協議をしているところです。

ことしの秋には、島根県文化財保護審議会委員のうち、建築を専門とする委員の方2名による永明寺建物の現地確認が行われました。今後、津和野町としては、文化財の価値を損なわないための建物の応急修理をしていただくこともあわせて、できるだけ早期に建物の保存修理に着手していただけるよう、所有者及び島根県と協議を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 教育長さんから、県とも相談して早急にやるようなお話をされましたが、ことしの雪が降ったら、恐らく相当な穴があくんじゃないかというふうに懸念されます。

そういったことも考慮して、できるだけ早く、県に言っても、なかなか津和野だけね、文化財は津和野だけじゃないんですが、ひとつ早急に検討していただいて、どうせ3者協議になると思うんですが、一日も早い修復をお願いをしておきたいと思います。

次に、庁舎問題についてお尋ねをしたいと思います。

6月議会において、津和野地区連合自治会提出の請願、津和野町に本庁舎をとというのが議会において賛成多数で採択されたわけですが、9月議会において、日原診療所改修工事の基本設計、業務委託料が上程されたわけですが、議会では修正案を提出されたが賛成少数で否決になった案件であります。

診療所が、豪雨災害からでも安全であるという根拠は何をもって説明できるのか。診療所を概観したところ、1階の天井部と津和野川の堤防の高さが同じレベルに私には見えております。そうしますと、診療所の地盤高は幾らになっておるのか、また、診療所付近の河川堤防高、これが幾らであるのか。また、洪水位、ハイウオーターレベルが幾らであるのか、災害水位が幾らであるのか、そして既往最高水位、ハイスト・ハイウオーターレベル、これが一番基準になるわけですが、この数値が幾らになっておるのか。これらの高さは、日本国土地院ですか、日本海の海拔の基準点は東京の隅田川河口にあります海拔ゼロメートルが基準点でありますから、これから算出された数値に

ついで、県が発表された津和野川河川の洪水浸水想定区域と同様に、日原地区の洪水想定区域の図があれば示していただきたい。

診療所の基本設計予算は賛成多数で可決をされておりますが、この場所が、何を基準に安全地帯であるというふうに思っておられるのか。職員が町民の負託に応えるためにも、職責を果たすためにも、職掌に専念できるような安全な場所でなくてはならない、このように私は思っておりますが、我々が安心して賛成できるような、賛同できるような資料提出をしていただきたい。何をもち、日原の診療所が安全であるかをお示しいただきたいと思っております。

2番目に、県が発表の津和野川の洪水浸水想定区域であります、これちょっと数字が、私のほうが野帳から写すのに間違っておりますので、一番下から3、4番目、古橋酒場前が1.637になっておりますが、これを1.337に訂正をしていただきたいと思っております。そして、その下に郵便局前が3.315としておりますが、これが3.260に訂正をしたいと思っております。私も古い野帳を見て、これから転記したもので、見落としで大変申しわけありませんが、そのように訂正をお願いしておきます。

それでは、県発表の津和野川の洪水浸水想定区域についてお尋ねをいたしますが、これが、作成主体が島根県であります。指定年月日、平成30年5月25日、告示番号、島根県告示第382号であります。指定根拠法令、水防法第14条の第1項であります。対象の水位が周知河川実施区域となっております。これは、左岸、津和野町下横瀬の小床の橋から後田の尾曾部橋までであります。また、右岸については、津和野町の下横瀬の小床橋より寺田のJRの鉄橋までであります。指示の前提となる降雨、流域全体に1日の総雨量が481ミリ、ピーク時は1時間に96ミリの降雨の場合、浸水想定区域図が出されたわけでありまして、この指定時点の津和野川の河道の整備状況も勘案し、最大規模の降雨に伴う津和野川が氾濫し、浸水状況がシミュレーションされた図であります、これによりますと津和野庁舎の付近が水深0.3メートル未満の洪水浸水想定区域となっております。

これらを基準にして勘案してみますと、町内を測定したところ、津和野庁舎のGLが156.500であります。これに、浸水する災害水位を0.300足しますと、156.800ハイス・ハイウオーターレベルと、既往最高水位になるわけでありまして、156.800、これが基準になるわけでありまして。そうしたものを勘案して津和野町を測量した資料がありますので、沙羅の木のところですね、これが156.200、これがグラウンドの高さであります。ここが156.800のハイス・ハイウオーターレベル、これから引きますと約0.60メートルつかるわけでありまして。

そして、古橋酒場前が155.463、これをしますと1メートル33センチ7ミリ水没します。そして、明月に入るあの角であります、これが154.600でありますので、2メートル20センチ、ここです。そうすると、郵便局の前でどのぐらいになるかと、これが153.540が郵便局の地盤でありますので、3メートル2

6センチほどここへ浸水するわけでございます。そして、吉永さん宅の前の駅前入り口に、あの3差路でございますが、ここが152.685とございますと、4メートル11センチ5ミリつかります。そして津和野駅の、今、改修計画が出されておりますが、この図面から拾い出しますと、ここが155.050となっております。そうしますと、津和野駅でさえ、1メートル75水没する計算になります。

このように、作成主体が、島根県高津川水系津和野川の洪水浸水想定区域図であります。このシミュレーションをも1,000年に一度の大水から計算されたというふうにお伺いしておりますが、この資料から算出しますと、津和野町橋北地区は避難場所も全然なく、全戸が水没をするわけでありまして。全滅状態になります。このような資料が、今回、県のほうから出されたわけです。ただ、見られただけじゃわからんと思いますが、この資料について町としてどのような対応をされるのか、どのように受けとめておられますか、お伺いをしたいと思います。

また、津和野町の1日の最高総雨量、ピーク時1時間の雨量についてお伺いをいたします。

次に、3番目に自治会の説明会について、お尋ねをいたします。

9月10日の9月定例議会に、診療所改修工事基本設計委託料の予算が上程をされたわけでありまして。11日に、請願者に対し丁寧な説明が必要であると、自治会役員を集められて説明されたわけでありまして、提案部分の説明は、誠意ある対応をしていく上で非常に重要と思っている、このような答弁を私に対してされておりますが、町長、私は得心いかなわけでありまして、議会に上程された案件を議決もされないうちに説明に行かれた、このことがどうしても私には理解できないわけでありまして。これを、どのような御見解かお伺いをいたします。

また、東棟のせせらぎ3階部分の議場のことを自治会で話をされておりますが、この経緯について、どのような経緯でお話をされたのかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、庁舎問題についてお答えをさせていただきます。

診療所の地盤高さは標高約6.2メートルであり、津和野川枕瀬地内の通岩土井敷線右岸は標高約6.4メートルであります。議員の言われるとおり、診療所の地盤は堤防高より2メートル低くなっており、診療所1階天井部と津和野川の堤防に高さが、おおよそ同じに見えるものと思われまして。

災害水位、既往最高水位ともに記録が残っていないため数字は不明ですが、過去、災害が発生したときの水位は、これまで近隣住民の知る限り堤防を越えたことはなく、また、診療所付近が水没した記録もありません。

また、日原地域では、水防法に定める水位周知河川に指定されていないため、水位周知区間における洪水浸水想定区域の設定がされておらず、洪水浸水想定区域図は作成されておられません。

これまで津和野川枕瀬地内は、昭和54年から平成9年までの19年間にわたり、計画流量900立方メートルパーセコンド、治水安全度80分の1確率年、時間雨量74ミリパーアワーの整備計画により、河川局部改良事業が行われたところでございます。

庁舎予定地の地盤高さについては、確かに津和野川堤防高より2メートル低くなっており、災害時に水没するのではないかと危惧されていると思われませんが、高津川本流の堤防高とは同じ高さであり、また、高津川河川改良事業等が完了しているということを踏まえ、庁舎予定地については、豪雨災害に対して現段階で安全であると考えております。

2番目の、県発表、津和野川洪水浸水想定区域についてでございますが、水防法の一部改正（平成27年5月20日）に伴い、想定し得る最大規模の洪水への対策を推進することとなったため、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充して公表することとされました。

津和野川洪水浸水想定区域についても、議員お示しのとおり、平成30年5月25日に想定最大規模の洪水浸水想定区域図が公表されております。公表された想定最大規模の洪水浸水想定区域図は、新たに津和野大橋下流域（橋北地区）など範囲が拡大したことから、現在、更新作業を進めている津和野町防災ハザードマップにより、当該事項を住民の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

なお、本町における日降水量の最大値は381ミリメートル、最大1時間降水量は91.5ミリメートルとなっており、いずれも平成25年7月28日に記録したものでございます。

三つ目の御質問でありますけれども、このたびの津和野町庁舎基本構想は、全国で相次ぐ災害等を考慮し、本町の防災対策事業として、財政への影響を最大限に抑制する観点をあわせながら、本庁舎及び第2庁舎の日原診療所への移転、津和野庁舎の一部増築を含む現庁舎の改修を基本に定めたものであり、議会においても特別委員会を設置され、平成30年3月議会において了承する報告をいただきました。その後、津和野連合自治会から、本庁舎を現津和野庁舎側へ移転する旨の請願が提出され、平成30年6月議会において採択されました。

こうした状況において、今後の方向性について執行部として再検討した結果、喫緊の重要な課題である防災対策が停滞することは避ける必要があり、津和野町庁舎建設検討委員会の御判断も参考にし、基本構想に沿って計画を進めるべく、平成30年9月議会に、日原診療所改修工事基本設計委託料等の関連予算を上程いたしました。

同時に、通常において請願や要望をいただいた折には、請願者や要望者へ検討結果を回答する責任があり、このたびは請願という重みを考慮し、津和野連合自治会に対してお集まりをいただき、関連予算の上程に至った考え方を説明したところであります。

なお、日原診療所改修工事基本設計委託料は議場の増設を前提にしたものでありましたが、議員の皆様方が現地視察をされ、議場の候補場所として、せせらぎ東棟3階部分

の活用について関心を示す声が大きく聞かれたという報告を職員より受けておりましたので、増設については決定ではなく流動的などころが残されているという旨の説明を、津和野連合自治会の皆様にお集まりいただいた場で、お話をさせていただいたものであります。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 町長の考えておられることと私が考えておることがなかなか一致しないわけですが。

私が理解できないと申し上げたのは、6月の議会に、津和野町に、本庁舎建設の請願が津和野町自治会連合会より提出されました。議会において、賛成多数で採決をされた案件であります。そして、9月議会に、診療所改修工事の基本設計業務委託料が上程されたのが9月の10日であります。そして、9月の11日に自治会の役員さんに、反対の意見を持っておられる町長が丁寧な説明を、誠意ある対応が重要と思っているとのこと説明に行かれたわけですが、私には美辞麗句としか聞こえません。上程された議案を、議会で採択もされないうちに説明された。議会の権限である議決権をどのように思っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

町長は13日まで、「町民に説明するのはおかしい。私は理解しかねる。もし、議会の総意であれば議会の意見を尊重するが、後山個人の意見には賛同しかねる」と、このようにこの前の全協で説明をされ、答弁をされました。私には到底理解ができないわけですが、再度、御所見を伺いたしたいと思います。

そして、2件目ではありますが、日原地域は水防法に定める洪水浸水想定区域指定にされているので、区域図ですか、これは作成されない、県のほうでこのように言われたんかどうかは知りませんが、県の水防法指定とは何を基準に作成されるのか、人口密度でやっておって作成されるのか、家屋の戸数で作成されるのか、水防法の指定とは何をもちいて作成されるのか。この件はどのような考えでそのように説明されたのか、もしか聞いておられたらお答えをいただきたい。

そして、診療所のGLが、標高62メートル、堤防高約64メートル、それで2メートルの高低差とこのように説明されましたが、GLも堤防高も約何ぼというような数字は出ていません。はっきりした数字があるわけです。

そうしますと、説明があったように診療所のGLは62メートルというふうな判断をしていいのか悪いのか、そして堤防高が64メートルというふうな判断でいいのか、それで高低差が2メートルと言われましたが、私は2メートル以上あるような気がするんですが、私も実測しておりませんので、確かなことは申し上げられませんが。

そうしますと、この高さを既往最高水位——ハイスト・ハイウオーターレベルというのが基準になるわけですが、それと災害水位が幾らであったのか、県はこの水位を基準にして河川堤防高を決定されるわけでありまして。これをもって護岸工事が実施されるわけでありまして。ハイウオーターレベルが何ぼであるから、日原の町は何ぼの堤

防をつくらないと危険であるという数字があるわけでございます。既往最高水位がそれでありましたが、御答弁じゃあ、何か県のほうが、この水位を知らせていただけないような御答弁でありましたが、そのようなことは決してないと思います。県に聞かれたら、既往最高水位が幾らであるか、これがないと堤防や何かの護岸工事ができないわけでございます。何か基準があるから堤防ができるわけでございます。

そして、このような、県が水位を基準にした河川堤防高が決定される、これが本当であります、「今までにそういった記録が残っていないので数字は不明である」というふうに答弁されておりますが、「日原のほうは水没した記録もなく、庁舎予定地は豪雨災害に対して現段階では安全である」と、このような答弁をいただきました。津和野庁舎の建設場所と、全くお考えが違うわけでございます。津和野は土砂災害区域であるから、高さが何ぼであるから、洪水が何ぼで、ちゅうような資料をお示しされておるわけでございますが、日原にはその参考資料が全くない、そんなことは絶対ないと思います。県にお願いして、最高水位が幾らであるかぐらいは聞いていただきたい。

それで、次にせせらぎの東棟の3階を見たときに、議員の多くの方々が、可能性があるとして、また、十分使えると視察の上でのお答えを聞いたので、東棟の3階部分の活用についても、現在、検討しているということを連合自治会に話をされておりますが、このように10月30日にも全協で私は質問をしておりますが、そのとき町長は、議員の多くの方々と言われましたが、これこそ議会の総意ではありません。

本日の答弁では、「職員より報告を受けた」とこのように説明をされましたが、この前は「議員が説明した」と、「議員の総意ではない、後山の質問である」というふうに町長は申されましたが、きょうは、町の職員が3階の検討をしたということ町長に報告されたというふうに答弁をされましたが、これはどうあろうとよろしゅうございますが、今回12月の7日に新しい構想が提案をされましたので、何日か時間をかけて納得のいくまで、けんけんがくがく、議論をしていただきたい、このように思っておりますが、そして禍根を残さないような最善の案を検討していきたい、このように私も願っておりますが、これについて、町長、今後、何回か議会とそういった検討をしていくお考えがあるかないか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） まず、総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員のほうから、洪水浸水想定区域の指定に当たって、いわゆる水防法の根拠に基づいて、そういった水位周知河川、水位周知区間が定められた洪水浸水想定区域に対して洪水浸水想定区域図がされているということで答弁書のほうにも書かせていただいておりますし、議員のほうからもそういったことについての問い合わせございましたけども、島根県が何をもって指定したのかということころまでは、現在のところ確認しておりません。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 日原診療所付近の護岸の高さにつきましては、先ほど町長から答弁させてもらいましたけども64メートルということで、それがメートル単位であるということで、診療所の高さも62メートルということで、これもメートル単位でございますが、この高さはどこから求めてきたかといいますと、農林課で昨年度実施をしております林地台帳整備に係る航空レーザ計測、これでこの市街地部分も高さを押さえております。ただ、残念なことに、メートルという整数どめでございます。ただし、高さについては、およそというところではございませんで、これ以下10センチ単位ぐらいのところでは高さは出てまいるものと思っております。診療所の高さと堤防高が2メートル、これは後山議員さんが言われる同じ高さじゃないかというようなことではございましたが、高さに2メートルという差はあるものと、この計測によってわかるものであります。

それから、津和野川と高津川合流点の津和野川の上流側ですが、ここにつきましては、昭和54年から平成9年にかけて、河川局部改良事業を県のほうで実施をしております。高津川合流から津和野川上流側840メートルのところまででございますが、ここについては、延長は840メートルある部分をしてしております。先ほど町長答弁でもございましたように、1秒間に900トン流れる決定高流量を持ってありますし、また、治水安全度の面からいっても、80年に1回の豪雨確率でございます。時間雨量も74ミリということで計算をされております。計画高水量、デー・ハイですが、その部分につきましては県のほうから資料をいただいております。その中に高さが載っておりません。先ほど、私が申し上げたような事項が記載されたものはいただいておりますので、それをもとに私のほうで答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議会の議決前に説明をしたということ、これを議会の議決権をどういうふうに考えているのかという御質問であったわけでございますけれども、最初の回答でも少し触れております。年間通して、さまざまな自治会、あるいは個人の方も含めてでありますけれども、御要望をいろんな分野にわたっていただくわけがあります。

また、時には議会にも請願を出されて、請願の議決で採択されるものもあれば不採択になるものもあるということでもありますが、基本的に、やはり町に出された要望等は、必ず、それはどういう結果になりましたという責任が求められるわけございまして、時には3週間も回答しないと、一体どうなってるんだというようなお叱りを受けるようなケースも、これまで何度もあったということでもございます。

そうした中で、今回は、特に請願という議会の採択もあった重みがあるということ、それからもう一つは、やはりこの問題は特別委員会が了承したという経過と、それから逆に請願が採択されたという、ちょっと私から見ても議会の決定が複雑に映る、そうい

う背景があったわけでありますから、今回9月議会に提案をしたのは、こういう理由で、私どもはこういう考え方で提案をさせていただいたということを説明をさせていただいたということですので、それをもって、今度、じゃあ議会で否決をされるか賛成されるかというのは、それはまた別問のことでありますので、私自身が議決権をどうしようという思いの中で、この行動をしたということではございませんし、私自身はこれを否定されるのであれば、これからの町政運営の根幹にかかわっていく、それぐらいに非常に重要な問題というふうに受けとめておりまして、私は町民との対話をしながら町政運営をしていくということは、昨年の10月の町長選挙の重要な公約でもございました。その公約の一つの表現方法が、これが本当にいかんということになれば、私としては非常に厳しいなというところでもあります。そういう中で、決して私は行った行動が間違っているというふうには今でも思っていないということは、この場で改めてお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、議場のことも触れられておりますけれども、全員協議会ときには議員さんからお話があって、きょうは職員から報告があったわけじゃないかというふうにもお話でありますけれども、正確に書けば、議員さんからも何人か、私のほうに、視察を終わられた後で直接お話もいただきましたし、そして職員からも、きょう帰ったような報告を受けたと。両方からそういうふうな事情を知った上で、そして自治会のほうには、当初、この設計委託料というのは増設を前提に組んだものでありますけれども、それは決定ではないということと言いたかったということです。まだまだ流動的な部分がある中で今回の提案は、予算計上したのは、そういう状況なんですというお話をさせていただいたというのが経過であるということもあわせてお話をさせていただきたいと思っております。

その上で、今後、話し合いの場を持つ考えはあるのかということでもありますけれども、これは先日の全員協議会ときでもお話を申し上げましたように、私どもも今後も議会ともしっかり共通認識に立てるような話し合いの場には持っていきたい、臨んでいききたいというふうにも考えているところであります。むしろ、議員の皆様方も最終的にはどちらかの方向にまとまっていくというように、お一人お一人の考えはいろいろあっても、やはり最後は町の防災対策を進めていく上でまとまっていくという部分にも、ぜひともお考えも寄せていただきたいと、そういう上での話し合いという部分をしていく、我々もその理解をいただく努力をしていくということは当然のことであろうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） こだわるわけじゃありませんが、この前の答弁で、議会の総意なら町長は受けるが、後山個人の意見では賛同しかねると、このような答弁をされたから、きょう、私、質問をしたわけですが、いろいろ申し上げても水かけ論になりますのでおきますが、これからの庁舎問題については、まだ時間が

あるんですから議会といろいろ話し合いの場を設けていただいて、我々が賛同できるような資料を提出していただいて、それで本庁舎なり分庁舎であろうと決定していただきたいと思います、このように強く要望して質問をおきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わります。
以上で、本日の一般質問は終了いたします。

○議長（沖田 守君） 本日の日程全て終了させていただきます。
本日はこれで散会いたします。御苦勞でありました。

午後3時39分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 30 年 12 月 11 日（火曜日）

議事日程（第 3 号）

平成 30 年 12 月 11 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君

会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

きのうに引き続いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、三浦英治君、9番、寺戸昌子君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序7、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして質問をいたします。医療と介護についてであります。

本年9月定例会において、平成37年には人口が約5,900人に、高齢化率が52%になり、医療と介護の連携や、中間的施設の必要性などについて質問をさせていただきました。

このたびは、以下6項目について質問をさせていただきます。

まず、1つ目であります。現在、津和野町内医療機関の医師の現状について、どのような状況にあるのか。また、今後の医師確保の対策についてお伺いをいたします。

次に、この秋移転した介護老人保健施設の現状と課題についてお伺いをいたします。

次に、小規模多機能型居宅介護事業所が新規に設立される予定であったが、事業をしないことになったというふうに聞いております。

このことについて、津和野町老人保健福祉・介護事業計画の第7期、平成30年度から32年度までの計画ですが、これが本年3月に策定されております。

この計画では、保健サービスの見込み量において、小規模多機能型居宅介護は平成30年度、平成31年度、32年度はゼロ円でございます。

見込み量がなく、かつ計画にない事業が新規事業に上がった理由は何か、お尋ねします。

4つ目に、本年度の当初予算の予算審査特別委員会では、この事業については説明がなかったと思いますが、予算書のどの部分にこの事業が該当するのかお尋ねいたします。

また、この事業を開始するに当たり、補助金交付の内示があったと聞いておりますが、補助金の申請はいつ、誰がどこに対して行ったのかお尋ねいたします。

最後に、この小規模多機能型居宅事業施設は設立されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

医療と介護についてでございます。

津和野地域には、公設の津和野共存病院のほか、民間の内科系医院が2施設、眼科医院が1施設、歯科医院が2施設あります。

また、日原地域には公設の日原診療所のほか、民間の内科系医院が1施設、歯科医院が1施設ありましたが、医師が10月末に逝去されたことに伴い、日原地域で唯一の内科系医院が閉院となりました。

津和野共存病院の医師確保につきましては、引き続き医療法人橘井堂と連携し、島根県に対する自治医科大学出身医師の派遣要望や、代診制度並びに赤ひげバンクの活用、関係する大学への医師派遣要請、島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者などゆかりのある医師からの情報収集、さらには医師派遣会社等への依頼などあらゆる手段を講じて医師確保に努めております。

指定管理者である医療法人橘井堂と医療協定を締結している益田赤十字病院から、11月は週に4日、12月から当面週に2日の外来支援、11月、12月は1カ月交代で急遽研修としての医師派遣を受けております。今後、圏域の医療体制をより安定した状態に維持するために、益田赤十字病院との連携協定等も視野に入れ、津和野町としてもさらに強化をしていく必要があると考えております。

また、将来、津和野町の医療を担う医師となつていただくため、医学生に対する奨学金制度も活用いただいております。

11月の介護老人保健施設せせらぎの移転につきましては、関係者の御協力と職員の努力により順調に進んでおり、入居した方からも御好評をいただいていることを御報告させていただきます。また、このたびの移転に伴い直営化した給食につきましては、特に2階の入院患者の皆様からおいしいと指定管理者である橘井堂からもお聞きしております。移転の目的であります施設の集中と効率化、特に効率化の点におきましては、今後の課題として次年度に報告させていただきたいと考えております。

今後は、町内の介護施設、事業所と協調、連携し、介護老人保健施設せせらぎは独立採算でも可能な経営の範囲にとどめるべきであると考えます。人口減少、過疎化が進行していく中で、利用者の減少と人的資源の確保は大きな問題であります。その課題への対策が、今回の施設の集中と効率化でもあります。それぞれの施設が機能分担かつ連携

を推進することが重要なポイントとなり、こうした点を明らかにした上で、来年度以降の予算にも反映していきたいと考えております。

3つ目の御質問であります。御質問の小規模多機能型居宅介護事業所については、議員御指摘のとおり、第7期老人保健福祉・介護事業計画策定段階で検討され、サービスの見込みを盛り込んだものではなく、町としては新規事業に挙げたということではありません。

事業を行いたいという相談があったために、先般ニーズ調査、事業所ヒアリングを行い、津和野町保健・福祉及び医療対策審議会において協議いただいたところでございます。

本年度の予算には計上しておりません。

本来であります。先にニーズ調査や事業所ヒアリングを行い、需要を見込んだ後に補助金等の申請を行うところですが、島根県の補助金の協議が8月の年1回しか行われないことから、補助金の一応の確保だけは行っておく必要性を認めたため申請を行い、内示を得たところです。

この補助金については、県とも確認済みであります。町として必要ないということであれば、後に辞退を申し出ることでございます。

先般11月29日に開催されました、津和野町保健・福祉及び医療対策審議会において、先ほど申し上げましたニーズ調査や事業所ヒアリングの結果を説明させていただき、御協議をいただきました。

審議会として、現状では本町における当サービスのニーズは低く、経営的にも厳しいと判断し、今計画——第7期介護計画を変更して当サービスを盛り込むことについては見送るという結果となったため、町としてもこの回答を受け、この事業を進めることはございません。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） では、再質問をさせていただきます。

まず、初めに、先ほどの答弁で、津和野共存病院の医師確保について、自治医科大学出身の医師派遣や代診制度並びに赤ひげバンクの活用ということが挙げられております。現在、この行われております自治医科大学出身医師の派遣要望や代診制度並びに赤ひげバンクの活用、この確保対策について、こういった具体的な内容なのかをまずお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、自治医の派遣につきましては、島根県からも毎年2名程度が入学をしております。卒後9年間は、離島もしくはへき地の公的診療所、離島におきましては病院、へき地医療につきましては100床未満のベッド数の病院等に派遣されることになっております。

この派遣に、常勤医師の派遣におきましては、島根県の医療支援会議の中で、地域医療支援会議の中で決定がなされます。現在のところ、津和野町にはこの常勤の自治医の義務年限の医師派遣はありません。

それと、2点目の代診制度であります。この代診制度は島根県内でいわゆる公的診療所等を中心とした部分で、医療維持をするということで、この医師は島根県立中央病院のほうから要請を受けまして、島根県の医療政策課がそのような派遣を行っております。

津和野町におきましては、日原診療所にこの6月まで2人の医師が派遣をされております。現在は、津和野共存病院の訪問診療として、特別養護老人ホーム星の里とシルバリーーフつわののほうへ木村医療統括官のほうが毎週水曜日、来ていただいて支援をされております。

それから、赤ひげバンクであります。これは島根県の医師の、いわゆる登録制度でありまして、島根県に医師として働きたいという方が病院とマッチングをした場合には、その医師を紹介をして、視察に来て、そこで勤務していただくということになっておりまして、これまで、津和野町におきましては、津和野共存病院のほうに1名、そして介護老人保健施設せせらぎのほうに2名の医師が、これまで登録制度で来られております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 一方、この津和野町の一番近い大きい中央的な病院として、この益田圏域では益田日赤があるわけなんですけども、そこで医療協定を締結しているという答弁であったんですけども、その後の答弁としても、益田赤十字病院との連携協定等も視野に入れということで、さらなる協定を結ばれていくのかなというふうに思うんですけども、この協定というのが、益田日赤とはどのような現状で、今後どのような協定を目指しておられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、益田赤十字病院と津和野共存病院が医療連携ということで協定をしております。これは、救急患者等の受け入れ紹介、そして医師の派遣等で現在も町長の答弁にありましたように、週何回かの派遣をいただいております。その連携協定ということで、この協定を結ぶことによって、即時に対応できるということで、益田赤十字病院と津和野共存病院、益田赤十字病院と六日市病院というふうに、この圏域の中でもそういう形をとっておりますが、一番初めにこの協定を結んだのが津和野共存病院と益田赤十字病院ということで、その後六日市病院等もそういう形になっております。

要するに、益田赤十字病院に医師を集めることによって、この圏域の中の、いわゆる鹿足の中の津和野共存、六日市病院においても、そういうことで地域医療を維持していくということで、この連携協定をやっております。

それと、医療従事者等の職員の交流ということで、研修期間が2年間ですか、津和野共存病院の看護師が益田赤十字病院のほうへ、そういう形の中で急性期のいわゆる病床も経験してみるということで、そういうこともやっております。

それから、先ほど町長の答弁にもありましたように、今後、やはり町としても益田赤十字病院との連携協定ということで、今、御存じのように津和野共存病院、常勤医師4名でありましたけど、副院長の飯島先生が今、療養中ということで、常勤3名の中でやっている状況であります。そのことを踏まえ、医師も当然疲弊をしております。やはり、常勤医師を維持していくことが今後の地域医療にも、当然ここは中心的なことになりますので、その形の中で町としては、今指定管理者である橘井堂と指定管理を結んでおりますが、さらなる強化のことを考えるということをしなすと、やはり益田赤十字病院に医師を集めることによって、こちらのほうにも派遣をしていただく。そして、益田赤十字病院自体も急性期病院ではありますが、今後在宅診療ということで、津和野共存病院の今後のノウハウを役立てることによって、お互いが収支の向上をしていく。

その中で、やはり経営的な部分等も踏まえて、津和野共存病院においてもこのままでは人口減少等が進んだ中で、訪問診療も伸びていない状況でありますので、この圏域を含めた訪問診療ということも視野に入れて、今後は益田赤十字病院の後方支援病院として、地域包括ケア病棟も津和野共存病院は設けておりますので、そのような形の中で今後、そういう連携強化の上で、町と赤十字病院との連携協定も今後は検討していきたいということでもあります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 先般、地域の会合がありまして、その際に言われた言葉ではと思ったんですが、商店街の事業継承というのが今、盛んに言われてますけれども、大きな病院であれば、言い方は失礼かもしれませんが、サラリーマン的な形で病院の先生も集まってきますし、看護師さんも集まってこられます。しかし、小さな個人経営の病院というのは、これもやはり今は大丈夫かもしれませんが、後々事業継承が必要になってくる時期が来ると思うんです。やはり、小さな病院の中でも跡継ぎがないというのがだんだん出てきているようで、今では歯医者さんがどんどん少なくなっている地域があると聞いております。

今、喫緊の課題と言えば喫緊の課題かもしれませんが、そこまでその事業継承についてまではないと思いますけれども、しかしながら、この小さな町の医療を支えているのがやはりかかりつけ医ということになってきますと、やはり病院の事業継承ということも、医師確保という言葉とはまた違ってくると思います。事業継承という形で経営者は変わるかもしれませんが、それでもこの町の医療を担っていただけるという制度も、今奨学金の貸与などを行っておりますけれども、津和野共存病院、橘井堂へということだ

けではなくて、この町内に医師を戻していく、事業継承という形ができればいいのかなというふうに思っておりますが、町長、このあたりの答弁はいかがですか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 具体的にどういうことをお考えになっているのかというのが、ちょっと先ほどの質問だけでは私自身十分に把握できませんでしたので、非常にこの医療の問題というのはデリケートでもあって、今、我々も相当な緊張感を持って臨んでいるというところでもあります。

これは、決算特別委員会のときにも御質問もいただいたところですので、その辺の今の状況というのはお話をしたというふうにも思っておりますが、当然、町内の医療を維持していくという面において、事業継承ということも一つの選択肢かもしれませんが、現状は今、橋井堂を中心とする医療というところに我々行政としては関係性があるわけございまして、そこが飯島副院長先生が休職をされている中で、今その医師確保ということに全力を尽くしていると、そういう中でございますので、まずそのめどをつけるということを第一義に考えているという状況でございます。

そこには、労力も資源も全てを今、集中して頑張っているという状況でございますから、事業継承というところまで今考えが及んでいるという状況にはないというところでございます。今後の検討課題であるかと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 津和野町の医療の安心、安全を今後も確保していただくためにも、しっかりとこの制度、今の行っている制度ですね、充実させていただきたいと思えます。

では、次の再質問ですけれども、3番目の質問から入ります。この小規模多機能型居宅介護事業所についての質問であります。まず、この町として新規事業に挙げたということではないと、事業を行いたいという相談があったということで、このたび津和野町保健・福祉及び医療対策審議会において協議されたということでもありますけれども、そもそもこの事業を行いたいという相談がいつあったのかということからお尋ねをしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 経過につきまして、簡単に御説明しますと、昨年11月に新規に地域密着型の小規模多機能型居宅介護事業所を開設したいと、開設したいというか、開設するに当たっての補助金というのがありますかというような御相談が個人の方からありました。それによりまして、その時期としましては昨年11月ぐらいでありまして、先ほど議員の質問の中にもありましたが、今年度から第7期の計画、4月からもう改定予定でありました。昨年度の11月と言いますと、もうほぼ内容が確定をしまして、当然アンケート調査等も終わった時点でまとめる段階に入

ったところで御相談というか、その補助金についての御質問があったというところがありました。

ですから、先ほどのおこたえのとおり、計画にはのっていないというところになっています。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） その後、その補助金申請が年1回ということではあるんですけども、まず第1段階として私が思うのが、この補助金の申請が行われたのが8月は申請ですが、それ以前から恐らくいろんな計画だとかそういった資料は提出されてきたと思うんですけども、3月にこの計画が策定されている中で、この計画にないものが補助金申請ができるのかなという疑問もあります。

当然、昨年11月からということであれば、今年度——平成30年度に向けてさまざまな協議があったと思うんですけども、その後、協議会において議論はされてきたのかをまず、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 補助金の内容についてのお問い合わせがあったのは、確かに11月が一番最初なんですありますが、その後、昨年度につきましては3月の段階で町の保健・福祉及び医療審議会を行っております。この段階で、第7期計画の御承認をいただいたということにはなっておるんですが、ただ、そのお問い合わせがあった方につきましては、当初から個人の方でありまして、個人の方が申請——申請ではなくて補助金の内容についての問い合わせをずっとされてきておった。町としましては、どちらにしろ事業を開始したいと、補助金をもらって例えば開始したいということであれば、法人格を持ってまずはお話に来てほしいと。例えば、既存の町内の事業者であったり、もしくはまた近隣の町村の事業者であれば、母体がありますので、その辺のところというのはできるわけなんですけど、まずは、通常ですと例えば社会福祉法人ですと、二、三年、NPO法人でも同じぐらいの期間をかけて法人格というのはとらなければならないということになりますので、まずはその正式な話として持ってくるのであれば、法人格を持ってきてくださいということでお話をずっとさせてもらってきました。

その法人のほうは、今年度の5月に、株式会社だったと思うんですが、法人格を持つてお話に再度来られましたので、一応県とも協議をしました結果、県のほうが一応申請、補助金の申請ほどはできますよということでありましたので、今後どうなるかわかりませんが、補助金の申請をしたと。お答えほうにも、町長の答弁のほうにもありますが、この補助金については、必要性がないということであれば辞退をしてもいいですよということでありましたので、一応内示をもらったということでもあります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） このたび、この質問をするに当たりまして、各関係者の方々からいろいろな声をお聞きしました。やはり、今回のこのことについては、事業所を開設されることは別に構わないんですけれども、やはりこの、今回第7期計画にもっていないもの、なおかつ、このニーズ調査という部分ですね、これがニーズ調査、本来であればというようなことも書いてありましたけれども、本来まずニーズ調査があって、事業所ヒアリングがあって、それで第7期計画が策定されるものだと思うんです。だからこそ、小規模多機能事業所の必要性というのはゼロ円で書いてあると思うんです。見込み量としてゼロ円で書いてある。となれば、この第7期計画は、ニーズ調査や事業所ヒアリングは行われなかったのではないかと思ってしまうんですけれども、事業所ヒアリングやニーズ調査というのは行われて、この計画は策定されたんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 7期の計画をつくるに当たっては、行われている。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） そうしますと、その後のそのニーズ調査というのは、改めてニーズ調査をあえて行ったということなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町長のお答えにもあったんですが、本来であります、確かに議員おっしゃられるとおり、事前にニーズ調査等を行い、必要性があるかどうかの判断を御審議いただくということが、順番で行きますとそういうふうになるんですが、7期のアンケート調査及び事業所ヒアリングの中にも、昨年までの段階では小規模多機能の調査は行われていなかったということでもありますので、再度、ちょっと順番が後先のような形にはなったんですが、ニーズ調査を行いまして、事業所さんの御協力もいただきながらニーズ調査も行いまして、事業所のヒアリングも行って、それを審議会にかけて御判断をいただいたということになります。

○議長（沖田 守君） 川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） このたびのこのことについてなんですが、やはり事業所さん、関係者さんの思いとしては激震が走ったと思うんです。この、本来計画されていない、審議会でも協議されたことがない、聞いたことがない話が、今年度ぽつと沸いてきたわけです。中には、その介護事業所ができるんだなという感覚の方もいらっしゃいましたが、やはり詳しい方からすれば、この津和野町の約800人の要介護認定者の中から、この小規模多機能に係る人数というのが限られていると、そうした中で、実際に介護職員さん、利用者さん、この限られた職員さんや利用者さんの奪い合いになってくる。そのことに関する懸念、そしてもしもこの補助金申請が行われて設立があったならば、自分たちは路頭に迷うのではないかと、職員さんたちが路頭に

迷ってしまうんじゃないかという危機感を持って、それで恐らくこういった話になってきたんだろうと思っております。

このことについてですが、堂々巡りになってしまうんですけども、やはり当初予算にも出ていない、そしてこの介護計画にもものっていないということがぼんと出てくる。補助金が8月の申請だからということでこれ、出てきたわけなんですけども、この8月申請で、もしもこの審議会において必要であるとなった場合、今12月です。審議会が行われたのが11月の29日であります。そうすると、残り約4カ月間の中で、この事業が設立されていくのかと思うと、本当にすごくスケジュールが待ったなしだと思うんです。これが、8期計画になるというのであれば、まだわかるんですけども、現在7期計画の3月に策定された1年目の途中で、8月に申請が行われて、11月に審議会が行われて、そこから手続が行われていって設立ができるかということ、大変不安に思うんですけども、このスケジュール的にもどうなのかなと思うんですが、これは今年度、年に1回ということですが、今年度設立されないといけない事業だと思うんですけども、こんなきゅうきゅうなスケジュールで間に合うんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） その辺も含めまして、審議会のほうで判断いただいて、審議会のほうで必要ないという判断をいただいたと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 恐らく、益田市ですとか、他の町でもこの小規模多機能が行われております。また、こういった事業所を設立するに当たっては、やはり公募とかですね、入札ですとかいろんな手続を踏んで行われると思いますので、そうしますと、なかなかこの7期中、それも1年間の中でやるというのは大変無謀な話だったのではないかなと思っております。

このたび、町内の介護保険サービスを提供する介護サービス事業者に対しての、この事業者ヒアリングですとか、また、このヒアリングがない中での議論、また協議も一切審議会で行われておりません。

また、この事前会議として役場内部で構成されております津和野町老人保健福祉・介護事業計画検討会、これについては、ここでは検討はなされたんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それについては、今回は行っておりません。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 最後になりますけれども、やはり今回、こういった協議、審議が、審議会において審議がなされていない中で、また、この第7期計画にもものっていない。それと、当初予算でもものっていないものが出てきた。一番は、既存の事業者さんがやはり一番驚かれたという事実と、これは介護保険でありますから、新規にやりたいからと言って簡単にできる事業でもないと思います。ニーズ調査があっ

て、利用者があって、そしてまた介護に携わる方々があって、初めて成り立つものがあります。

第8期計画で策定されるのであれば、今からでも検討する時間はあると思いますけれども、きゅうきゅうなことでありましたので、今回はこのような事態になったのではないかと考えております。

この事案においては、十分にこのたびの重みと行政としての責任を、十分に感じていただきたいと思います。

最後に町長、このことについて一言お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 我々としては、議員おっしゃられることは、そういう御相談があったその方に対して、我々が第7計画にのっていないから、その時点で門前払いをするべきだったのかという意味なのかなというふうに受け止めたわけでありまして、我々としてはやはり御相談があれば、やはりそれは真摯に受けとめて、御相談に乗っていくということでありまして。

ただ、そこにはやはり、何度も出ておりますように審議会というものがありますので、その審議会の中で基本的に最終的な御判断をいただくということでありまして、それに合わせるために予算の確保も相談者のためになってやろうとすれば、やはりまずは確保だけでもできるという話でありましたので、補助金が。だから、それに基づいて、これがもう絶対に申請して内示を得た以上はやらなければならないということであれば、それは我々もより慎重に考えたというふうに思いますけれども、やはり、相談者のある程度のお気持ちも汲みとれば、そういう手続もとってきたと。それは、返せるということがわかった前提であったからということでありまして。

そして、この審議会も開催をして、その定期の――途中で段階、少し後先がありましたけれども、それでも我々としては正規の手続を踏んだ上で、そして審議会のほうでこれは新規の事業は妥当ではないという判断をいただいたがゆえに、相談者のほうにもその結果を持って、それは相談者の方にとっては大変残念なことだと思いますけれども、そういう回答をさせていただかざるを得なかったということでありまして。

ですから、振り返れば、最初からもう第7期にのっていないから、もうこの話は一切受け付けませんと言うべきであったのかもしれませんが、当時我々としてはやはり、相談があった以上、行政の姿勢として、それを門前払いまですることは当然できなかったというところもあったというところは御理解もいただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 第7期でも、門前払いをしろという話ではなくて、この当初の3月ですね、この3月に策定された計画の中で、昨年度から話があって、それでこのたび計画変更すればできる話かもしれませんが、これまで審議会にお

いても議論されていなかったものであったというところに、私はそこは違うんじゃないかという部分で伝えておりました、ですから、このたびの相談を受けるのはいいと思いますし、相談に乗ってあげることも大事だと思います。

ただ、その中で町長の答弁もありましたように、ニーズ調査ですとかヒアリングなど、そういったことが後先になってしまったというところも、そのいち原因だと思います。

このことが、8期計画に向けての事業であるということになれば、それはそれでまた相談者さんもそれに向けてされたのではないかなというふうにも思いますが、私はその7期計画について門前払いをしろということではないということは申し述べさせていただきます。

以上で、私のほうは。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） スケジュール的なところは誤解がないように申し上げておきたいと思いますが、相談が始まったのは11月であります。しかし、個人では受け付けられないということで、正式に俎上にのってきたのは5月でございます。その時点では、3月で計画はもうでき上っていたということなので、この第7期計画ができた以降に正式な、いわゆる手続の、この話が始まったというところであったので、そのときにはもう5月の段階ではもう7期はでき上ってしまっていたという状況において、我々としては相談者に対してどういうふうに、姿勢で、この相談に乗っていかうかという部分がこういう形になったということでもありまして、そのためには、やはりその8期に向けてというよりも、途中でもう一度ニーズ調査をするということは、我々としてはひとつ相談者に対しての誠意という思いでもあったというところは御理解もいただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） ですから、その誠意という部分であるならば、その小規模多機能事業という部分が、この津和野町においては、ほぼ不可能なぐらいの数字なわけです。ですから、その部分で誠意というのであれば、そのニーズ調査や事業所ヒアリングなどで、この小規模多機能事業所の見込み量をみたときに、それは津和野町では実現が難しいんじゃないかということではないんでしょうか。

ですから、このたびの審議会でもその事業のデータを見て、皆さんがこの事業は津和野町では不可能ではないかという判断をされたんじゃないでしょうか。その当初の段階で、その事業ができないということがあれば、相談者さんもその5月までに引っ張られたことはなかったんじゃないでしょうか。その11月の段階からしっかりとニーズ調査やヒアリング、これは相談者さんがやるべきなのか、津和野町がやるべきなのか、ここはまたいろんな判断があると思いますが、そのときに答えといいますか、小規模多機能事業所は津和野町では難しいんじゃないかと言うことができていれば、この11月29日に判断する必要はなかったんじゃないでしょうか。それが誠意だと、僕は思います。

以上で……。

○議長（沖田 守君） ちょっと待つて。町長。

○町長（下森 博之君） 私からは最後にさせていただきたいと思っておりますけれども、要はその憶測でできそうにないという話の中で、相談者に回答するわけにはいかないということですから、きちっとニーズ調査をして、そして正規の手続である審議会を通して、その上で回答したということ。それが、我々にとっては責任ある対応であり、回答であるというふうに受け止めたというところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで、9時45分まで休憩といたします。

午前9時39分休憩

.....
午前9時45分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序8、6番、丁泰仁議員。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆さんおはようございます。6番、丁泰仁でございます。

本日も通告に従いまして、2項目の質問を用意しております。よろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、第1項目め、山陰観光シンポジウムから得たことに関しまして、ことしも全国で天変地異による災害を受けた地域が多数に上りました。当町観光産業は影響を直接的、間接的に受け、特に7月の広島、岡山地域の西日本豪雨災害によるSL運行の停止は、8月お盆を中心としました観光営業に25年豪雨災害以来の手痛いダメージを被りました。今さらながら、同町観光産業がSL運行なしでは成り立たなくなっているのか、ただただ嘖然とするしかありませんでした。

11月11日、山陰中央新報に津和野の観光施策に関してSL運行以外の魅力発信をと読売テレビプロデューサーの提言がタイトルで記載されています。概要は観光資源の豊富な城下町の歴史と文化、白壁に鯉の泳ぐ情緒ある殿町通り、カトリック教会、太鼓谷稲成神社、高津川などなど、当町がSL以外の魅力を十分に発信されていない現状がもどかしく、じだんだを踏みたくなる、今夏の経験を教訓に、SL頼みの観光施策を見直してほしいというものであります。11月20日、萩市において開催されました山陰観光シンポジウムに参加してまいりました。主なテーマは、国内観光客の誘致はもとより、今やインバウンドの地方間競争に入った現在、高速道路網の完成に伴い、海外から見た魅力的な観光地の形成が何より重要、そのためには観光地間の連携をいかに形成し

ていくか、また、訪日国の多様化、個人旅行の急速な進行により、入出域のパターンが広がっている今日、東京、関西、広島へのゲートウェイに対し、地域連携、DMOを拠点と見立てて、観光客の増加を狙う戦略の構築、それには、広域観光地連合には欠かせない共通のテーマが必要などなど、さまざまな視点から、これからの観光産業にとって必要な見識を与えてくれました。結論的には、今日、将来ともに観光産業は高速道路網を考慮せずには成り立たなくなっていると。また、今日のインバウンドブームに関して、飛んでクルーズの言葉に代表される異次元のインバウンド対策はかつてないほど観光地間の情報連携が要求される時代に入っているなどなどを感じた次第です。これらのことを鑑み、いま一度当町の観光コンセプトを見つめ直しインバウンドを含めた観光客誘致向けのもてなし戦略を再構築することが緊急に要求されていると思われま

す。さて、質問に入る前に、今日、余りの観光スタイルの多さに改めて元来の観光の意味するところを再度確かめる気持ちで辞書をめくってみますと、次のように記されています。

観光とは、もともと中国の四書五経の一つ、越境の一部分である観国の光が語源で、国の風景、文物を外部の人々に示すことというような意味語感を有していました。現在は、みずからの意思で日常を離れ、違う地域への移動を行うことで何らかの新しい経験、体験を期待を持ってする行為、あるいは、違った景色、景観を味わうことで、自分の意識に新しい光、発見を見出すこと、ともあります。

それでは、本来の質問に入ります。

- 1、SL運行なしで当町の観光は成り立つか。
- 2、当庁が連携している広域観光連合組織は。
- 3、山陰高速道路完成に伴い、期待できる観光形態は。
- 4、当町の観光資源を飛んでクルーズのインバウンド客にいかにか発信できるか。
- 5、インバウンド向け観光、もてなしの設備整備の完成度は。
- 6、時代の流れとともに当町はいかなる観光地を目指すのか。
- 7、インバウンド客向けのお土産品を研究しているか。インバウンド客はお土産品として何を好み、喜んでいるのか。

以上、質問でございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番丁議員の御質問の答えをさせていただきます。

山陰観光シンポジウムから得たことに関してでございます。

SLは津和野町の観光資源の中でも、特に重要な資源であります。このたび、昨年導入されたSLやまぐち号新型35系客車が、国内の最も優れた車両に与えられるブルーリボン賞を受賞いたしました。この賞は鉄道有識者で組織された鉄道友の会が選定する権威ある賞で、この12月9日、新山口駅において山口県知事、島根県副知事ほかをお招きし、盛大に受賞式典が開催されたところです。

このように、S Lが走らない本町の観光を想像できないことは、平成25年に本町を襲った水害、本年7月、中国・四国地方に甚大な被害を与えた水害による運休の影響を見れば明らかです。

その一方で少し視点を変えて考えてみると、S Lやまぐち号により本町にお越しになるお客様は一運行当たり約250名であり、その他の多くは自家用車ほかで来訪されております。またことしの夏は異常な酷暑のため、全国的にまち歩きが中心の観光自体が困難であったことから考えますと、その影響は観客的な入込客数の問題だけではないということです。本町は水害の被害を受けていない中、S Lが走らないことから拡大した風評被害や観光に出かけるというマインド自体が落ち込んだ精神的なマイナス要素が影響したと思われます。

今後、このようなアクシデントにも負けない本町の観光を確立するためにも、関係者の皆様とともに、昨年3月に策定しました津和野町観光振興計画の津和野町観光の基本理念である「また来てみたい観光まちづくり」を目指していければと考えます。日本遺産をテーマとしたまち歩きや城山整備等を好機として生かし、一つ一つの観光資源をブラッシュアップし、各自の立場で努力、工夫していくことが必要となっております。

2つ目の御質問であります。広域観光連合組織としては、萩市とともに取り組んでおります萩・津和野イメージアップ協議会を初め、島根県観光連盟、山口県観光連盟、ながと路連絡協議会、益田岩国ピュアライン協議会、高津川流域特区通訳案内士事業推進協議会、しまね国際観光推進協議会、山口県国際観光振興協議会、石見観光振興協議会、S L対策協議会、広島地区観光情報発信事業など多数の広域観光連合組織や事業に加入しております。広域連携は今後の観光振興には不可欠であり、特にインバウンドに関しては日本へ長期滞在し、広範囲で周遊される傾向にあります。2020年の東京オリンピックに向けて、今後さらに協議会や連合組織でつながった県市町との連携を強化し、周遊観光の提案や情報発信に取り組んでまいります。

3つ目の御質問であります。山陰高速道路が完成した後は、鳥取から島根県東部・西部、さらには山口県につながる、より広範囲な周遊観光圏域が誕生します。この広範囲な圏域は国が認定する広域観光周遊ルート「緑の道～山陰～」とも合致するため、一般社団法人山陰DMO、山陰インバウンド機構でございまして、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人でございしますが、この山陰DMO等の活動を通じて、より大規模な情報発信等が可能となります。

さらに山陽側からのアクセスも向上し、ひいては関西や九州エリアからの入込についても容易となります。

また現在、本町及び萩市、益田市が一般社団法人JAF（日本自動車連盟）と連携して、山陰高速道路の建設促進を目的としたGPSとスマホアプリを活用したデジタルスタンプラリーの実施について調整を行っております。

「飛んでクルーズ」とは商船三井客船株式会社が保有する「にっぽん丸」の運航10周年を記念して、日本の各港に寄港しながら観光地を巡るクルーズ商品と理解しております。

同クルーズが近隣の港に寄港し、観光客が本町を訪れた情報は得ておりませんが、ことしの夏、にっぽん丸の定員の3倍を超えるイタリア船籍「コスタ・ネオロマンチカ号（定員1,800名）」が浜田港に3回寄港し、乗船客計2,100人の中から外国人の観光客を中心に、本町へのオプションバスツアーが催行されました。

計3回のバスツアーは各3コース、運行台数計18台、参加者740名となっており、その中から津和野ツアー参加はバス13台、約500名という結果でした。津和野ツアーはイタリア、フランス人を中心に外国人観光客に圧倒的な人気があり、日本人観光客は石見銀山、浜田市内へと流れる傾向があったようです。

同バスツアーは直前まで参加者の動向が把握できないため、町内事業者への連絡が難しい事情はありましたが、ツアー参加者の感想としても「きれいなまちで、また来たい」、「もう1日いたい」「もっとゆっくりと過ごしたかった」など大変良い感想をいただいております。

本町といたしましても、島根県、一般社団法人津和野町観光協会とも連携をして、PR、受け入れ対応など行いました。特にCATVによる町内ページング放送で同クルーズの来訪を告知し、町民全体として歓迎する姿勢を見せたことも高評価でした。

町観光協会は平成28年から県とともに同クルーズへのアプローチをしており、その情報をもとに航海中、船内で流された津和野太鼓谷稲成神社の写真等も効果的であったとお聞きしております。また、町観光協会と津和野町東京事務所はコスタ・ネオロマンチカ社ほかクルーズ関係事業者を計4回訪問し、引き続き営業活動を行っております。

5つ目の御質問であります。インバウンド向け観光おもてなしの設備整備については、津和野町日本遺産センターを津和野観光のガイドランスセンターと位置づけ、館内の表示、映像ソフトなど英語訳の併記を行っております。歴史的風致維持向上計画により整備を進めております案内板、説明板等のサインについても、必要に応じて英語を併記しております。

また、外国人観光客がインターネットにより町内観光の情報を容易に取得できるWiFi施設を整備し、現在、システムの調整を行っております。なお町内外国人宿泊者数の集計結果では、欧米系外国人の皆様が主流のため、景観に配慮しつつ表示スペースの限界もあるため、現時点では英語訳のみの対応としております。

一方、主な観光パンフレットについては、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語など多言語化に対応しており、ハード整備についても、インバウンド観光客の動向を注視し、財政にも配慮しながら適時、多言語化の整備を進めてまいります。

6つ目の御質問であります。昨年3月に策定しました津和野町観光振興計画においては、これからの津和野町観光の基本理念を「また来てみたい観光まちづくり」とし、

基本方針として「1、豊かな景観・観光資源の維持・整備・活用」、「2、回遊観光の充実」、「3、観光客の満足度向上」、「4、戦略的な情報発信強化」、「5、観光産業の競争力強化」、「6、広域観光連携のさらなる発展」としております。

この基本理念、基本方針にのっとり、観光振興を推し進めていく所存でございます。

7つ目の御質問であります。インバウンド向けのお土産については、町としては具体的な研究には至っておりません。

しかしながら、これまでの個人旅行者やクルーズ船の乗客の動向を国際交流員等と検証する中で、外国人観光客の多くが日本国内で長期滞在する傾向にあるため、賞味期限の短い菓子類をお土産とすることは困難であり、お酒やお茶、ナショナルブランドの袋菓子等の賞味期限の長い食料品や民芸品を中心に購入している可能性が高いと考えられます。また、一部の町内事業者からは「外国人観光客が地域の商店に立ち寄り、日本人観光客が手に取らないような商品を購入することがある」といった話を伺うこともあり、やはりお土産物に関しては、国籍や人種によって日本人観光客とは異なる趣味・嗜好があると考えます。

日頃、現場で対応をしていらっしゃる事業者の方にもその傾向を捉え工夫をしていただいた上で、町や観光協会と情報共有し、観光戦略会議でも議論、研究してまいりたいと考えます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 質問も、数多く質問しておりますので、答弁のほうも非常に長くなったと思いますが、今の大体当町が行っておる観光事業の状況が、今の答弁におきましても、町民に十分理解してもらったのではないかなと思ひながら、再質問をさせていただきます。

まず、SL運行なしで当町の観光は成り立つかと。これはさきの読売テレビプロデューサー等のジャーナリスト、それなしでも観光資源、十分な津和野は成り立つんじゃないのかという1つの提言をして、それからちょっと私も今まで考えたこともなかった、本日答弁にありますように、そういうSLが通らない町なんて想像なんかしていないんだということを回答、先ほどいただきましたけど、そういう提言があったときには、やはりふとちょっと頭切りかえまして、そうだな、そうやってSLが通らん場合は本当に、今夏のようにいろいろメンタル的な酷暑ですか、それとかいろいろな影響があつてことしの夏は壊滅的ダメージを受けたんだというんだけど、将来私考えますに、SLが今JRの思惑が大半だと思うんですが、将来、SLを走らせても、要するに事業的に採算性がとれないという乗降客の人数で、そういうときが来た場合に、そのまま走らすかなという、だから、今は想像できないかもわからんけど、いずれそういうときが来るかもしれないなという、その1つの消極的な考え方もして、ひとつ検討してみたほうがいいんじゃないかなと、そういうことでこの提起をしてみました。

それで、再質問で、大体今SL運行で、今観光客が年間約100万人といますか、これに占めるSL運行で、大体来られるお客さんのウエイト、そこら辺から考えまして、このSL運行の観光客との比率、こういうことを考えてみないといけない。そうしますとちょうど1運行で250名という回答ございました。これは土日やりますと500名ですよね。それで、1月4週あって2,000人ですよ。それで、12カ月まともにずっと、例えば1年中運行して、2万4,000ですか。100万人のうちで2万4,000を運んできて、これがないと成り立たんという、数字的にいえば、全くおおくの中でも一部のSL運行というような考え方で、人数的には捉えられるんですが、ここら辺の考え方はどう思いますか。今の比率で。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） よろしく申し上げます。今、丁議員からの御質問ですが、町長の答弁にもありますように、やはり本当にSLだけ、SLは本当に重要な素材でございますので、コンテンツでございますので、大事にしていきたいということでございます。将来的な部分で、SL自体の収支が赤字になったような場合には、JRさんもSL自体をとめてしまうんじゃないかというような恐れも考えられないかということもございましたが、この点につきましては、JRさんもこれが未来永劫続くとは言い切れませんよということはおっしゃっておられますが、その一方で、単純にJRにおかれては、SLの運行だけでプラスマイナスを考えておられないと。SLに乗るために新幹線に乗ってくるというような部分を含めて、トータルとして考えておられるということは確かかなということなので、そういうこともあって、今回ブルーリボン賞受賞しました、これにつきましても新型契約者でございますが、この年には、例の「みずかぜ」や「しきしま」といった豪華列車も登場した年でございますが、その豪華列車よりも今回SLやまぐち号の新型客車、中に体験できる投炭、いわゆる炭を入れる、石炭を入れる体験ができるとか、いろんなゲーム性を持ったような体験列車の部分もございますが、そういったものを持った客車のほうにより魅力と意味を感じていただけたということだと思っております。おっしゃるように、全体でいうと2万2,000円ぐらいの数字だったような気がしておるんですけども、SLで年間来られる方が。この方がということは、本当、数字の中ではさほど大きな意味を求めてはないということもございますが、一方で、このSLを写真を撮ったり、そういう形で副次的にお越しになる方もいらっしゃるということは事実だということだと思います。それと今回、観光の落ち込みの中で県におかれても御協力をいただいて、関西での全国紙の一面広告で、SL復活というようなことで出していただけたようなことでございまして、9月の数字が宿泊についてはまだ9月の数字だけなんでございますが、9月が前年比、旅館全体のキャパが落ちている中ではございますが、前年比120%増ぐらいで伸びてきております。これについては、県内の他の観光地、松江、出雲部という部分の伸び率よりかなり高い数字を示しております、日帰り客につい

ては、なかなかそまでの伸びを体感できていないということが正直なところでございますが、やはり、町長の答弁にございましたように、S Lが走る、走らないということの風評被害というは、本当に精神的なマイナス要素が大きい部分があると思いますので、これはこれとして十分守っていった上で、やっぱり山陰高速道等の問題もございしますが、車社会でございしますので、車による観光ということも、特に強く考えていくべきであろうと、そういう部分では、観光協会の始めましたレンタカーの駅レンタカー、J Rの駅レンタカーとの連携によりますレンタカーサービスについても、今は平日でも運用しております。そういった部分でも伸びてきておるといふところもございしますので、そういった大きなトレンドというところも、はっきり認識しながら、観光戦略等に基づいて振興を進めていくというふうを考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） このたび駅前開発をするわけですが、その真ん前に機関車を置くと。要するに象徴的なもんです。それを真ん前に置くということなんで、これ1回置きますと、すぐ何年かしたって外すということはないし、これは要するに将来ともども観光立町として行く限りは、これ抱き合わせでずっといくんだらうなど、そう思いますんで、これがないなど、S L運行がないという町は想像できないとそれはそうかもわかりませんが、ひとつこれを契機に、もしものときも考えながら、ひとつどういうふうになるのかなということだけはひとつ研究しておいてください。

それから、次、2番、3番目です。これは、当町が連携している広域観光連合組織と、それから、山陰高速道路完成に伴い、期待できる観光形態という、これは2、3一緒に考えてみまして、私がちょっと聞いてみたいのは、これ、高速道路網が今山陰高速をまず考えまして、ちょっと中途半端ですので、これがゆくゆくどんどん完成に伴いまして、出雲、松江、米子、そこら辺の県内まで、2、3時間で走っていくことができると思うんです。それと、広域観光連合組織との情報を使って、当庁が積極的にPRして、広げていきますと、現在100万人は来ているんですが、これがこれ以上伸びるといふ積算をしていますか。これで、要するにこういうのが完成すればもう10万人は、20万人には伸びるんだらうなというなんかそういう題材になりますか、今の高速道路完成網というのが。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） なかなか正直な話、山陰高速道ができた後のシミュレーションというものの自体については、なかなか今の段階でできておるかといわれるといささか難しい部分があるのかなと思っております。

ただそういうことを思いつつも、会議等でも今回建設課長ともども広島での国交省のほうでも会議がございましたが、より高速道路の建設促進については、観光面と連携をして、そっちのなぜ高速道路を設けるのか、それはやっぱり観光を生かして地域の方々によりこの際に訪れていただきたいということ強く出していこうということが、国の

流れと申しましょうか、地域全体としても寄り添うということは改めて対応していこうというような会議は、私の知る限りでは初めてでございましたが、先日ではではございまして、そういった中で今回 J A F、いわゆる車故障したときに、見てもらえる J A F さんですが、そちらの方が G P S 等、アプリを使ってスマホを使ってアプリをインストールしてもらって、道の駅やそれぞれ指定した観光地を歩き回れば、その時点で自動的にポイントが溜まっていくというようなことで、よりストーリー性というか、ゲーム性も出して回ってもらおうというようなことをかなり広い範囲に紙ベースの情報等も流しながらやっていこうというようなことを今計画がなっております。その中で、益田、萩、津和野で一緒になって何かできないかというようなことが 1 つございます。それなりのお金も必要にはなってくるかもしれませんが、ぜひともそういった部分についても連携をしていくということだと思います。とにかく今回これがつながることによって、ある意味今まで津和野だけ見てきた方がより早くよそに行ってしまうということもあるかもしれませんが、そのためにはやっぱり町内の魅力をより充実させていくということがございますが、逆にいうと、今まで出雲大社まででとまっていた方が、こちらまで足を延ばそうということになってくると思うんですよ。そういった部分について、より引き込んで、こちらに引き込むということで、その高速道路を使ったということは、イメージをしていく必要が議員の御指摘のとおりにあるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6 番、丁君。

○議員（6 番 丁 泰仁君） このこともしっかりもうちょっと研究をしといてほしいなと思います。

時間がありませんのでどんどん進めます。4 番目のこれは飛んでクルーズの例のインバウンド客にいかにかに発信できるか。これは、今、かつてはインバウンドの客はちらほら見えて、この対策というのは、後に出ます例の整備多言語化、そういうことはやることはやる、やってもいいというぐらいの調子だったと思うんですよ。今、これは絶対に日本語と同じように、これはもう今の観光産業にとりましては、必然です。絶対にしておかなきゃいけないというようなところに来ています。それで、私、この特にクルーズ、かつて聞いたことがあったですよ。境港へ 3 年前からクルーズが入り出しまして、随分鳥取県は喜んでそれで境港で降りた何千人の人を 2 班に分けて、1 班は米子の日吉津というところに山陰一のイオンがありまして、そのショッピングツアー、それともう一つは松江、出雲方面への見学ツアーというの分かれて随分派手にやっているなど、それでうらやましく、何とこれが津和野まで来ないかなと思っていたんですが、きょう答弁で、浜田にこれがコスタ・ネオロマンチカ号ですか、特にヨーロッパ、イタリア、フランスの方を中心に 1,800 人も乗せて、これが寄港したんだということを聞きまして、そんな状況だったのか。しかも、その中で当町にですね。500 名、バス 13 台連れてこられたと。非常に嬉しい限りですね。これはぜひ、1 回限りじゃなくて、今も運動しているみたいですけど、何度も行って、ぜひ引っ張ってくるべきではないかなと思います。

それで、このたび、来たときに、ちょっと聞いてみたいのは、なぜ津和野へ来たのかと。人気のいろいろ船内でいろいろ当町の観光資源をビデオで案内していたのかとか、そういうこともあるんだろうけど、人気の要因というのは再度何だったのかと。

それから、滞在時間はどのぐらい滞在したのかと。それから経済効果の面で、食事、何かお土産品とかそういうところで大体どういう状況だったのかとか、そういうところがもし調べていましたら、ちょっとお答えしてください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） そういうことで、これについては、かなり事前から地道に活動を続けておりました、当初は観光協会から独自のバスツアーのルートも御提示もしたところなんです、そのようにはどうもならなかったようでして、やはりあちらのある程度の時間設定等の問題もございまして、どうしても浜田から津和野までの移動機関というものが、それこそ高速道路があればより早くなるわけではございますが、そのあたりもございまして、実質の滞在時間が2時間から3時間の間ぐらいだったというふうに私はお聞きをしております。食事はバスの中だたというふうに私はお聞きをしておりますが、買い物等については、やはりいわゆる源氏巻に代表される、書いてあるとおりのお菓子とかという商品にはなかなか結びつかないんですけど、いわゆる和紙人形とか、やっぱりそういった要は賞味期限とか関係ないものの辺りがよく売れたということもお聞きをしております。それと、カード決済あたりがよりもっとできるようにして行くという必要もございまして、徐々にそういった動きも、町も個別商業の包括的支援事業の中でも、カードシステム入れられるところについては応援をするというようなこともさせていただいておりますが、徐々に伸びておまして、そういった部分でも人気も、必要性もあつたのかなと。なぜに津和野かということ、やはり地道な活動が1つあつたということで、船内で本当はやっぱり真っ赤な鳥居が並んでおるといふようなあたりの稲成神社当たりのインパクトは大きかつたということをお聞きをしております。そういうものが流れたということが1つ大きかつたのではないかなということ、県等からはお話を聞きしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。5、6は先ほどちょっと私がもう申しましたので、7番目、これはインバウンド客向けのお土産品を研究している、それ、今お答えがありましたけど、これ、ちょっと私も意外に持ったんです。実は、私、ちょっと京都に知人がおまして、その知人がお土産屋の製造をやっておるんですよ。それで京都中のお土産の卸さんから、今ヒットしているのはこれだっちゃんといういろいろニュースが入って、情報が入るんですよ。それで私のうちに、先般ちょっと京都行ってまいりまして、そういう情報交換よくするんですが、そのときに、意外に、何が今一番売れているのかと特に国内の人はもうお菓子類ですよ。圧倒的に。かつては八つ橋、今は阿闍梨餅とか、いろいろそれは生もの、買って帰られますけども、イ

ンバウンドの方はそうはいかんし、インバウンドの方は私、何を買って帰るのかなど。そうしたら、意外に一番ベストは、延暦寺のお守り袋、それから御朱印、それから魔除け札、こういうもんなんです。それをもうお守り袋、バッグに飾っていますよ。それで、友達にも持って帰るんですね。それで、圧倒的にそういうものになっています。なるほどね、かさばらないし、それからそんなにお金もかからないけど、神秘の国、この日本がやはり非常に珍しい、そういうもんがやっぱり珍しいみたいです。そういうことで売れていると。そう考えますと、津和野も永明寺、私この前御朱印いただきましたけど、それから太鼓谷稲成がありまして、ここはお守り袋、それからおみくじ、そういうもんを本当に英語でちょっと案内してあげれば、非常に面白く売れていくんじゃないかと。和紙人形、先ほど言いました。確かにこれは日本にしかないわけですから、特に石州津和野の和紙で、こういう何か英語を、横文字ですね。それを多言語化で、こういうものをしっかり売るように、もうちょっと観光協会なりと打ち合わせしまして、インバウンド向きはこういうことが今京都では売れているんだということでニュースの情報発信してあげれば、非常にいいんじゃないかなと、そういうように思います。

以上、質問の大体のところはわかりましたので、ちょっと時間の都合もありますので、これが最後になりますけど、今申し上げましたように、先月の初旬にちょっと京都へ行ってまいりました。先月と申しますのは11月です。京都というのは10月から11月というのは、これはもう観光シーズン、ものすごいというか、言葉で表現できないような人たちが来ているんですよ。それで、私ちょうど11月に、平素は10月、11月は避けるんです。どうしても行かなければいけない商談がありましたけど。とにかく観光シーズンとはいえ、観光客の異常な多さに仰天させられました。それで、そのときちょっと私は感じたことをちょっと述べさせていただきます。

京都といえば、桓武天皇794年、奈良平城京より遷都し、平安京と呼ばれました。1300年の間積み重ねられた歴史、文化の産物の数々、平和の象徴である自然の美、それから平和を祈願し守ろうとする、神社仏閣の数々、まるでこの世の楽園を希求し、具現化している都市のようでもあります。今日、世情不安定な世界中から平和国家日本、我が国、特にその名前、平安京にふさわしい、平安、平和を求めて京都へ観光に来ているようでもありました。

歩いてみますと、すれ違う世界中からの観光客の顔は平安の都に来た歓喜で上気しているかのようでもあり、その姿はあたかも世界中からのイスラム巡礼者が聖地メッカを目指し群衆となる。その聖地にたどり着き、安どして歩く姿をこの平安京のいたるところで見ている気がしました。さて、当町の観光ですが、山陰の小京都として京都平安京の名に恥じない、自然の美、歴史、文化を生かし、さらには平安、安らぎを求めて来町される観光客を現在、将来ともども一貫して心から迎えることができる、もてなし観光まちづくりを目指してほしいと思います。

以上をもちまして、この第1項目の質問は終わらせていただきます。

それでは、第2項に入ります。津和野庁舎改修に関してでございますが、庁舎改修工事工程表によれば、津和野庁舎改修は次のとおりであります。

庁舎改修計画は、平成30年9月津和野庁舎耐震診断、平成31年1月津和野庁舎改修基本設計、6月実施設計、平成32年6月改修工事、平成33年3月改修工事終了と。質問します。

これら計画に大筋変更はないか。

2、次に庁舎改修の具体的概要は。特に改修により手狭になった面積の補完として、現在の農林課、環境生活課棟付近を解体し、新たに2階建て附属庁舎を構築するという計画について詳しく説明を求めます。

3、隣地固有地購入後の用途の概要を求めます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町舎改修に関しまして、お答えをさせていただきます。

ことし3月に現庁舎等の現状と課題、基本的な考え方や方向性について、昨年度の事業として、津和野町庁舎基本構想をまとめたところであります。

基本構想の中で、事業工程表として、スケジュールをお示しし、津和野庁舎については、平成33年3月に引っ越しも含め、事業が終了する計画を考えたところです。これは、特別委員会でも御説明させていただいたところではありますが、平成32年度の合併特例債の終了に合わせて工程表を作成した経緯があり、構想段階での個々の細部についての検討はできないため、一般的なものとして作成したものであります。

そのため、庁舎の方向性や耐震補強がどの程度必要かまた、文化財等の協議に係る機関等などについては、実際に行ってみないと明確にわからないところがあるため、不確定な要素を含んだものとなっております。

現在、津和野庁舎は、9月から平成31年3月の完成予定で耐震診断を行っている途中であり、平成31年4月からは、その診断結果をもとに耐震判定及び改修補強計画を行うこととしております。

今後の進捗については、通常の基本・実施設計、改修工事以外に、耐震診断結果による耐震補強の程度に影響される期間、増築建物に係る埋蔵文化財の調査機関、登録文化財及び伝統的建物群保存地区の特定物件に係る文化庁との協議機関等が考えられ耐震診断途中の現段階ではスケジュールについて確定したことに言及することができませんことを御了承願います。

改修の概要について、伝建地区の特定物件である津和野庁舎殿町側の建物は、外観の意匠を残しつつ耐震改修を行うため、改修後に執務面積が減ることが予想されます。新耐震基準で設計された、農林課棟及び環境生活課棟については、小規模な改修を含んだ利用を考えながら、職員寮と高岡通側にある倉庫並びに車庫を解体した後、既存の合併

浄化槽を除いたそのあたりの場所に不足した執務スペースを増築しようと考えています。

元島根県所有の津和野庁舎上側の購入地については、従前の津和野町役場職員駐車場、津和野共存病院職員駐車場と兼用しておりますが介護老人保健施設「せせらぎ」の津和野共存病院3階への移転に伴い、共存病院駐車場に専用化されることになったことから、職員駐車場が不足するため、役場が開庁時には、主に職員の駐車場としてまた津和野庁舎へのお客様のための駐車場として利用していくように考えております。

なお、役場閉庁日については、これまで鹿足郡交通安全協会が観光で津和野町を訪れるお客様を対象に駐車場として運用してきた経緯があり、引き続き、協会に管理していただくように考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃあ、再質問させていただきます。

1の計画されていることは、大体これ合併特例債の使用期限の合わせて32年の修了とありますが、これは当初15年、あと5年延長されている。さらに5年延長されたというので、私は平成37年までだというふうに理解しておりましたが、計画されたときは平成32年までということやられたんだと思いますけど、ここを再度確かめますが、ここはどうですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたとおり、基本構想を作成する段階ではまだ合併特例債が平成32年度までということがありましたので、そういった状況を踏まえて作成しております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今は、37年まででいいんですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今は5年間延長されまして、平成37年までというふうに認識をしております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、2項目めで特に新たに後ろ側のほうも解体して、新たに不足した執務スペースを増築しようと考えていると、こういうふうに回答がありますが、大体どれぐらいの、1階建てなのか、2階建てなのか、それからどのぐらいの大きさのものを考えられておるのか、その辺、もし構想が頭の中にございましたら、ちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、農林課棟、環境生活課棟については、議員の御質問、一般質問の中では、解体というふうな表現がされておりますけども、農林課棟、環境生活課棟も新耐震基準で建設されておまして、これの解体については現在

考えておりません。以前、基本構想をまとめる段階で、昨年度議会の特別委員会の中で、私のほうの説明の中で、環境生活課棟につきましては、旧耐震基準で建設された建物だということで、一度説明をさせていただきましたけども、その後、誤りがわかりましたので、2回目の特別委員会の際に新耐震基準でありましたということで訂正させていただいております。そういった状況の中で、増築棟につきましては、耐震診断の結果を見てみないとどれぐらいのいわゆる改修になってくるのかということが出てきませんので、そういった診断結果、あるいは耐震補強計画を見据えた中で、規模的なものは考えていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） わかりました。それで、3番目は、御回答ありましたんで、大体そのように使うんだと。総括的に、私この質問しましたのは、今、まだこれから詳細な計画に入るし、予算財政の手当に今から入っていくと思いますけど、これ、1つは私の要望ですけど、今からこれに対して。

将来、ずばり申しまして、附属部分を補完する、そういう建物を建てるときに、1階なのか、2階なのか、望ましくは1階部分は各課が入り、それから2階を今日原診療所の改修で言われております。多目的議場ができるような、そういう広さの建物を建ててほしいなど。と申しますのは、やはりこのたび日原の診療所の改修を受けましたので、当初議場は多目的議場として、増築の予定だったんです。議員視察によりまして、診療所の東棟、西棟で空いとる階のスペース使って議場兼多目的ホールにすれば、予算も安く上がるし、それから、やはり今問題になっています6月に請願可決されました津和野地区町民の感情は、どうしてももう一つ請願の可決の重みは受けると、感じていると町長答弁されていますよ。ただ、言葉だけではなくて、何か言葉だけじゃあどうもならないという感情があるのです。やはりそこに将来に向けて、津和野地区町民の地域イズムに陥ってはいけませんが、時代の流れとともに、時代の趨勢と申しましょうか。将来、あるいは近い将来かわかりませんが、津和野町全体を見まして、日原地区、津和野地区という地域イズムじゃなくて、全体的の中で本当にどこに本庁舎がふさわしいのか、そういうときが来るんじゃないかなと思うんです。そのときに、このたびの改修に当たりまして、一連の日原、津和野両庁舎のそのときにどちらも、本庁舎が来た場合に、差し当たって要るのは、やはり議場は要るんじゃないかと思うんです。その準備を今のうちにやっておけば、多目的ホール、議場ということなので、平素は町民に対応できるし、職員も使えるし、そういうことでやる前の段階からやっておけば、あとでばたばたすることもないし、それからそういう準備をしておけば、やはり津和野地区の住民も、そういう準備をいつどちらへ動いても、そういう準備をしたということである程度感情が収まるんじゃないかと、そういうふうに思うわけです。そういうことで、一つ、私は請願を可決した議員の1人としまして、何らかのことを具体的に示してほしいなどそれにはこのたびの一連の庁舎改修におきまして、そういう1つの気持ちだけでも見せていただ

ければ、非常に幸いではないかなと、そういうふうに思って、この問題は取り上げたわけですが、そういうことでございます。何かありましたら。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回の庁舎の改修ということは、あくまでもこれまでも申し上げてまいりましたが、やはり防災という観点から始まったものでございます。ただ、そこに本庁舎の話が後から絡まるようになってきて、それで物事が順調にこの話し合いが進まなくなってきたというのが実情でございます。それは、津和野地域の方は、いわゆる本庁舎を津和野地域へという思いを持つ方が多いのかもしれませんが、そこにきょう丁議員が御質問された部分が集約されてくるんだろーと思っておりますが、一方で日原地域の住民は、また逆の考えを持つ方が多数おられるわけでございます。そこにいわゆる旧日原と旧津和野地域の感情論のところできついで、それで、肝心かなめの防災が進まなくなるということでもあります。ですから、請願は過半数で採択されておりますけれども、要は本庁舎の移転というのは最終的には3分の2の賛成がなければ叶わないわけですから、全庁的に住民も合意形成がなされ、そしてその上で議員も3分の2以上という、そういう旧町の意識というものが消えた段階でのまさに承認がなされて、初めて実現できるものなんだということでもあります。ですから、我々としては、特に今重要視しなければならないのは、防災事業を進めていくということでございます。

最初に平成32年合併特例債、5年延長になりました。ですから、財源的なものは少し余裕ができましたけれども、私の考えでは、ひと夏超すごとにその年その年の夏に本当にまた災害が起こるんじゃないかって、そして浸水が起きるんじゃないかという心配があるから、一刻も早くやりたいというのが思いでございます。ですので、ここに今の段階でまた津和野庁舎側を多目的議場というようなことを念頭に置いてつくっていくというような話になると、またそこで日原の方々の意見も出てくるわけございまして、そうしたまた感情論でこの庁舎の改修がより一層進まなくなるということでもあります。ですから、私としては、本庁舎の問題というのは、とにかくまずは置いておいて、防災事業というものを現行の中で一番ベターなものを導き出して、まず実現させていくということを優先していくべきであるというふうに思っております。そういう観点において、津和野庁舎側でありますけれども、きのうも後山議員からもいろんな御指摘がありましたように、浸水想定区域に入ったことで、橋北地区一帯も新しく浸水想定区域となりました。そうしたときに、避難場所をどうするかという非常に重要な問題が出てくるわけございまして、そうしたときに今回増設する部分も、せめて2階建てにしておくと、その橋北地区の方々の住民の皆さんの避難所機能として使えるんじゃないだろうかという考え出てくるかと思っております。その一方で、土砂災害警戒区域であります。なので、土砂災害警戒区域内に避難所を設けるのがいかなものかという議論も当然出てくるかと思っております。ただ一方で、その橋北地区は、じゃあどこに避難所を求めるのかと

いったときに、いよいよ場所がなくなってきたというときには、ベストではないけれども、ベターなものをやっていくという考えを、落としどころを設けていかなければなりません。そういう面において、可能性として津和野庁舎側の増設部分については2階建てということは考えられるということを今からの検討課題だというふうに思っておりますが、あくまでも庁舎のこれからの建設については、そういう考え方の中で、常に検討してやっていきたいということでありまして、議場云々というのは現時点でそこを考慮するというにはないというところは御理解いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 町長の申す防災第一、それは私どもも重々にわきまえております。それでいろいろな考え方もあるということで、私は私なりの要望と見て、もしその要望が入れられる隙間ができたときには、ぜひそういうことで、名目的には防災上ということでも構いません。何かそういうスペースは空けてほしいなど、そういうことをもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、丁泰仁君の質問を終わり、ここで10時50分まで休憩といたします。

午前10時43分休憩

午前10時53分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 8番、三浦英治です。通告に従って質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですけれども、有害鳥獣対策についてです。

まず、昨年度、山での餌補給が容易であったことで、今年度は繁殖頭数がふえることへの懸念がある中で、今年度11月末までの有害鳥獣の捕獲数はいかほどがお聞きいたします。

2点目に、熊の目撃情報は、29年度は例年に比べて少なく、殺処分頭数も1頭でした。先月の16日に町内2カ所で熊が出没し、捕獲されました。捕獲した場合の手順と住民への注意喚起はどのように対応されているのかをお聞きします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

有害鳥獣対策についてでございます。11月末時点で報告のあった鳥獣捕獲数は、イノシシ299頭、ニホンジカ2頭、ニホンザル24頭、アライグマ31頭、タヌキ11頭、アナグマ13頭、カワウ2羽、アオサギ13羽となっております。

なお、鳥獣の捕獲数は各捕獲者の報告をもとに把握しており、まだ報告を受けていない捕獲者がおられますので、確定した頭数ではありません。熊につきましては、今年度11月末時点で15頭の捕獲がありました。うち錯誤捕獲13頭、有害捕獲が2頭となっております。

また、捕獲後の処分については、除去が12頭、放獣が3頭となっております。熊を捕獲した場合の手順と住民への注意喚起でございますが、熊の捕獲があった場合は、通報後、県担当者、町担当者及び捕獲者が現場へ向かい対応しております。捕獲個体の処分については、現場の状況を鑑み県及び町で協議した上で、放獣または除去の判断を行っております。その際の判断基準は、人の安全を最優先することが島根県ツキノワグマ放獣判断指針に明記されております。

また、放獣または除去について、市町の同意が必要であることが明記されており、当町では、放獣値を定めず捕獲場所での放獣を原則とし、人家や通学路近辺など住民の理解が得られない場合は除去することを昨年度に県と協議し、同意しております。

放獣の場合、学習放獣を基本とし、集落への再出没防止に努めております。除去の場合、猟銃を所持している町鳥獣実施隊委員にバックアップハンターとして出動していただき、処分した個体については、県が回収しております。

住民への注意喚起については、目撃情報等があった場合に、ケーブルテレビのテロップ放送で注意喚起を行っております。また、必要に応じて、各保育園や小中学校への注意喚起を行っております。出没が多発する時期には、提示音声放送等で注意喚起を行っております。

冬眠に入るまでの間、柿などの果樹に引き寄せられ、民家近くに出没することがありますので、放置果樹の除去や、目撃情報の提供など、住民の皆様にも御協力をお願いしております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 確認ですが、錯誤捕獲というのは、イノシシのおりわなに入ることにことを言うのかどうことと、あと今年度11月末までに捕獲された熊15頭のうち、放獣して二度目に捕獲され即死刑になった数はわかればお聞かせください。

それと、カワウの2羽とアオサギの13羽というのは、ちょっと少ないような気もしますが、ことしの鮎の漁獲数が極端に少なかったこととの関係があるのかないのかということ。

それと、シラサギの被害も耳にするんですけども、津和野町を象徴する鳥の一つでもあって、ちょっと微妙なところではあるんですが、シラサギの被害とか、捕獲はこれはアオサギのことなのか。だったらそれでいいです。この川での鮎のことですよ。それともちょっと関係があるのかないかをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) 最初に錯誤捕獲というのは、イノシシわなに捕獲された熊のごとでございまして、それから熊の二度目の錯誤というのは、ちょっと数は把握しておりません。ただ、昨年、県との協議の中で耳標がついた熊がもう一度捕獲された場合には、殺処分しましょうという申し合わせにはなっております。

それから、有害鳥獣とされておりますのは、アオサギでございまして、シラサギの場合は有害鳥獣には加えていません。鮎との関係ですが、アオサギというかカワウの場合は、昨年漁協から報告があったのは、まだ若い稚魚を一日で50匹、鶺鴒が一羽で食べるというような、胃の中を見てそういう結果も出ておまして、カワウによる食害は鮎、それからほかの魚種の現在少なくなっております原因になっておるといふふうに思っております。

それから、数が少ないというところなんです、この高津川沿いで、そういう鳥が撃てる箇所が多くない。特にカワウ等は、ここから下流域に多いんですが、そこには民家等々がございまして。それから道路もあります。そういうところでは、鉄砲が使えませんで、それほど数は伸びてないという実情がございまして。

以上です。

○議長(沖田 守君) 8番、三浦君。

○議員(8番 三浦 英治君) 日原の駅から、枕瀬山を見たところに巣があって、すごくおもしろいね。あれ下から行って撃ちやええのにつて、簡単に思うんですけども、銃法の関係、狩猟法の関係いろいろあるかと思えますけれども、やっぱり被害がこれだけ出てくるということは、何らかのそこでとる方法を新たに考えていかないと、とうとうやれんようになるんじゃないかなっていうのを危惧しております。

有害鳥獣捕獲奨励金についてなんですけども、一個体猿は2万円、鹿が1万円、アライグマは4,000円、鳥類は1,000円となっております。イノシシにおいては7,500円です。例えば、猿のおりわなで捕獲した場合、設置者と猟師の配分というのはどうなっているのかというのをちょっとお聞きしたいんですが、例えば、イノシシだとやっぱり肉を分けるとか、いろいろできると思えますけども、猿の場合は食べることはないでしょうから、猿の場合、その処分はどうしているのか、ちょっとお聞きします。

○議長(沖田 守君) 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) 先ほど議員が設置者と狩猟者という表現をされましたが、そういうわなを設置する場合は、そういう狩猟者でないと設置できませんので、狩猟免許は持った者がわなを設置することになっております。猿等の殺処分であります、中には銃を使われて殺処分される方もいらっしゃいますし、電気を使ったショックを与えて殺処分される方もいらっしゃいます。大体そういう形で自分で処分されるということが普通でございまして。

○議長(沖田 守君) 三浦君。

○議員(8番 三浦 英治君) 熊の場合は、県が回収しているということなのですが、これは研究用としてかどうかというのはわからんのですけど。捕獲して、例えば猿の場合しっぽを持って行くとかいろいろ聞きますけれども、この処分というのもまた大変なことだろうなと思うのです。設置するにもお金がかかりますし、そうした場合、やっぱりこの金額を上げることによって、もっと捕獲数がふえるのではないかなというような気もしますけれども、例えば有害鳥獣駆除活動に対して、3,000円の費用弁償がなされております。29年度では延べ19人に支払われておりますけれども、例えば、仕事中に突然呼ばれて3,000円は少ないように思いますし、例えば勤めている人だったら事業主の理解も必要になってきます。消防団と同じような感じで見えるんですけども、もっと金額を上げれば効果が出るのではないかと、単純に思うんですけども、ちょっとそこのところの所見をお伺いしたいんですけど。

○議長(沖田 守君) 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) 議員言われるのは、熊の処分とかそういうところに出動された場合に、今、町のほうから支払っているお金は3,000円になっております。ただ、熊を銃で撃つていただくとかそういう行為に対しては、県のほうからも助成金が出ておまして、金額は明確には言えないんですけど、1万円から2万円程度のお金が1回の出動に対して出ております。ですから、玉を使っても、その分の見合うお金はちゃんと支払われておるという状況でございます。

○議長(沖田 守君) 三浦君。

○議員(8番 三浦 英治君) 県から出ているという部分でちょっと安心したんですけども、このたびの議会に農政会議のほうから提案と要請書が出されております。その中で鳥獣被害対策として、耕作放棄地や河川周辺では高齢化等により草刈り作業ができなくなっており、有害鳥獣の増加につながっている。草刈り作業が地域としての取り組みとなるよう誘導策、補助施策を検討してほしいというような内容なんですけど、これは農業経営している人たちばかりでなくて、例えば福祉の面から見ても、高齢者独居世帯が本当に小さい畑をつくって、それを楽しみにしていて、それがイノシシやら猿に被害に遭う。そこで相談がよく来ます。「どうにかならないかと」ということで、一昨年ですか、自治会のほうで農林課のほうに行って、全体をおりで囲ったらどうかといういろいろ検討しました。

じゃけど、どうしても経営でないから、補助金が3分の1ということで持ち出しが莫大な金額になる。また維持管理をするのはどうするかという検討で断念したことがあるんですけども、結構この農政会議から出されているようにどこもこういう状態でやれなくなっているわけなんです。河川愛護団とか、道路愛護団ありますけども、そういう中でちょっとこういう鳥獣被害対策としての上乗せみたいなことは建設課長は考えられませんか。

○議長(沖田 守君) 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 今、議員さんがおっしゃいました道路愛護団等につきましては、基本集落の町道の草刈りというふうになっておりますので、その近辺でおっしゃいますところについては、草刈りの委託料を出すというわけにはまいらないと、そういうことでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） こういった部分、有害鳥獣対策の費用を捻出するために何らかの寄附を募るとか、そういったことができないのかどうか。結構困っている人は多いんです。田舎に住むと、それでやっぱり高齢化に伴い自分たちでは何ともできない。また、地域によっては、本当ボランティアで景観を少しでもよくしたいということで、耕作放棄地を刈っている方もおりますけども、これも何年続けられるかどうかわからないのは現状です。

何らかの費用を捻出するための、そのための寄附を募るということも一つ考えてみたらどうかという気がします。ちょっと所見をお伺いしたいのですが。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど、農政会議からの提案、提言というのもございましたが、実は農業委員会からも意見書というのがこの前出されまして、その中にも耕作放棄地をなくすためのハンマーナイフモアという機械があるんですが、そういうものを準備いただいて、耕作放棄地にしないような、草刈りができていくというようなそういう施策を町のほうで段取りができないかということで、提案が出されておまして、今後の検討課題ということで受けとめております。

先ほどの寄附をいただいてというのが、そういう機械を買うのに寄附を充ててということなんか、ちょっとよくわかりませんが、どこまでが町がそういうことに支援できるかというのを検討した上で、もし町のほうで補填できれば、そういう機械をシルバーさんに持っていただいて、シルバーさんに頼めば刈っていただける。自分でも刈れる場合だったら、その機械を貸し出すというような方法をとって対応していきたいなという考えであります。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 検討課題は莫大ありますが、この件に関してもよろしくお願いたします。あと次の2点目に先ほどの2点目の再質問ですけれども、青原地区内で捕獲された熊は、このイノシシ捕獲用のおりわなで捕獲されました。住宅地近郊であることで、即死刑判決が下ったわけですけども、目撃情報があった場合はケーブルテレビのテロップ放送で注意喚起を行っているようですが、こういった即処分とした場合、同日自治会長、共同会長のほうから連絡があつて、青原地区内ページング放送をしたほうがいいのではないかという相談が来ました。

ただし、内容によっては混乱が生じるので、町の対応を待つておりました。今回、地区内で初めて熊の捕獲処分されたことは郷土館にとっても、すごく対応に苦慮したとこ

ろなんですけども、捕獲された地区に共同墓地がありまして、186基の墓の管理運営を青原共同墓地管理委員会がしております。お参りする方も結構いて、地区内ばかりじゃなく町外からも結構お参りに来ます。その近くに出たということで、後日地区内でチラシをつくって回覧を出したわけなんですけども、今回の対応では、3日たって注意喚起の放送がありました。遅いと思えないのですけども、注意喚起に対して、目撃と捕獲との判断基準はあるのかどうか。それをお聞かせ願います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 目撃情報を受けた場合には、まだその個体がうろついておりますので、注意喚起の放送等をする場合がございますが、捕獲された場合には、そういった放送をするという手段はとっておりません。すぐ担当が行って、その状況を県にも伝え、それから錯誤したものを殺処分するか、放獣するかを決めてその対応をするわけですが、ことしの場合、私も定点カメラというのをつけて見たときに、そのおりに子どもだけ捕まって親は入っていなかったという例があります。こういった場合を見ると、これは注意喚起すべきではないかというふうに感じておりまして、今後、捕獲された状況を見て、その辺の注意喚起が必要になってくるなということを感じておりますので、その辺は対応していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） ぜひ、そのように対応していただきたいと思います。

次に、学習放獣についてなんですけども、学習放獣を基本として、集落への再出防止に努めているとのことなんですけども、熊類の場合、放獣しても多くの個体はもとの生息地に回帰するということが知られております。各県でいろいろ調査をされているようなんですが、例えば、広島県や兵庫県では回帰しても農作物等に再び被害を与える個体の割合は低下しているようだという報告もしておりますし、また、岩手県の調査では捕獲地点から12キロ以上離れた地域に放獣すると、回帰率が低くなるという結果も出ております。

当町では、基本として捕獲した場所で放獣ということなんですけども、ちょっと先ほど言った熊と遭遇したときの危険性等を考えると、ちょっと解釈に苦しむところがあるんですが、ちょっと理解できないのでその点お尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） あくまでも放獣は人家近くでは放獣はしません。放獣箇所を定めておりますが、この場では発言ができません。民家に遠いところで放獣しておるわけですが、ことしは3頭の放獣はまだ子どもの個体で、すぐに人に迷惑をかけるような行動もしないであろうという判断で子どもの個体3頭を放獣しております。あくまでも、民家近くで捕らわれた場合は、殺処分にしておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） また、今後とも熊、有害鳥獣、イノシシも猟期に入りました。さまざまな問題があるかと思いますが、何よりも熊の場合はどうしても人に対する被害というのが気になる場所なので、そのように対応していてもらいたいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

津和野町買い物支援サービスについてです。

買い物サービスは、10月1日にスタートする予定が一月ずれた11月にスタートし、訂正のチラシが配布されました。その原因は何だったのか。また、この1カ月の現状をお聞かせください。

2点目に地域の暮らしサポート実証事業のシャープ株式会社との委託が終わってからのフォローはあるのか。あるとすればどのような場合かをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町買い物支援サービスについてお答えをさせていただきます。

高齢者等の見守り及び買い物支援サービスにつきましては、当初10月1日からスタートする予定でしたが、買い物支援システムへの商品登録作業やシステム改修のおくれから、11月1日にずれ込んだものです。12月1日現在の加入件数は、見守り6件、買い物22件、うち2件は両方加入となっております。買い物支援サービスの参加商店は18商店で、生鮮食品以外に生菓子やお茶、医薬品、ギフト、時計、生花、電化製品、印鑑、仏具など約1,000品目の商品を取り扱っております。

なお、年末年始に向け追加商品としてお歳暮や鍋の食材などの取り扱いを12月から始めたところでございます。注文受け付けは電話、ファクス、テレビ電話によるものが月曜日から木曜日までの午前9時から午後4時までで、スマートフォンによるものが配達日前日の午後零時までとなっております。

配達日は津和野地区が火曜日、日原地区が木曜日の週1回ずつとなっており、11月分の利用状況としましては、津和野、日原地区それぞれ4回の配達のうち、津和野地区が14件、売上高4万6,246円、日原地区が19件、売上高2万8,391円の合計33件、7万4,637円の売上となっております。

次の御質問であります。高齢者等見守り及び買い物支援事業につきましては、現在、株式会社津和野開発に業務を委託し実施しております。システムの運用補修については、シャープ株式会社及び関連企業と株式会社津和野開発を通じて、業務委託契約を行っており、月1回のシステムの定期監視や電話及びメールによるサポート、障害があった場合には、復旧作業などを実施していただくこととなっております。この業務委託契約については、毎年締結し、シャープ株式会社及び関連企業と連携しながら、引き続いて高齢者等の見守り及び買い物支援事業を行ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） まだ1カ月でこの質問はとっておりましたけども、結構関心が住民のほうであるみたいで、問い合わせなり、どうなっているのという声を随分聞きます。そこで、今スタートして例えば新たな人がこのサービスを受けるための周知、募集といたしますか、周知、そして手順についてお聞かせください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） スタート前には、全世帯にこの高齢者見守りと買い物支援のサービスのチラシを全戸に配布をさせていただいたということがあります。運用が始まりまして、いろいろ住民の方が御利用されるのに、それを見られて、またどうしたらいいかというようなところあるかと思えます。

私どもとしては、今、来年3月までのところで一旦こういったシステムの中身、そういったところを見直しもさせていただいて、商店等の関係等も含めて来年4月からまた新たにというようなこともあります。私どもとしては、広報に今から、やはり利用者の声というのを今から出ささせていただきたいと思えます。こういった利用者さんの声等も広報でお知らせをする中で、もう1回再度これは買い物支援センターということで、前の駐在所を今改築をして、そこで拠点に行っていますが、そこが受け付け窓口となりますが、そこにお電話でお問い合わせ等していただければ、うちの担当集落支援員3名おりますが、その3名のほうがまた連絡をさせていただいて、申込書というのをまず書いていただくということと、基本的にこの金額自体は口座振替ということになっておりますので、そういった口座から落とすようなそういった申込書というような部分も含めて、御説明をさせていただきたいということで考えております。

今現在のところ、チラシを配布を全戸世帯にしたということで、今後はこういった声を皆さんのほうに周知させていただいて、お問い合わせがある場合は、この買物支援センターのほうに連絡していただいて、随時この加入については、受け付けするというような考え方でおるということであります。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 以前町がアンケート調査をしました。これを実施する前ですけども、それとあわせて私が住んでいる青原地区福祉会が県社協の補助金を使って、さまざまな2年間やった中で、独自アンケートを何とかとりました。その中で一番ちょっと驚いたのが、「今は必要ないが3年後は必要になるかもしれない」という声が結構あるんです。つまり、今、青原地区福祉会が買い物バスというのを1カ月に1回実施しております平均10人ぐらいで実施しているんですけども、大変これも協力員いろいろ大変なんですけども、その不安を取り除くためにも継続しようという思いの中で、それをふやそうどうこうじゃなくて、それをしていることによって不安を取り除くんじゃないかなという気がしております。

この買物支援サービスについても同じだと思います。やっぱり利用者の声を出す。すごい有効だと思いますし、どんどん声を出して行って、不安に思っている人が、利用はしていないけども、不安に思っている不安感の解消にも役立っているのではないかと思いますので、今後とも利用者の声を聞きながら進めて行ってほしいと思います。

次に、見守りのことなんですが、見守り6件とのことですが、実証実験ではもっと好評だったと記憶しておりますけれども、この6件のうち実証実験をしていない世帯はあるのか。実証実験をした世帯の中から6人の方がこの見守りサービスを受けているのかというのがわかれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回見守りについては6件ということになります。このうち、新規に入られた方というのは、1件ということになっております。大体年代的には80代が4件、90代の方の見守りが2件というような、そういった年代の方に対して見守りの要望があったと。先ほど議員さんの御指摘がありましたように、実証実験のときには多くあったというのは、この実証実験というのは必要経費について全て国の補助金ですか、そういったところで賄っているということで、高齢者を見守りについては、基本的にはサービス利用料が1,080円、月額あります。それプラス、これインターネットを介すということで、サンネットのほうに1メガということでございますが、1,540円月にかかるという。合計利用額が2,620円というような負担をいただくというようなことになっており、この高齢者見守りについても、このサービス利用のほうは1,080円というのが金額的にどうなのかというところも利用者の声を聞きながら、この辺については来年4月に向けて再度検討していきたいというふうに考えております。

以上のようなことでございます。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 金額もあるかもしれませんが、一つには見守られることと、見守ることの差ではないかという気もします。例えば、生活していて都会に子どもたちが出ていると、これは自分が金出すけ、これに参加してくれっていう不安を取り除くことは言いにくいと思うのです。例えば、子どもたちが知って気になるから問い合わせがあつて、これに参加したいちゅうんじゃったら入りやすいと思うんです。金額だけじゃないと思うんです。ちょっとそこの視点も考えてこの周知、拡大をして行ってほしいなと思います。どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） そういったところで、御家族でこの情報をそれを息子さんたちにどういうふうに周知させるかというところ。ここが一番課題になっている。今回の場合は、お盆にこういったチラシを配布させていただいて、規制されたところで御家族の方で見ていただく。なかなか独居老人の皆さんの世帯では、

こういったチラシというのが、先ほど議員御指摘のあったように、見守られる側として、このチラシをどう受け取るかということになろうかと思えます。

周知の方法としては、やはり今度お正月等もございしますが、そういったところの帰省にあわせて情報発信するなり、別の方法でやるとすればそれはホームページ等の情報発信というのもあるんですが、その辺どこまでをこの情報として見ていただけるかどうかというところもございします。私どもとしては、やはりこういったところは、当然これ今6件ということではありますが、広報させていただいて、この件数を安心というところを皆さんで持っていただくというためにも、件数を伸ばしていきたいという思いがありますので、そういったところは努めてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 買い物支援、以前は買い物弱者とか、いろいろ言い方がありますけども、その中でみんなで買い物をするというのは、行政としては難しいところはあるんかと思えます。社協のほうで買い物ツアーという制度をつくって、それを実施した団体に5,000円の補助を出すということで社協のしあわせ号1号、2号これは相当なかなか申し込みしても、とにかく早目、早目にもう1年分ぐらい出さないとなかなか確保できないんですけども、それだけ人気があるんですけども、買い物ツアーとか社協が実施している部分というのはすごく大きいなと思うのです。

益田のほうに買い物に行っても、隣の市町もやっておりますし、どっかを見た帰りに寄るといようなパターンでやっているみたいなんですけど、ちょっとそういったものをもうちょっとふやす委託でもいいんですけども、ここもちょっと考えていく必要が今後はあるのではないか。

どうしても、個々に食べ物なり日用生活用品を送るというのもあるんですけども、みんなでいう感覚がどうしてもなかなかできない。地域においてもそうです。一番驚いたんが、さんさんサービスというのがあります。それで地区で年に1回、四、五回やるんですけども、その1回は手料理をつくってみんなで食事をしましょうというのが冬場にあるわけですけども、3年前に鍋にしたらどうかちゅうのをちょっと提案したんです。そしたら、高齢者世帯とか独居の人ら鍋は食べたことないって言うんです。まずそれに驚いたんです。スーパーに行けばいろんなスープを売っております鍋の種類が、それで1人鍋じゃとかいってそういうのを売っております。

それでちょっと驚いて、今、3年続いておりますが、4つ鍋をつくりまして、種類違うのを、きょうだけは立ち歩きオーケーということでいろいろ食べるんです。これが結構人気があるという。みんなで何かをするという感覚っていうのは、すごく大きいことだと思いますし、家からいかに引き出すかというのも福祉にとってはすごく大きいことです。

百歳体操とかいろいろ各地でやられておりますけれども、それも今まで意地になってうちの親父のことなんですけど、意地になって出てくるような人間じゃなかったのが、た

またま民生委員の人が声かけてから、もうすごく喜んで行くようになったというのもあります。とにかく人前に出さずということがすごい大事なという気がしますので、そういった方面への支援というものも考えていただきたいと思います。この件については、これで終わりたいと思います。

次の質問にまいります。

それでは、介護予防・日常生活支援総合事業についてですが、昨年スタートした高齢者の介護要望と自立した日常生活の支援を目的とした事業の展開はどうなっているのか。

アンケート調査から各地域でのワークショップが開かれましたが、具体的な内容や活動状況が見えないし、聞こえてきません。また、津和野町生活支援・介護予防体制整備推進協議体は機能しているのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、介護予防・日常生活支援総合事業についてお答えをさせていただきます。

2015年の介護保険法の改正で介護予防訪問介護、介護予防通所介護の二つのサービスは、国の介護保険から外れて、新たな介護予防、日常生活支援総合事業として市町村に移行されましたが、スムーズに問題なく実施しております。津和野町生活支援介護予防体制整備推進協議体については、地域における課題の解決に向け地域資源や地域ニーズを把握し、関係機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化を図ることを目的に平成27年度に設立されたものであります。

これまでにニーズ調査の実施やワークショップの開催を通じて、地域にある生活上の不安要素や困りごとといったさまざまな課題の把握に努めてきておるところですが、その中で地域で安心して暮らしていける環境づくりに不可欠な自助・互助を生かしていくためには、地域のつながりを広げ、相互に支援していくことの必要性を町民の方々に御理解いただくことが大事なことでと考えております。

このことを実施するために、住民と行政とつなぎ地域課題解決のため主体的に活動していただく、生活支援コーディネーターの配置の必要性が提言されたところではありますが、この生活支援コーディネーターにつきましては、平成31年1月から津和野町社会福祉協議会への委託により配置することが決まったところでもあります。今後これを受けて年内中に協議体の会議を開催することとしております。訪問介護、通所介護については、新たな介護予防、日常生活支援、総合事業として市町村に移行されましたが、問題なく実施しております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） スムーズに問題なく実施しておりますという回答に始まって、最後には問題なく実施しているとのことですが、そう思えないから今回

質問したわけなんですけども、平成27年の介護保険法の改正を受けて、津和野町は12月1日に要綱を制定しております。

28年1月に第1回の協議体を開催し、委員長の選任、総合事業の概要、今後のスケジュールを決定しております。そして地域ニーズを把握するために、アンケート調査を実施し、協議体で松江方式、雲南方式のワークショップ模擬実践を経て、7月に第5回の協議体でワークショップ実地地区の選定をしております。

8月末から9月にかけて畑迫、木部、池河、商人、溪村、青原での5地区でワークショップが開催されております。それを受けて、地区によっては支え合いマップづくり等の活動があったかもしれませんが、なかなか動きが伝わってきておりませんでした。

当時、ワークショップに私も参加して感じたことなんですけども、新たな福祉に対する期待と、地区福祉会の新たな展望と体制づくりに着手できるかなというふうに勝手に思い込んでおったわけなんですけども、どうも、行政との時差がちょっと激しかったような気がいたします。

1月から社会福祉協議会へ委託して、生活支援コーディネーターを廃止することが決まって何よりなんですけども、何人予定しているのか。また、住民と行政をつなぎ地域課題解決のため主体的に活動する生活支援コーディネーターの具体的な活動はどういったものになるのかお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 津和野町生活支援介護予防体制支援整備推進協議体、いわゆる協議体につきましては、今、議員お話されたとおりの日程で進んでいきました。本来の協議体の目的と言いますが、地域資源とかの地域ニーズの把握であったり、ネットワークの構築をしていくということもあるんですが、議員がおっしゃられるような、なかなか前に進んでいないというふうに、多分今年度見受けられていると思います。

と言いますのも、協議体自体が動いて、何かを実施をするというものではなりません。ただニーズ把握のためにワークショップ等を行って見たと。その中からいろいろな災害時の不安であったり、買い物不便さであったり、交通体系の不便さであったり、そういうニーズを今把握して、昨年度までにまとめています。

それをもちまして、今年度ちょっとおくれておりましたのが、いわゆるそこを現実的に地域に出かけたり、もしくは行政、もしくは社協、いわゆる関係団体とつなげていくために生活支援コーディネーターというのを配置をしてやるようにということで、国のほうも補助金等があるところであります。なかなかちょっと本町がおくれておりましたのが、この生活支援コーディネーターの選任という部分におきまして、他市町村、県内におきましても、他市町村ほぼ全ての市町村で今もう選任されて動いておられるというのが実態でありましたが、本町の場合なかなかそこがちょっと一歩先に動けませんでした。先般やっと内容についての協議等を社協と行ってきた結果、何とか年度内のうちに

ということで、今回12月の補正予算に200万円ほど上げさせてもらいながら、実施ができるというところになったところであります。

人数的には一応1人ということであります。コーディネーターにつきましては、町内全域に対してのコーディネーターと、あとその下に第二層という、いわゆる中学校単位地域の第二層というものをつくってということであるんですが、本町のような小さい町の場合には、基本的には第一層のコーディネーターが第2層兼ねてたりするところも多くあるわけですし、今のところはそういう中で社協のほうに委託をして1人専任をつけて行っていきたいと思っておるところであります。

コーディネーターの業務としましては、コーディネート機能、市町村の事業、それから民間の事業、それから社協さんなんかのいわゆる団体の事業、そういうところとのマッチングであったり、ネットワークの構築であったり、またもうちょっと詳細な地域のニーズ把握であったり、それをいわゆる現実的に今度どうしていくかというのがこのコーディネーターの業務になっていきますので、議員が今年度なかなか見えてこないという部分が、コーディネーターをつけることによって、少しずつ見えてくることになるかなというところを、今、思っております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） こういう住民と行政をつないで地域課題解決のためのという言葉がよく使われるんですが、例えば公民館活動もそうですし、例えば地域支援室にしてもそうなんですけども、この横の連携というのを当然住民の課題の解決に向けていくわけなんですけども。その横の連携というのは、とれていけるのかどうか逆に不安なんですけども、ちょっとその点についてどう考えておられますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 当然のことではありますが、横の連携もこういう小さい町でありますし、ましてや対象者なり、いろんな意味で人が重なる部分も多くありますので、とっていかなくてはならない。当然、今、議員言われましたように、例えば公民館、つわの暮らし推進課が行っておりますまちづくり推進協議会。それから、先ほど質問にありましたような買い物支援サービス、それから交通体系のほうの話にも加わっていったりしながら、あらゆる面でそれもあわせて地域資源と考えながら、つなげて行ってそこに生活しておられる人は変わらないわけですから。勉強をしなければいけないと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） 社協を通じると、地域福祉会、そして地区福祉会に下りてくると思うんですけども、そうした中で例えばモデル地区を指定して、レベルアップを図っていくことも必要と思うのですが、健康面でよく保健所とかが健康づくりで10年計画で現在も今3年1スパンを3クールやって、10年後にというのをやっておりますけれども、以前から健康づくりに関して保健所関係は10年ぐらいのスパ

ンを見て、物事を進めていっております。意識づけから始まってやっているわけなんですけども、そうした中でやっぱりモデル地区的な要素にちょっと力を入れる。全体格差ということになるかもしれませんが、モデル地区を指定することによってレベルアップというのもあると思うのです。

過去にもう20年、30年前ですが、健康づくりの指定を受けるために1年、当時の保健師と1年動いたことがあります。公民館の非常勤の主事をやったときに、1年動いてやっとスタートしようと思ったときに、旧日原町4月が選挙で、そのゴタゴタに巻き込まれて、1年かけたことが宙に浮いてもう本当にやる気がなくなったというような経験もあります。その意識づけ大変難しいことではありますけれども、一つの手段としてこういうモデル地区を選定する。何カ所か、そしてそこにちょっと力を注ぐとか、そういったことが考えられないのかどうかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員仰せのとおり、例えば生活支援コーディネーター一置いたらじゃあ全てがうまくいくかということでもありませんし、まして今も申し上げましたように、まずは1人から、今後の体制については、まだわかりませんが、当初は1人ところから始めるわけでありまして、それを全町にいきなり広げるというのは、非常に難しいかなとは私のほうでも思っております。

そういう意味におきましては、今、御提案ありましたように、モデル地区というのを例えば何カ所か指定して、その中で具体的なコーディネート機能であったり、資源開発であったり、そういうところをやりながら、それと行政とも連携をしながら、ちょっと形をまずつくってみるといというのは、本当に必要なことと思っております。その中でそれが成功した後に全町に順次広げていくというのは現実的な話かなと考えておりますので、また参考にさせていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 当初の協議体の委員さんも様変わりしたと思いますので、年内中に協議体の会議を開催するということなんで、委員のメンバー表を議員に配布していただきたいなという気がするんですが、これは議長にあれしたほうがいいのかどうかわからないんですが。メンバー表は可能でしょう。（発言する者あり）

○議長（沖田 守君） 質問者の三浦さんに。

○議員（8番 三浦 英治君） いや、議員全体。

○議長（沖田 守君） 議員全員分、それは配られるか担当課長に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今の全員御承認いただいておりますので、後に議員の皆様には御提示をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦君。

○議員（8番 三浦 英治君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、防災、買い物支援、全てそうなんです、自助、共助、公助というのが必ず出てきます。助け合い精神、しかしそれはお互いが助け合うという公助のもとに成り立っているわけなので、先ほど言いました横の連携とかもそうです。そういったものに配慮して進めていっていただきたいと思います。

最後にちょっと町長にお聞きしたいんですが、行政が困ったときは社会福祉協議会、困ったときのシルバー人材センター、困ったときは株式会社津和野ということ声を聞いたことはありませんか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほど上げられた三つの団体、日ごろから大変にお世話になっておりまして、町と連携をしながら、さまざま施策をパートナーシップを持って進めさせていただいているそういう団体でございます。困ったときの何ですか。

○議員（8番 三浦 英治君） 社協。

○町長（下森 博之君） それはどういう意図でのそういう御発言かわかりませんが、困ったら何でも都合よく使っているというそういうニュアンスの御発言でありましたら、決してそんなことはございませんで、お互いがパートナーシップを持って協力をし合いながら進めている大切な存在だという回答でございます。

○議長（沖田 守君） 8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） これで質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、三浦英治君の質問を終わり、午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序10、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、通告に従いまして、今回は2点ほど質問をいたします。

まず最初に、観光施策ということで御質問をしたいと思います。

津和野町が今日あるのもいろんな歴史、文化等々の背景があつて、さらにそれをうまく観光客の皆様方におもてなしという形で営々と受け継がれてきたこの歴史の中で今日があるかと思いますが、その中で、現在の観光ボランティアガイドという視点からこの養成並びにそのガイドの配置によって観光施設なり、教育施設等々の入館料アップについてということで今回質問を用意させていただきました。4点ほど用意いたしました。

私自身が直接、間接、旧堀氏庭園、永明寺にかかわる中で非常にガイドの重要性を痛感しているきょうこのごろでございます。観光協会にあるガイドくらぶの活動実態はど

のような状況になっているか。そして、これからガイドのあり方として定点ガイドというようなこともあろうかと思いますが、これらを来年度以降、予算化することは考えられないかということで、第1点を質問いたしたいと思います。

2番目は、津和野町内線の拡充支援ということで、現在、石見交通が運行しておりますバス路線に対しまして、新しく来年度4月に町も一部バスの購入費用を補助しながら継続的な運行をお願いするというので、既に11月からこの拡充路線についての試行がなされておりますが、これらの利用実績はいかがか。そして、来年4月に新しく購入されたバスのもとで運行されますダイヤ等については、どのような運行計画がなされておるのかお聞かせいただきたいと思います。

そして、現在、畑迫の旧堀氏庭園までの運行を延長していただいておりますが、その途上にあります停留所について、畑迫病院前に設置するとするならば、交通会議等の都合上、タイムリミットはいつまでにそのような申し出をすればよいのか。

そして、前段、今回の質問より前にも以前質問したかと思いますが、デマンドバスがあの近くに野ざらしでほとんど運行している実態を確認することができませんが、あのバスがあの位置にいつもいつも駐車しておられますけれども、これについての利用というものがうまく活用できないものかと常々考えておりますが、この7月に任意団体である旧堀氏庭園を守り生かす会がNPO法人の認可を受けまして、今現在、鋭意活動を展開しているところでございますが、これらにその運行委託をすることができないか、デマンドバスの路線というよりもそのバスを利用することができないか、そんなこともこの質問の中にあります。

それから最後に、今回の補正予算でもありますけれども、郷土館にあります資料の購入ということで補正予算に計上されておられますけれども、それと合わせるように、亀井家の庭園・別邸の無償譲渡等が提案されているように聞いておりますが、この際、温故館、そして亀井家の墓所である乙雄山の墓地、そして永明寺境内にある亀井家の位牌堂というのがありますけれども、これらが一体的な管理が、運営が理想と考えるがいかがということで質問をいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光施策についてでございます。

ガイドクラブにつきましては、受付等事務を行っている一般社団法人津和野町観光協会によりまして、現在会員が16名で、出勤可能なガイドとしては10名程度とお聞きしております。通常は2時間以内3,000円で予約制になっており、基本エリアと特定エリアの設定があります。特定エリアや2時間以上のガイドは、1,500円プラスして御案内いたします。ちなみに、平成29年度は158件のガイド活動を行いました。

また、定点ガイドも依頼すれば、ガイドの確保ができれば対応いただけると確認しております。その際には、通常の料金ではなく、時給制で対応も可能とのことでした。

ことしは歴史文化基本構想事業の一つとして、旧堀氏庭園で開催されましたもみじまつりで定点ガイドを、紅葉まつり、紅葉まつり、もみじまつりか、はい、もみじまつりで定点ガイドを実施したところございます。実施前の取り組みとして、事前に地元のボランティアガイドさんを講師として勉強会を行い、ガイド同士の交流や互いにエリア外の情報を共有しました。今後の活動の中で、互いの情報を発信していければという意見が出るなど、人材育成事業としてもよい取り組みになったと考えております。

今後の養成や配置については、津和野町観光振興計画にも記されており、観光客の満足度向上、滞在時間延長につながるため、仕組みづくりから検討していく必要があります。ガイドを定点で配置することが適切なのか、ガイドプランを作成して希望される方にガイドを行うかなど、関係者で施設に合った対応を検討していかなければなりません。

また、予算化については、財政も厳しい状況ですので、入館料をアップすることで定点ガイドの費用を負担するか、有料のガイドつきプランとして希望者から徴収をするなどの検討も必要でございます。

続きまして、二つ目の御質問になりますが、石見交通株式会社が運行する津和野町内線は11月1日より運行ダイヤを拡充しているところですが、利用状況につきましては、改定前の野広発津和野温泉行き2便、津和野温泉津発野広行き3便の合計5便で21名の通学利用者を含み52名が乗車しています。改定後の11月の祝日を例に挙げますと、野広発津和野温泉・堀庭園行き3便で8名、堀庭園・津和野温泉初野広行き4便で10名の合計18名の乗車となっております。

この路線の運行に当たりましては、住民や観光で移動される方の利便性の向上と地域の活性化を実現することを目的として実施しており、現在運行する石見交通株式会社や津和野町観光協会、商工観光課とバス時刻表の作成や新型車両のラッピングデザイン、石見交通、町営バス共通利用乗車券の導入について協議しており、利用者の増加対策を講じる中で、平成31年4月以降も引き続いて運行する予定にしております。

旧畑迫病院前のバス停留所の設置につきましては、旧畑迫病院前の最寄りのバス停留所としましては畑迫があり、その距離は約150メートルとなっております。町営バスの停留所の設置につきましては、自治会等の要望を踏まえて地域公共交通会議に諮り設置しているところでございます。次回の地域公共交通会議は平成31年2月に開催する予定であり、これらの点を踏まえて、年内には運行する石見交通株式会社とも協議した上で検討してまいります。

三つ目の御質問であります。川尻・西谷線のデマンド運行については、日曜日を除く毎日1日3便を運行しており、この路線の月の運行状況は4から6日間、約2割程度の実績であり、比較的利用の少ない路線となっております。

議員御指摘の町営バス車両をNPO法人へ貸し出すことにつきましては、町営バス車両は、自家用有償旅客運送として中国運輸局島根運輸支局の認可を受けて運行しているものでございますが、道路運送法第80条第2項において自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ業として有償で貸し渡してはならないとされており、有償運送の禁止及び貸借に制限がされております。また、町営バスで使用する車両は、運行管理並びに整備管理を含めて運行事業者との間で運行に関する契約を交わし、車両にかかる保険料についても運行事業者の責任において支払うことになっております。これらのことから、当該車両を他の段階で貸し出すことは難しいと考えているところでございます。

町としたしましては、車両の有効活用の必要性は認識をしているところであり、今後とも検討してまいりたいと考えております。

四つ目の御質問におきましては、教育委員会にかかわるものが多ございますので、教育長から御答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、四つ目の郷土館資料購入等についての御質問に対してお答えをさせていただきます。

亀井家所蔵の資料の購入と亀井家別邸並びに庭園の無償譲渡につきましては、先般の議会全員協議会において御説明したとおり、資料購入費を今議会の補正予算に計上させていただいており、別邸等の譲渡については、今後、公益財団法人亀井温故館と詳細について協議していく予定でおります。

御質問にあります温故館、亀井家墓所、位牌堂の一体管理運営でございますが、まず、亀井家墓所につきましては、ことしの2月に津和野藩主亀井家墓所 附 亀井茲矩墓として鳥取市にあります亀井家初代茲矩の墓とともに国の史跡として指定されました。この亀井家墓所につきましては、亀井家の所有となっておりますので、町としては、今後、同じく国指定の史跡であります西周旧居と同様に管理団体としてその維持管理に当たる予定でございます。

次に、永明寺内にあります亀井家位牌堂についてでございますが、ここは永明寺の施設ということでもございますので、町のほうで管理運営というのは難しいと考えております。

現在、無償譲渡の御提案いただいております亀井家別邸並びに庭園につきましては、温故館ともども一体的に管理運用を行うことが望ましいと思っておりますが、温故館の施設を町が管理することにする場合、公益財団法人の存続にも関係することですので、主体となっておられる亀井家とも協議しながら方向性を検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それでは、最初の質問で、現在、観光協会の中にありますガイドクラブについては、会員が16名、そのうち出動可能なガイドとしては10名ということでございますが、私はもう少しこのガイドとなってもらえるような、

そしてその動機づけをする必要が大変必要だと常に、常というか、この実態を見てつくづく感じたところがございますが、観光協会の実績でいえば、平成29年は158件のガイドの申し込みがあってそれに対応したということで、それで賄えているのならこれ以上のことはないかなと思うんですが、もっと積極的に津和野の観光をおもてなしから観光客の増という形を執行するならばこの辺をやはりどういう形で会員をふやし、そして会員が充実した津和野の町に貢献できる喜び、そんなことをやはり模索していく必要が特にあるんじゃないかと思うんですけれども。

最近、今回の12月補正で、教育施設の入館料の減額補正が出ました。鷗外記念館は307万6,000円、安野先生の美術館は397万1,000円の減額、これは当初の予算から比較してみますと、鷗外は40%、安野先生は33%の入館での減額。前年度の入館料の中で、今年度の30年度の施設の利用料というものを算定したときに少し努力してみようという気持ちはうかがえますけれども、実態としては、年度途中で減額補正する、これが毎年の実態ではないかと思うんですが、この辺についてどういう理由というか、どのようなお考えをお持ちか所見を聞きたいと思えますし、以前、鷗外記念館の隣に喫茶店があって、その喫茶店の利活用についてガイドクラブを設置して、常にそこに待機してお客様をおもてなしをしようじゃないかという動きもあったかに思っておりますが、それが途中で頓挫し、さらに、今はトイレとしての施設利用がなされておりますが、その頓挫という意味がどうか、適切かどうかわかりませんが、もともとはこういう形で鷗外記念館の中を案内してみましようという思いと、途中で会員募集もなされ何人かが登録されたというふうに私も承知しておりますが、結果として今ない、その辺についての御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今の御質問ですけれども、まず入館料の減につきましてですが、安野光雅美術館、森鷗外記念館ともに、従来は大体2万人ぐらいでずっと入館者数が推移をしておりました。先般の水害がありまして、その年に両館とも大きく落ち込みました。鷗外記念館につきまして、両方なんですけれども、徐々に回復の兆しは見えていたのですが、なかなかもとのところまでは戻らないというのが実態でございます。

ただ、当初予算の編成時期におきましては、やはり当時の2万人来ていたころの目標値に戻したいというのはございますので、当初予算としてはそういった数字を目標に掲げて毎年取り組んでいるわけですけれども、ことしにつきましては広島の水害もあつたりして、また前年よりも減ったと、安野光雅美術館につきましては、私、感じているところとしましては、京都の京丹後市ですか、京丹後市に、これ私設、個人の方がつくられた美術館ではございますけれども、森の中の家安野光雅館というのが開館いたしました。それ以降、やはり入館者数の伸びが悪いというふうに感じておりますので、特に、津和野におきましては、関西方面からの観光客の方もかなり多いという過去からの実績

ございますので、やはり関西圏にできたその美術館への流入というのはかなり影響しているのではないかなというふうには考えております。

それから、鷗外記念館のボランティアガイドですけれども、これは前々教育長のときになります、齋藤教育長がちょっと施設名は忘れちゃったけれども、どこかのある施設に行かれたときに、ボランティアガイドがおられて大変よくわかったということで鷗外記念館のほうでもできないだろうかということがありまして取りかかるということになりました。そのときには今の観光協会、ボランティアガイドというのはございましたけれども、今のシステムのボランティアガイドはまだでき上がっておりませんでしたので、鷗外記念館のほうでスタートが早くて募集をかけて何名かの方が集まられて研修会も一度か、二度かやりました。ほどなくしまして、今の観光協会のボランティアガイドのほうで今の形でスタートするということがありまして、記念館のほうに来られていた方も多くがまたそちらのほうにも登録をされておまして、何年かちょっとやってみようということはあるんですけど、結局、当時、定点ガイドという考え方が余り多くなかったもので、館としては新しくできる観光協会のボランティアガイドさんに館のほうのガイドもあわせてしてもらったほうが効率的ではないだろうかということもございまして、結局、館としてのボランティアガイドというのは原因といいますか、やめるような方向になったというのが実情でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ガイドというものが、私の体験として、たまたま旧堀氏庭園のほうでも会員同士でお互いにこの庭園にお客様をたくさん迎えようじゃないか、そのためにはやはりしっかりしたおもてなしが必要だということで、我々会員は会員の中でも特に勉強しておられる人をお願いして、資料ももうコピーしても大変なページにもなるものをいただいて、座学ということで勉強もさせていただいています。そして、堀家にまつわるあちこちに全国にありますけれども、その鉱山跡地にも出かけて行ってその現状なりをつぶさに見て、そして最終的に堀藤十郎さんの偉業というか、その活躍ぶりをつぶさに感じ、それをやはり今ある堀庭園の来られるお客様に全てを話すというのは私どもなかなか大変ですけれども、一つでもその偉業の一端をお伝えすることによって、堀庭園に来られたお客様は本当に満足して帰られます。

そして、一方、私はある永明寺の寺にも関係がありますので、時々都合によって私が受付に座らせていただきますと、まあ東京から一人二人、時ならんときに来られますが、そういう方に一言一言お話を重ねていきますと、「何といいところに来た」と、そんな声をほとんどの方が言われます。そして、私も知りくさしではなりませんけれども、「このお寺はね、1420年にできたんですよ」というそういう会話の中から、恐らく来られたお客様は津和野の思い出を抱えて帰られるんじゃないかと私は体感上、感じております。そのようなものが経済的に誰がガイドをする、ガイドに係る人件費は誰が負担するのか、お客様からいただくのか、いやいやそれは入館料の中から捻出するべきなのか

という議論の分かれるところでありますので、いずれにしても、同僚議員も申されましたけれども、SLに頼る観光がいつまでも続くとは考えられませんが、できるだけ一年でも二年でも長く続くことを願ってはおりますが、もう一方では、そういう歴史と文化と伝統、そんなものが町内にある、そのものをやはり生かすためにはボランティアガイドという人間が人間を接客するというか、おもてなしする、それがこれからの課せられた課題ではないかと考えております。

その中で、次の質問にもありますが、今回、石見交通さんの野広なごみ温泉の分で、町が、結果的に、バスの購入費2,100万のうちの1,100万円を補助し、石見交通さんに継続して運行していただこう。そして、今まで以上に町内同士の拡充、サービスの向上をお願いした経緯で、石見交通さんもそれでは頑張ってみようということで、本当に努力していただいているというところがございますが、先ほどの実績を見ますと、11月1日からですから、周知という期間が非常に少なく、結果的には、利用客の方が案外少ないなど。地元の人もバスが来るが下に下りんなというようなので、「もうちいとは板垣さん、ちゃんとしんさいよ」とそんな声も聞きまして、どういうふうな生活バスとそれと堀庭園まであげていただくという思いは、恐らく私の思いと一緒に思うんですが、いかんせんやはりせっかく走らせていただいているのに何か周知徹底が弱いのか、利用客の増につながっていない。そのことについてちょっと御質問したいと思います。

それと、回答の中にもありました町営バスの共通利用乗車券の導入というふうに表現してありますが、このことについて具体的な共通利用乗車券とはどのようなものであるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず利用者の増ということであります。石見交通の運行については11月1日からということで、私どもがこのバスの時刻表、これ運輸支局のほうでの認可を踏まえて石見交通が運行するものでございますが、なかなか情報としてバスダイヤのところの周知のところが、なかなかできていないというような状況の中で11月1日から運行が始まったと。私ども町長が申し上げているとおり、今、観光協会、石見交通、商工観光課と一緒にバスダイヤを改正して津和野町内のバスの充実を図るところで、ラッピングであるとか、あるいはバス時刻表をつくるであるとか、あるいは外国人の皆さんも乗れるようなバスの系統と、この1番のバスはどこどこ行きというようなところの部分までいろいろ検討しておるところであります。そういった意味で、利用者の部分については、これ1日の乗車ということで、石見交通のほうもなかなか今の現在の状況の中で乗車数というのを全体像をつかみきれていないということもございますが、これ11月の祝日ということで23日の祝日1日でこれだけの方が乗られたというところの数字を町長は申し上げたということであります。

いずれにしても、月曜から金曜日までの従来の石見交通が町内線として運行していた部分よりも土曜、日曜、祝日ということで運休があったところを、今回石見交通さんに運行していただいているのは10月1日からのダイヤ改正、その部分についてはなかなか乗降客がおられないのが状況ということでもあります。

では、これを利用客の増というのでどうするかというのが、先ほど申し上げたような、新型のバスが入るのが来年の3月ぐらいになろうかと思えます。今このバスにつわみん等の津和野のキャラクターも入れてデザインを今考えているところではありますが、ラッピングも含めてそのバスを使うということと、観光客向けの時刻表、あるいは住民さん向けの時刻表ということで、もう一回住民周知のほうでこのバスの時刻表というのを配らせていただきたいというふうに考えているところです。共通のバス乗車券というところでいいますと、津和野町内の町営バスでいいますと、過去200円に統一した経過がございます。津和野駅から、例えば、堀庭園まで木部線等のバスを使っていくと200円ということになります。

今回、石見交通が運行するバスでいいますと、津和野駅から堀庭園まで390円ということになります。この190円の差というのが、これは津和野町内を走っておる日原のまちの中でも六日市交通、あるいは石見交通の広島行きのバス、そういったところで、200円と石見交通さんのほうから金額が、あるいは六日市交通さんとは差があるということになっておりますが、今回、津和野の町なかに限って堀庭園に行くための390円の部分を一日乗車券として共通で乗れる、石見交通さんと町営バス共通で乗れるバス乗車券をつくらうということで、これは何回乗り降りしてもこのバス乗車券で一日はもう有効なんだというようなところで、今、金額の設定をしているところです。ここの金額の設定も石見交通さんのお考え等も含めるわけですが、独占禁止法の関係があって、これなかなか設定のところでは注意を要するというので、運輸支局ともいろいろ御相談しながらこのバスの一乗車券という共通の乗車券は、基本的にはそういうところの部分クリアした中でこの助成でつくっていきこうということで、これは4月の1日から実施をさせていただきたい。観光客さん向けにこのバス乗車券でいرونなところに、津和野駅から、今回もダイヤのほうは、特急おき号、あるいはSLやまぐち号に接続する形で石見交通さん、あるいは町営バスとも考えた時刻表にしておりますので、そういったところで情報の周知を図りながら観光客の皆さんにはこのバスを利用していただけるような仕組みを今考えておるというところでもあります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっと今の確認ですけれども、今の一日周遊券みたいな何回乗ってもいいよと、その券は町民の人もいいんですね、乗っても。例えば、生活バスでしたら往復400円要りますよ。また乗れば、しもうた、忘れ物をした、もう1回とやりや800円要りますよね。それが周遊指定バスであれば500円でできるとかそういうことでもいいんですね。住民もいいんですね、その利用は。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 当然、住民の方も利用可能ということになります。ただ、この金額を幾らにするかというところが、今、先ほど議員さんがおっしゃったように往復で400円、そこでもう1往復すると800円。ここで周遊券ほどの金額にしたらいいのかという、800円だと2往復する分と同じということになりますが、そこら辺は石見交通さんと今協議中ということになります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） デマンドバスのことをいつもやり玉に上げております。やはりバスが青空の下で一年中とまっているように私には見受けるもんですから、何とか知恵を出せやと、もうちいたああいとる間は誰かが使ってもいいんじゃないかと誰もが思うわけですが、先ほどの回答ではいろんな法律の上から使いづらいということですが。現在、デマンドとして路線の開設しておる中に、それを補うために3台のデマンドがあるやに私は思いますが、1台はやはり常に木部にある吹野線のほうは毎日運行するというデマンドかと思うんですけども、時刻表からしてそうなるんだと思うんですが、もう2台ある中で何かこう実態はわかりませんが、1台をどこか真ん中どこかに置いて、どこかのあっち使う、こっち使うというようなやり方をすれば1台は空くのではないかと、空いたものを何とか今のデマンドバス仕様じゃなくて町の任意で使えるようなそういうものを素人ながら考えるわけですが、これについても非常に厳しい制約があるということですかね。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 町長がお答えしたとおりということになります。基本的に、このバスを対応して運行事業者の皆さんにはこの任意保険等もこのバスに掛けていただく、その掛けた中で、私どもが仕様書でうたっているこの路線についてはデマンド運行ですということとその車両を使ってくださいというような形の中で運行していただいております。これについては、運輸支局の自家用有償運送の許可を得ているものという形になっています。何よりも、私どもがこの住民の方を乗っていただいている地点まで運ぶという、乗っていただくその責任という、運行管理の面と整備管理の面もきちんとこの仕様書には明記をさせていただいて運行していただいているという、そのための車両ということに位置づけているということになります。公が持っている車をただ民間の方に貸し出すというところの取り組みという部分についていえば、基本的には、やはり民間他業種との兼ね合いというのもあるかと思えます。これは緑ナンバーなのか、白ナンバーなのかというようなところも含めて、やはり民間業者の方との公がやるというところの部分についていえば、なかなかその関係上も難しいところがあるのではないかとこのところもでございます。ただ、議員さんが御指摘になられたように、3台のバスをそのために使うのがいいのか、2台のほうがいいのかというところの部分については運行状況。ただ、これがバスの時刻表に

よってやはり3台でないと回せん時刻表にもなっているというようなところも含めて去年入札したばかりで、5年間一応この時刻表運行事業者というのはこのままで基本的には行くというようなこととなりますので、議員さんの御指摘で有効活用するということについては、視点をそういったところに持ちながら今後について検討させていただきたいというところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっとこれは私の個人的な質問、思いですけど、今集落支援員の活動費というのが250万ばかりついているかなと思うんですが、実態として、旧堀氏庭園に関係する中に集落支援員さんが何人かおられます。その活動費をもって、例えばの話、マイクロバスを、10人乗り程度を購入するというようなことはとんでもない発想でしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 集落支援員さんの活動費においてということで、例えば、買い物支援でいいますと、今電気自動車を1台配置させていただいております。この自動車は買い物支援のために昨年の国の補助事業を受けて、活動のために使っているということで、商品についてはこの電気自動車を用いて集落支援員が運ぶということになっています。リース料については、集落支援員の今活動費から採取をさせていただいておりますので、教育委員会さんのほうでどういうふうにお考えになれるかということですので、うちとしてはそういう実態はあるということで、あとはその事業事業で検討されるものと思います。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 実は、堀庭園の現状を申し上げますと、もう既に去年の一年間6,400人しか入らなかった堀庭園は、11月末でもう8,500人来ています。ということは、2,000人多いんです。去年の実績よりも11月末でもう2,000人オーバーしているんです。あと12月、1、2、3と、約これ前年度700人ぐらい、去年の実績は700人になっています。4カ月で。これが前年並みとするならば、今の約9,000人を超える。お客様が来られることに対して誰もうれしいわけですが、反面、もう一つ大きな悩みがある。それは、旧畑迫病院の中にあるレストランです。このレストラン、現在、木、金、土、日と4日間運営しています。一昨年ですか、11月に開館して一年間ほとんど毎日営業しましたが、売り上げはそこそこ400万、もうちょっとあったかなと思うんですが。次の年、いわゆる去年は営業日数を2日減らしましたので、売り上げは、結果的に一昨年より減っています。けれども、管理費はその分だけ若干少なくなっていますので、非常に経営的には一昨年よりは少し明るい兆しとはいえませんが、非常に顕著な動きをしつつあります。まだ赤字は赤字ですけども。それを我々はこれからどうするかというのが、自分たちに課せられた課題なんです。

そこで、バスの停留所のことについても関連して質問しておるわけですが、今、レストランは特徴を持って医食同源という形で特徴のあるレストランをやらないかんといいことで、毎月1回ランチミーティングといふことで、会員が500円を持ちより、そして、会から500円を補助をしながら1,080円の定食を十四、五人で食べながら売りに協力すると同時に、経営的に毎月の売りに上げがどうなのか、運営上の問題は何かといふことを常に検討をする機会を設けています。

そういう中で、自分たちが努力すべきことはせんにゃいかんと思ふんですが、やはり行政の側面的な支援を応援でいただきたいといふのが本音のところでございます。特に、レストランの過程は、野菜ソムリエといふ資格をお持ちの方が今すごい精力的に頑張っているといふことが、野菜ソムリエ、これは別に国家試験ではありません。民間の何かいふ協会の勉強されたそこの試験を通られたら資格が得られるのかと思ふんですが、資格で食堂をするんでなくて、レストランをするんじやなくてその人の持っているスキルがレストランの売りに上げにつながっているんです。現実。このようなものをやはり現実を私としても皆様方に情報としておつなぎしながら、さらに皆様方からも支援の手を差し伸べていただく、これが結果的に、これからの観光のあり方ではないかと思ふ私でございます。

最後に、このことに関しての最後ですが、亀井家の関係の一体的な運営管理といふのは、基本的には温故館、亀井家で墓所、位牌堂、それぞれ点在しているところをどのように一体的に管理するのといふことで具体性はないんですけれども、やはりこれから私が推測で物を言うちゃいけません、温故館といふ建物は、何かまだ公益財団法人亀井温故館がこれからも引き続き管理運営していきたいといふふうには全協では聞いておりますが、津和野町には母屋と庭園をできればどうぞ無償であげます、好きなように使ってください、そのように受けとめられるわけでございますが、確かに、私も温故館、さらに母屋、庭園、去年の亀井家入城400年記念といふことで早朝お伺いしました。そしたら、茲基さんですか、燕尾服を着て今からお出かけの様子でしたが、御機嫌ものすごくよくて、「どうぞ、全て見てまわってください」といふことで、茲基さんにどこでも好きなように見てくれちゃうことでしたので、私は全部くまなく見ました。そして、温故館に最初に入ります。入って1階を見て、2階を見て、出口は母屋のほうへつながっています。それで母屋の向こうに庭園があります。それで母屋には、温故館が、建物は鉄筋が温故館なんです、母屋のほうは知新館といふんですね。温故知新、温故館と知新館、2つあるんです。そして、知新館の中には茶房があるんです。お茶が飲める。そのような一体的な施設が公益財団法人の亀井温故館が所有されて経営されて運営されて今日までどうしてあんな苦しい運営になったのか、あれだけの立地条件と資産といふか、そういうものがうまくリンクされていなくて、結果的に何かこう観光客の皆さんからも入館が少ないといふ、その辺はどうなんだろうかなと。これから津和野町に全ていただいても、なかなか今まで公益財団法人が思い切って展開された運営が津和野町に

移管されたとしても恐らくなかなか難しい、そんなものをいただいてどうなるんだという議論もあると思うんですが、私は、むしろ反対に、温故館をいただけるのなら、全部いただいたほうがそりゃ新しい津和野のスポットとしてね、堀庭園以上にまた素晴らしい利用価値があると私は思います。その辺について、やはり、ただ受け付けをして、さあどうぞという感じでは絶対うまく運営できません。そのために、ガイドというものが必要になってきます。そして、ガイドは、温故館、知新館だけのガイドじゃなくて乙雄山も連れていかにかいかなのですよ。乙雄山と、さらに、皆さん、ごらんになっていない方もあろうかと思いますが、永明寺にある位牌堂。ああいう一連のものをお見せする、ガイドする。そういう仕組みが、もし取られるとするならば、これは、一遇チャンスですよ。

この際、いただいたほうが私はいいなと思っておりますが、誰がそれをやるかということですが、やっぱり、私は、旧堀氏庭園を守り、生かす会じゃありませんけども、地元、よりあの施設に近い所にある住民の皆さん方に立ち上がっていただいて、近くにある資産。自分たちの近くにある資産。町有資産であろうと、我々が守ろうと、そういう意気込みを町が。

町が指導してできるもんでもないかもしれませんが、そういう機運というものを醸成することで、私はあの施設は本当にいい。津和野にとって新たな。新たと言っちゃ御無礼でございますが、1つの観光スポットになり得るものだと感じておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 亀井温故館をはじめとして、別邸、庭園についてのことについてお答えをしたいと思います。

先般、全員協議会で御説明をしたあとに、温故館のほう、御当主帰ってこられておりましたので、お話を伺いに行ったところであります。その中で、いわゆる、議会の全員協議会の中でいただいた御意見も、一応、大まかに分類をして、全てお伝えをいたしました。反対の意見もあれば、温故館も含めてもらうべきだという、そういった御意見もあったということも包み隠さずお伝えをしたところであります。

その時に、御当主、今、町のほうへ申し出をしていただいているのは、別邸とお庭のほうということで、正式な線引きでどこからどこまでという詳しいところまでは線引きができておりませんが、おおむねでは、温故館の敷地を除いた部分というようなイメージでおられるというような感じを受けたところであります。

今後、詳細については詰めていく形になろうと思っておりますけれども、その時点でも、もう財団を解散をして、この際、全て町へ受け取ってもらいたいというようなお気持ちも若干あるような雰囲気でもございました。ただ、やはり、そこの部分を踏み切るだけの、まだ、意思は固めてはおられないということで、迷っておるといった雰囲気を感じたところであります。

いろいろな御意見があろうかと思いますが、無理やり、温故館を、これは町がもらいますというわけにもいかない。これは交渉事でもありますので、相手さん方のお気持ちも尊重しながら、今後、詰めていきたいというふうに考えております。また、そういった御意見もあったということはお伝えをしておきたいというふうに思っております。

一体的な管理でありますけれども、先ほど、教育次長のほうからも、ボランティアガイドのほうの説明ございましたけれども、当初は、森鷗外記念館単独でのボランティアガイドということでスタートした経緯はございますが、その後、観光協会のほうで全体をまとめた形のボランティアガイドを立ち上げられて、主なメンバー、ほとんどそちらのほうへ登録をされたということで、実際に、その定点ガイド的なことはなかなか難しいという現状でもあります。

そういったボランティアガイドの方々に、さらに、一生懸命勉強を重ねていただいて、亀井温故館も、もし運営をすることになれば、そのエリアの1つとして協力をしていただいて、全体的な流れを、また、観光協会、観光課とも協議をしながら、さらに深めていければいいなというふうにも思っております。きょう、板垣議員さんのほうから、貴重な御意見を数々いただいておりますので、参考にさせていただきながら、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 本当、私も、やっこの歳になって、少し津和野の歴史というものにちょっと触れてみたいなということになり、そういう気持ちが湧きまして、それこそ、いただいた。これ、たしか、成人式の日にいただいたものなんですけど、津和野物語というのは全部で10巻刊行されておるようございまして、こういうものは、やっぱり、若い時にはまあと思っておりましたが、今日になって、一つ一つページをめくってみますと、ああそうなんだ、そうなんだということで、やっぱり、これからの、ちいと言葉が早いかもしれませんが、体の元気な中で、何が私にとってできるのでしょうか。

そのことを思うと、やっぱり、ボランティアガイドというものを、やっぱり、どっかで勉強する。そして、勉強したものをどっかで生かしたい。そして、生かすことによって、いわゆる、津和野に貢献したというか。まちづくりに貢献した。そういう貢献が、やっぱり、結果的に、町歩きを自分が率先してやることで、歩こう会というような会もありますけども、健康維持にもつながる。これが三位一体だと私は思いますので、ぜひ、定点ガイドとか、ボランティアガイドに財政支援するんじゃなくて、そういうボランティアガイドの養成を何らかの形で養成するような講座開設っていうんですかね。それとか、この本は少し堅いですけど、やっぱ、そのボランティアガイドに頼るような簡単なそういうガイドブック的なものを予算して、広く町民の皆様に、町の宣伝役になってもらう。そのような仕組みを来年度予算の中で反映していただければ幸いですと思っております。

以上で。

○議長（沖田 守君） 回答もらいんさい。せっかくの提案じゃけん、どうぞ。

○議員（5番 板垣 敬司君） そういうボランティアガイドの育成にかかる考え方。そして、それに伴う経費、財政支援等考えていただけるものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今、観光ガイドクラブというふうにな名前もなっております。観光協会の下部組織としてきちり位置づけをして行っておるところでございますが、現在も、まさに、日本遺産等についても、ある程度の回数、研修を行っていただいた方には日本遺産を御案内いただける資格を与えるというのは、ちょっと上から目線であれかもしれませんが、になつていただけるというような形でも進めておるところでございます。

それと、議員御提案のありました定点ガイドにつきましても、次年度以降、すぐに、ちょっと、町単費での予算化ということにはなかなかかなりかねんかと思うんですが、何らかの補助事業等も活用することができれば、施設の方とお話をしてどういったガイドがいいのかという、町長の回答にもございましたとおりでございますが、そのあたりを踏まえて、それぞれに合う形で、また、試みてみたい。また、その結果をもとに、観光協会と一緒に考えてみたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃ、ぜひ、ガイドの養成等について御配慮いただければと思います。次の質問、もう時間が限られておりますが、林業施策ということで質問したいと思います。

第9回全国源流サミット in 島根県津和野町が10月20日に開催されました。冒頭、高津川の魅力と題しての錦織良成監督の基調講演がありましたが、まさに、本当に、大変感動いたしました。その中で気になることがありました。参加者が町民の方、何人ぐらいあったんでしょうか。座席はそこそこはなえてありましたが、空席は目立つ。さらに、津和野町民の私の知る限りでは、私の頭数で言やあほとんどおられなかったような気がします、どうだったのか。

そして、会場では、航空レーザー測量ができ上がったということでデモが行われておりましたが、少し近づいて、ちょっとちかちかっと見ましたが、何か、こう、今までの思いとはちょっと違って、うーんと思ったんですが、これらのことについて利用実績。そして、これからの活用等については、今後どのように考えておられるか。

そして、まち、ひと、しごと総合戦略事業評価にもあります美しい森としたことで安定した仕事をつくる。その中で、山の宝もう一杯プロジェクトか。ペレットストーブ、薪ストーブ等のこれまでの実績はどのようになっているか。そのへんについてお伺いをいたすものでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、林業施策についてお答えをさせていただきます。

第9回全国源流サミットは、高津川流域自治体及び関係機関で実行委員会を組織して、10月20日に津和野体育館で開催いたしました。基調講演には、本年度より撮影が開始された映画、高津川の錦織良成監督を迎え、全国源流の里協議会の関係者だけでなく、広く町民の方々にも参加いただけるサミットして呼びかけを行いました。協議会関係者や国、県からの来賓者以外の参加者は約250名で、町民及び周辺市町村からの参加者と推計しております。

航空レーザー測量の利用実績と活用は、これまで数社の林業事業体が来庁されて、樹種や本数、材積量等の現況確認を行っておりますし、地域おこし協力隊の作業道現場を地図上に記録して、作業道を敷設するための事前調査等に活用しております。また、地積調査実施地区で開催した地元説明会で、航空写真と赤色立体地図をプロジェクターで写しながら、境界確認を行いました。参加された町民からは、現地の様子がよくわかり、好評であったと聞いております。今後は、森林組合等の協力も得ながら、森林境界確認や地積調査を加速的に進めることができるものと期待をしているところでございます。

続いて、山の宝でもう一杯プロジェクトとペレット薪ストーブ等の実績はということですが、平成23年度から取り組んでおります山の宝でもう一杯プロジェクトについては、23年度は237トン。24年度666トン。25年度722トン。26年度373トン。27年度627トン。28年度1,009トン。29年度628トンで、30年度は、11月末日現在で196トンとなっております。現在の出荷登録者は149名です。

次に、ペレットストーブと薪ストーブについては、平成24年度から補助事業に取り組み、当初は、補助対象経費の3分の1以内、上限5万円で開始しましたが、平成28年度より上限額を20万円として運用しております。これまでの実績は、24年度11件、25年度9件、26年度2件、27年度5件、28年度6件、29年度4件で、30年度は11月末日現在で2件であります。これまでの合計は39件で、薪ストーブ21件、ペレットストーブ18件になります。

○議長（沖田 守君） 板垣君に申し上げますが、あなたの質問時間ないけ、重要な追加の質問だけにとどめてください。どうぞ。

○議員（5番 板垣 敬司君） 源流サミットでいただいた源流白書というのがありますが、これが、我々本町がこれから進むべき道ではないかなということで、大変示唆に富んでおりました。ぜひ、この具現化のために、関係者が一体となって御努力をいただきたいと思っております。

何はともあれ、この実行委員会の補助金400万円。一般財源から出ておりますが、私が実直に言いますと、こんなことで、こんな実行委員会ではよかったのだろうか。町民

への機運醸成のためにもっと有効活用しなければならなかった。そのための働きがもう少しできなかったのかと。そのように思うところでございます。担当課長、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 予算上は400万円で当初予算組ませていただきましたが、実質、補助金としていただけるお金が200万円と決定しましたので、補助金を活用して200万円でおさめております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） それじゃ、金額についてはそのようなことですが、源流サミットの意義。これからも大切にしまちづくりに邁進していきたいものだと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上、5番、板垣敬司君の質問を終わり、ここで2時10分まで休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

最後の通告者、発言順序11、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。12月議会の最後の質問ということになりますが、皆さん大変お疲れのことと思いますが、よろしく願いをいたします。

一番最後の質問者には、待ち時間とあわせていろいろと苦労もあるわけですが、前段の同僚議員の質問と若干重複する質問もあるかというふうに思いますが、どうか回答のほうをよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、2点質問をいたします。

1点目でございますが、津和野町医療の現状についてであります。

島根県のホームページを開いてみますと、地域医療の状況について、次のように掲載をされております。

全国的な医師不足により、地域や診療科によってはこれまでのような医療を受けることができない地域が生じている。本県においても県西部を中心に医師不足が深刻化し、県の医療情勢は極めて憂慮すべき危機的状況にあるというふうに書かれております。まさに津和野町にもこれに当てはまるのではないかとこのように思っております。そして、津和野町のように自治体病院を抱える課題として、次のようなことが指摘をされております。

不採算地区病院を抱える自治体は地域医療を確保するため、多額の繰り出しを余儀なくされている。また、地域の開業医の廃院等により自治体病院の役割が増大することが予測される。このように大変厳しいのが現実であろうというふうに思います。

そのような状況の中、本年10月長年地域医療に貢献をされてきました増野医院の増野精二先生がお亡くなりになりました。このことは地域住民にとって悲しみと同時に大きな驚きでありました。改めてお悔やみを申し上げるとともに御冥福をお祈りするものであります。

津和野町から医療の灯が一つ消えるということは、思いますと非常に残念でなりません。町民の皆さんは今後の津和野町の医療はどうなるのか不安と心配をされております。また今後、津和野共存病院及び日原診療所の役割はますます重要になってくると考えます。

そこで、次の点について質問をいたします。

1点目ではありますが、津和野町内の開業医の現状について。

2点目ではありますが、津和野共存病院及び日原診療所の医師、看護師の状況について。

3点目ではありますが、津和野町医療が抱えている問題点と課題について、質問をいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町医療の現状についてでございます。

11月末現在のところ、町内の開業医は内科系医院が2施設、眼科医院が1施設、歯科医院が3施設あります。

内訳を申しますと、津和野地域には内科系医院が2施設、眼科医院が1施設、歯科医院が2施設あり、日原地域には歯科医院が1施設であります。

日原地域にも内科系医院が1施設ありましたが、10月に医師が逝去されたことに伴い、唯一の内科系医院が閉院となりました。

2つ目の御質問であります。現在、津和野共存病院は内科及び神経内科、消化器内科、産婦人科、外科、放射線科、整形外科、小児科、耳鼻咽喉科の9科を診療科として標榜しております。

慢性的な医師不足の中、内科系は島根県の代診医師制度による支援を受けながら常勤医師4名を基本とし、内科系以外の診療科においては島根大学や益田赤十字病院等による支援をいただきながらこれまで地域医療を守ってまいりましたが、常勤医師である飯島献一副院長が7月26日から長期療養となりました。それに伴い、通常の診療に支障を来さないよう、8月から10月までの3カ月については、通常診療支援をいただいている島根大学、益田赤十字病院等のほか、津和野町内外の開業医の先生方、山口県、出雲徳洲会病院からも支援をいただくことができました。

また11月から12月には、県内公立病院の隠岐病院、隠岐島前病院、邑智病院、飯南病院に勤務する自治医科大学出身医師による支援を1名ずつ1週間交代で、益田赤十字病院からは急遽研修医を1カ月交代で支援いただいております。来年1月から3月は、当初の予定どおり、益田赤十字病院の研修医が1カ月交代で勤務することになっており、これとは別に外来診療については8月から来年3月までの長期にわたり支援をいただくことになっております。さらには、今回急遽の事態であることから、津和野町や法人としての支援要請のみならず、個人の縁故関係などあらゆる手段を駆使して診療体制を維持してきたところです。

日原診療所につきましては、平成30年4月から呉屋先生が常勤となり、4月から6月までは島根県からの代診医師派遣で支援もいただいておりますが、7月からは呉屋先生の1人体制で運営しております。

また、看護師につきましても奨学金制度を活用された方が資格を取得した後に、複数名ずつ継続して確保しておりますが、いまだ充足しておらず、津和野共存病院、日原診療所とも随時看護師及び准看護師の募集をしている状況でございます。

三つ目の御質問であります。津和野共存病院等地域医療基本構想の中でも示されているように、津和野町は今後において、高齢化と過疎化が一層進むことが想定されます。また、一方では限られた人的資源の中で、高齢化に対応した新しい医療の提供が求められているものと思います。具体的には、医療施設の増床よりも在宅医療、介護、予防医療、健康診断の充実が求められております。また、在宅医療、介護の推進には住まい環境の充実、住まい方の検討が不可欠です。これらを実現していくために、新たな経営戦略、集中と効率化を策定し、その事業計画化を進めているところであります。

指定管理者である医療法人橘井堂は、津和野町で唯一医療と介護の両方のサービスを同時に提供しており、今回、療養病床の施設転換、老健移転を実施し、来年4月には日原診療所の移転を控えております。4つの施設を2つに統合し人的資源の有効活用を目指しております。

今後、医療が機能分担したように、介護においても連携、機能分担を検討、協議していくことが人的資源及び人口減少に伴う利用者の確保につながると考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、少し再質問をさせていただきます。

まず増野先生の関係であります。私も小さいころから風邪などを引いたときには母に連れられて増野医院に行きましていろいろ治療をしていただいた、そういうことがあります。増野精二先生のお父さんの時代でもありました。とても優しく親切に対応していただいた、そういう思い出があります。そのようなこともありまして、今回、増野医院について、その歴史を少し調べさせていただきました。

大庭良美先生の日原町史を見ますと、天保11年、これ1840年ではありますが、江戸時代であります。天保といいますと、水野忠邦が天保の改革を行った時代であります。

その天保11年に増野ソウハクという方が長門の国から21歳にしてこの日原に来て医師を開業したとあります。その後も代々医師を続けられ、明治43年に、その後の、日原村でありましたが、日原村医が設置されたというときに増野モリオという方が第1号の村医に選任されたということになっております。そのモリオという方が亡くなられた先生のおじいさんに当たる方であるというふうに思います。しかし、その方が昭和4年に自動車事故のため亡くなられて、一時医院を閉鎖されております。その後、昭和21年に増野タカオという方ですが、先生のお父さんであります、一時閉鎖をしていました医院を再開され、今日に至っていたということでもあります。

私はこの歴史を伺ったときに、江戸時代から代々地域医療につかされたことは本当に並々ならぬ努力と地域に対する深い愛情をお持ちであったからだと改めてその功績に対して敬意を表したいと思うところでございます。

そこで、これまで増野医院にかかっておられた患者の方のその後のことが気になるところでありますが、新たな医院への紹介状や、あるいは薬の処方、また当番医等もされていたというふうに思いますが、そのあたりを担当課で把握されていることがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず増野医院に診療された患者さんでありますけど、ご子息さんのほうが紹介状等を書かれまして、ただこれは医療機関は書いておりません。これまでの薬の状況、あるいは診察の結果ということで、患者さんにおいてはそれを持って町内の医療機関、あるいは町外の益田赤十字病院等に通っておられるということで、在宅、鹿足郡医師会のほうの事務局からこのことはお伺いしております。それと、大変濟いませぬ。在宅当番医の件でありますけれども、増野先生のほうがこの3月まで何回かありましたけど、それは津和野共存病院と津和野地域の和崎医院のほうでその在宅当番医の穴埋めをしていくということになっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろいろと鹿足郡医師会の中心として対応をされてきたということで少し安心をしております。

また増野先生は、内科、小児科、そして耳鼻咽喉科の専門であったというふうに思いますが、学校、あるいは保育園の嘱託医等もされていたというふうに思いますが、その後の対応についてどのように今されているか、これについてお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 学校医については増野医院の先生が亡くなられた関係上、共存病院の院長のほうにお願いをしに伺いました。来年度からについては、呉屋先生のほうで日原地区の学校医のほうを受けてもらえるという形になりましたし、そ

れから就学時前検診がもう11月の28日に決まっております、それについては、日原小学校については須山院長、それから青原小学校についてはつわぶき医院の先生に受けていただくことになりました。

以上です。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 本課に関するところで、嘱託医の関係が2点ありまして、まず1点は、生活保護に関する嘱託医、増野先生のほうで引き受けていただいております。これにつきましては、例月、毎月定例に審査をしていただかなければならないということで緊急性がありまして、鹿足郡医師会のほうに御相談をさせていただいたところ、津和野の和崎先生のほうで既にもう引き受けていただいております。

それから保育園につきましては、日原保育園、それから青原保育園のほうが増野先生の嘱託医ということでお願いをしておりました。これにつきましては、半期に一度、子供たちの定期検診を行っていただくということになっておるんですが、この後半部分になっております。当初は12月ぐらいに予定しておったんですが、現在のところ、橘井堂のほう、もしくはあわせて鹿足郡医師会のほうと今協議をさせていただいております、この2園の嘱託医についてのお願いを今しているところであります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） いろいろと対応されているということでございますので、その辺をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

こういったように、一つの医療関係の病院が廃院になるということ、非常に大きな影響が出てくるわけでありまして。答弁にもありましたように、津和野町の開業医は各専門医院で6施設おられるわけですが、これらの開業医がおられることで、やはりこの津和野町、あるいは近隣市町村の医療が保たれているわけでありまして。ぜひとも今後とも末永く継続されることを望むところであります。

それでは次に、津和野共存病院と日原診療所についてお聞きをいたしたいと思っております。

津和野共存病院の関係であります、副院長である飯島先生が長期療養されているとのことでありまして。一日も早い回復を願うものであります。そういった関係で、大変医師確保が厳しい現実の中、大変努力をされ、現状維持に努められているということをお答弁から思ったわけでございますが、こういったときこそ広域的な支援や町内外の開業医の支援をいただいていることはとてもありがたいことで、感謝をしなければならないという思いであります。

そこで、3月まで何とか診療体制が維持できるというような回答がございました。その後、来年の4月以降についての見通しについてはいかがでしょうか。伺います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 現在のところ、島根県のほうにもお願いをしております。当然、今もしているような状況ではありますが、年度途中ということで、自治医科大学出身の病院等で校医を1週間交代と、あるいは益田赤十字病院の木谷院長を中心とした週4日の診療もいただいているような状況であります。来年度におきましては、町長のほうも島根大学の、今度、病院長のほうにもこのことをお伝えして、当然、須山院長、飯島副院長と島根大学の医学部出身でもありますので、その3名の教授の先生等にも足を運んでいるような状況であります。まだ確定ではございませんけど、島根大学から一応そういう常勤医師の派遣のあるんじゃないかということで、今月の12月のまた下旬に町長のほうとそのことをお願いに行って、どうにか常勤医師を1名確保したいと。

それから、島根県の地域医療支援会議で決定をされる自治医科大学、いわゆる義務年限、9年以内の医師ということが前提ではありますが、そういう自治医科大学の先生を中心として常勤医師をどうにか派遣をしてほしいと。ただ、これが1年間ずっとになるか、あるいは1カ月交代か、3カ月交代かということがありますが、町としましては、最低でも1年の長い期間での常勤医師を要望しているという状況になっておりまして、ただ4月以降のことですので、医師不足の状況でどのようになるか、今の島根自治医の関係も今4病院の先生方から応援をいただいておりますが、そこもやはり救急等もあつた形の中で医師派遣となっておりますのでどうなるかわかりませんが、どうにかそういう形で常勤医師を確保していきたいと思っております。

それと、益田赤十字病院のほうは、これまでどおり、厳しいときには津和野共存病院と一心同体ということで御支援をいただけるという状況は、木谷院長のほうからその言葉をいただいております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 非常に厳しい状況ではあるかと思っておりますけれども、最大限のひとつ努力をよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

次に、日原診療所についてであります。7月から呉屋先生の1人体制で運営をされているという回答でありました。この現在の状況では、呉屋先生の1人体制でこれはこなせる状況なのかどうか、これについて伺うと同時に、津和野共存病院の体制も大変厳しい状況であるわけですが、その影響がこの日原診療所のほうに影響が出るというようなことはないのかどうか、その辺について伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 呉屋先生のほうが1日当たり、やはり外来患者数30人程度という状況で、医療法人橘井堂の医局とすれば日原診療所のほうを呉屋先生のほうにこれはお任せをしていこうということでもあります。津和野共存病院のほうからインフルエンザ等の予防接種等は三輪施設長のほうが、毎日、朝、その予防接種で

いってええということで診療所のほうにおいては、そういう形での津和野共存病院、あるいは老健せせらぎの施設長が支援をしているという状況であります。医師がこういう状況でありますので、やはり医局の中でも日原診療所の運営体制、やはり津和野共存病院の病棟を基本とする中で、日原診療所の診療日数、いわゆる週5日の部分もどうかという議論もしましたけど、やはり日原地域においては内科系の医師が亡くなったということで町としましてもこの診療所においては、地域医療を守っていくためにそういう形で、今のところ、週5日の形で継続をしていくという状況であります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 回答でありましたように、内科医でありました増野医院が閉院ということですので、これ以上この地域で交代がないような、ひとつ最大の努力をお願いをいたしたいと思います。

次に、来年4月から日原診療所が老健施設せせらぎの2階に移転をするわけですが、普通でいいますと、やはり診察室というのは1階が一番ふさわしいというふうに思いますけれども、今回は2階ということになったわけですが。まず1階で診察ができるような状態にならなかったというひとつの理由を聞いて、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 患者さんにとってやはり1階のほうがスムーズに診療を受けられるということは、医療法人橘井堂の中でも御意見ありました。一番初めに検討したのが、今デイケアがあります。しかし、そこのデイケアにおきましては、医師が必ず従事していかなければならないという条件がありますので、そこで併設という形で日原診療所の今の1階の部分が2階に移ることによってデイケアも継続できると。ただ、今議員さん言われましたように、1階はどうかかということがありまして、デイケアに併設をして診療所を増築をしようかということも検討いたしました。しかし、今のデイケアのほうに増設となると、やはり3,000万から4,000万は増築で予算が必要になるということがありました。

それから、現在の感染症外来のほうを若干増築をしまして、診療所としてはどうかということだったんですが、やはりデイケアと診療所が道路を挟んでの位置になりますので、これが医療法上、やはりデイケアとの併設ではないということがありましたので、現在のところは断念をして、感染症外来のところの診療所をした場合、じゃあ、そこへデイケアを増築したらどうかという検討もいたしました。しかし、工事費等見込んでも4,000万、5,000万は概算でも必要ということで、この財政状況の中では非常に厳しいということも医療法人橘井堂のほうもその辺も検討して、町とも協議をしまして、現在の東棟の2階のところを診療所にする。ただし、診療所が2階になるので、非常に患者さんにとってはわかりにくいということも協議をいたしましたので、そこはちゃんと診察を受けられる場合には職員をつけてそのように2階にスムーズに行けるように橘井堂としても対応をとっていくということを伺っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 2階にもう診療所が移転するということでもあります。

回答もされましたけれども、エレベーターを使って2階に上がらなくてはならないということでもありますので、高齢者にとって、あるいは体が不自由な方にとっては乗り降り大変だというふうに思いますが、そのあたりの対策について、ぜひ考慮していただいてをお願いをしたいというふうに思っております。

いろいろと問題点、課題についてもお聞きをいたしたところでございます。大変高齢化社会を迎えて、今津和野町の現在の65歳以上の人口割合が47.7%、もう島根県一の高齢者社会を今迎えているわけでございます。特に、病院、医療施設というのが本当に大事な、住んでいくために本当になくてはならない重要なものでございます。下森町長におかれましても医師確保に奔走されているというふうにも思いますが、厳しい状況ではありますけれども、どうか医師確保に向けてさらに努力をお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

つぎに、CATV事業についてでございますが、平成29年より取り組んでおりますCATV設備更新事業が日原地域において完了し、加入手続等が行われております。

多大な財政投資をしての本事業は、従来よりも画質や通信速度に優れたシステムに移行するもので豊かな町民生活につながることを期待をされております。

そこで、次のことについて質問をいたします。

現在各戸に配付されているセットトップボックス加入手続、チラシでございますが、町民にこれ理解をされているのかどうか、手続の、そしてまた、手続の主な点について説明を求めたいと思います。

2点目でございますが、インターネット回線の手続についてはどのようになっているのでしょうか。これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、CATV事業についてお答えをさせていただきます。

旧日原町を工事対象エリアとして、平成29年12月に着工した津和野町ケーブルテレビ設備FTH化第1期工事につきましては、1,620世帯を対象として、光幹線伝送路延長12万101メートルなど、総事業費7億1,135万8,978円、その内訳は、工事費として6億7,481万8,560円、設計施工監理費3,596万4,000円、4K用カメラ等備品57万6,418円、その財源内訳といたしましては、国庫補助金予定額2億5,089万2,000円、津和野町負担金予定額4億2,792万7,018円、吉賀町負担金予定額3,253万9,960円により、平成30年9月27日に竣工いたしました。

今回新たに配備いたしましたBS4K放送が視聴可能な4Kセットトップボックスにつきましては、平成30年11月15日から予約受付を開始しており、キャンペーン

チラシを作成し、吉賀町及び旧日原町の加入者3,962世帯へ郵送したところでございます。また、加入手続につきましては、チラシ裏側の申込書に必要な台数と確認事項を記載し、サンネットにちはらまたは津和野町、吉賀町の窓口を持参、郵送の方法により提出していただくようお願いしているところでございます。4Kセットトップボックスのお申し込み状況につきましては、12月5日現在で20件の申し込みがあり、内訳として津和野町が17件、吉賀町が13件となっております。また住民、そうですね、ごめんなさい、大変失礼いたしました。内訳として、津和野町が17件、吉賀町が3件となっております。また住民の皆様から、4Kセットトップボックスの交換を行わなければケーブルテレビが視聴できなくなるのかなど、これまでおよそ50件程度のお問い合わせがあったところでございます。

今後につきましては、今回のお問い合わせの状況等を踏まえて、サンネットにちはら局内においてPRビデオを作成し、4K放送の仕組みや手続の方法等について住民の皆様にも周知してもらいたいと考えております。

続いて、二つ目の御質問であります。インターネット回線のサービス提供につきましては、FTTH事業が終了した旧日原町エリアの加入者に対しましては30メガから1ギガを、吉賀町エリアの加入者に対しましては100メガから1ギガの高速通信サービスを新たに提供させていただいております。手続につきましては、所定の申請書に必要事項を記載し、サンネットにちはらまたは津和野町、吉賀町の窓口へ提出していただきますと、早ければ申請当日から希望するサービスが御利用になることができます。

なお、1ギガのサービスにつきましては別途宅内工事が必要となります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この配付を今各戸にされております。私のところにも来たんですけど、ざっと見たとき、これ皆さん、町民の皆さん、すぐ理解できるかなという感じがしておりました。津和野町議会の皆さんにはこのことわからないと思いますけども、そういったことで少しこのことについて質問をしたわけでございます。

まず、ちょっと基本的なところから少しお聞きをしたいんであります。その前に、最初に事業費について回答がありました。これ総事業費は7億1,135万、約、これ日原地内のことでありますが、そして、そのうちで補助金2億5,000万程度の補助金ということですが、これの保育園のあと残りの部分でございまして、過疎債を充てておられるというふうに思いますが、この過疎債の充当率と交付税措置がどれぐらいのあるのか、まずその辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 起債、その財源につきましては、過疎債ソフトを、過疎債を充当しておりまして、交付税措置は7割でございます。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） これ過疎債は100%なんですかね。充当されるのは。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 充当率は100%、これでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） わかりました。今交付税措置が7割ということであり
ますので、3割ほどがもう今年度に住民負担として残ってくるということだろうとい
うふうに思います。

そこで、セットトップボックスの関係であります。このチラシの内容であります。この内容は平成30年12月1日から開始される4K・8K放送に対応するため、4K STBボックスの貸し出しを始めますということであります。設置費用、これを3,240円ですが、これを無料として、合わせて使用料を3カ月分、1月930円で3カ月で2,820円ありますが、これを無料とするキャンペーンを実施する。それで申し込み受付期間を11月15日から12月28日までということになって、そして、ただし数に限りがあり、先着80名であるということでもあります。

またもう一つは、BS、あるいはCSを視聴するためのSTBボックスについて新しく取りつける場合は設置費を無料とするというようなことではありますが、ちょっとお聞きしたいのが、このセットトップボックスというのは、BS放送、あるいはCS放送、また4K放送を見るために必要なものだというふうに思いますが、ただ普通のこれデジタル放送、これを見るだけならこのものは必要ないのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ケーブルテレビの視聴でございますが、まず基本の部分、基本視聴というところがございまして、これは月額1,540円、いろいろ高齢者の方等割引がありますが、これについては基本チャンネル、これデジタル放送、山陰の山陰放送、日本海テレビ、山陰中央テレビ、NHK、NHK教育、それから山口朝日放送、このテレビを見る部分と、あとケーブル電話、こうした告知端末というところは1,540円で、これで基本的にはテレビが見られるということになります。

このセットトップボックスというのは、先ほど議員から御指摘があったように、BS放送とCS放送を見るためには、このセットトップボックスを設置していないとごらんいただくことができないということでもあります。

従来、セットトップボックスというのは、これはBS、それからCSというのは通信衛星の放送を受信するというので、アニメであるとか釣り番組であるとかそういった部分ですが、これについての視聴をするためには月額510円で皆さんセットトップボックスをつけていただいて、今でも放送をごらんになっていると、これが現状であります。セットトップボックスをつけていない場合は、先ほど言いましたNHKとかNHK教育とか、地上デジタル放送を見られる場合にはこういったセットトップボックスは不

要ということになりまして、基本的にはこのパターン的にいいますと、ごらんいただいている方法というのはセットトップボックスをつけなくて、山陰の3波、NHK、山陰放送、日本海テレビ、あと山陰中央テレビ、あと教育放送、それから山口朝日放送、この地上デジタル放送をごらんいただく際にはこのセットトップボックスをつける必要はないということで、今ごらんいただいているというふうに思います。

今回、このセットトップボックスというのは、BS放送、NHKBSであるとか、あとBS朝日であるとかこういった部分を見れる部分と、それからもう一つは、CS放送ということで、ドラマであるとか映画であるとか、これ特別にまた料金かかりますが、この3つのパターンといいますか、方法によって皆さんテレビをごらんいただいていると思います。今回、このセットトップボックスという部分で4K放送というのが新たに12月1日から放送されるということになって、この4K放送を見るためのセットトップボックスは、今回、住民の皆さんにチラシとして御案内をした4Kセットトップボックスというその機器ということになります。

したがって、このSTBチャンネル一覧表というのがこの後ろに、ちょっと議員さんしかちょっとわからんかもしれませんがついていていると思いますが、この料金表というのが一番下のほうに書いてありまして、ここのセットトップボックスというのが、従来からBSとCSが見られる510円です。

もう一つ、今回、チラシの中で御案内したい部分が4KSTBというところ。これが先ほど議員さんが御指摘になったような940円という、月額940円で見られると。今回、問い合わせ50件以上いただいておりますが、このチラシをごらんになって、基本的にこのセットトップボックスをつけんにゃいけんのかというような御質問が多々あったという、一番質問の中で多かったのが、つける必要性があるかとかということです。今回、HCF Aから、同軸ケーブルから光ファイバーのほうに、光のほうに、今、工事をしてかえとるわけですが、これの工事によってこのセットトップボックスを必ずつけんにゃいけんちゅうことはなくて、基本的に、御自宅のほうでBSを見たい場合はこのセットトップボックス、BS4Kを見たい場合、4KBS放送の4KBS用のセットトップボックスをつけていくというような選択の中でのチラシということになりますので、現状的に変える必要がないというふうにお考えの御自宅の世帯については、何らこのセットトップボックスに変える必要が全くないということでありまして。ただ4KのBSを見ようと思うと、この4Kセットトップボックスが必要だということでありまして。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） わかりますが、それで4Kの関係ですが、これ4Kテレビを、今ごろ4Kテレビは販売しておりますね。それで4Kテレビで、チューナーというものがちゃんとついたら、もう、それはセットボックスなんか要らんのです。そのまま見れる。ただ、4Kテレビでチューナーというのがついていない部分につい

ては、このセットボックスを取りつけないと4Kが見られんということですか。そういうことですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長、もうちょっとわかりやすい説明。わかりかねる。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これ、先ほどのことですが、4Kテレで。チューナー付とチューナー付でないものと2つ種類があります。チューナー付の分は御自宅でも、これは、多分アンテナをつけて、それで見れるというふうに思いますが、4Kテレビのチューナーがついてない部分については、このセットトップボックスをつけないと、4KのBS放送等は受信できないということになります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それですから、普通、どうなんですか。今の家庭で見られるテレビは4Kテレビでない人も当然おられますよね。それはだめです。当然、見られんですよ、4Kは。何をつけても。それはそうでしょうが。

それで、私ちょっと思ったのは、この4Kテレビ用で4K放送を見ようと思えばそれが要るんだということですが、先着80名ということですよ。これ、80名というのは何なんですかね。80台しか準備してないということなんですか。どうなんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） これ、全国で12月1日からということで、これ、パナソニックの製品ということで、サンネットにちはらのほうでリースする機器が、今、現状80台しか予約上は取れないという状況になっております。12月に入ってから、もう80台追加で配置をさせていただくということになっておりますので、現状的には、今20台ほど申し込みがございますが、現状的には160台、私どもは今確保して、この4KのBSを見られるためのチューナーをリースしているというような状況になっております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） そうですね、台数はしっかりと、これから津和野地区もそういったことが出てくるかというふうな時に対応できないというふうに思いますので、160台ということでもありますので、そのへんは足りるのかわかりませんが、あるということですね。

それで、今回、キャンペーンということで、12月28日までに入った人には、先ほど言った無料とかということをしておるんですけども、これ、何でここまで急いで、こういうキャンペーンまでやって、加入を進めておられるのかということなんですよ。

まず、4Kテレビそのものが、私、ほとんどの人、これ、わからなんのんじゃないかと思うんですね。私も、錦織圭は知っておりますが、4K、8Kというのは、本当、わからんのですよ。どういう、映像が、確かに、きれいに映るといのはわかるんですよ。

わかりますが、本当に、どれくらいきれいな映像で見れるかわからない。むしろ、こういうキャンペーンをやるより、私は、そういった4Kテレビをどこかに準備して、実際に見てもらって、体感をしてもらって、それで、まあ、これを考えてみようかと思えば、やっぱり注文。セットボックスをつけてもらうとか。そういうことが、まず、最初になければいけないと思うんですよ。

これ、もう、急いでこんなことをやられる。私は、ちょっと理由がわからないし、12月いっぱいに行った人は、これ、全部足していくと六千なんぼぐらいの無料になりますよ。それで、1月に仮に申し込めば、これは全くないんでしょう。でも、そういうやり方は、公共団体ですよ、これ。うちの事務組合がやる仕事ですよ。民間なら、こういうことを、当然、僕はやると思いますが、しかし、こういうやり方が本当にいいのかどうかということもちょっと感じたんですよ。まあ、12月いっぱい、どれくらいの方が申し込められるかわかりませんが、そこで終わっちゃいけないと思いますよ。せめて、3月ぐらいに余裕を持たして、このことを対応していく必要が私はあるような気がするんです。何か、そういう、まず4Kをどういふものであるかということをしっかり体感してもらおうというような、そういうサービスを、まずされるべきではないかな。そういうふうと思うんですが、そのへんいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 最初に、こういったことで加入促進するというので、1点目は、この総事業費、先ほど町長が申し上げたとおり、7億円かかっているということで、基本的に、国庫補助金というのが、これ、光化促進という4K、8Kの光化促進補助事業という。これによって、大体2億幾らの金額の補助金を受けている。この、国が出している。私どもがFTTH化するために取ってきた補助金というのは、インターネットの関係の情報通信と、それから、ケーブルテレビの4K、8Kを促進するための補助金という。そういう名目の中で、国が交付をしている補助金であります。この交付決定自体も、全国で幾つかのケーブルテレビ局がございましたが、29年度で交付決定を受けた中で2億円を超える補助を受けたのは、私どもが、鹿足郡事務組合が一番多い交付金額ということになっております。

そういうところを考慮しまして、この4K、8K用の光化促進補助事業という事業で交付されている補助金が2億円以上、本町については入ってくるという。そういう状況を踏まえて、私どもとしては12月1日から4K放送が始まるというところを、なるだけ加入していただくという思いの中でこれをやってきたということで、その3カ月分の無料とか、そういった部分も含めて、使用料等についても減額をする中で皆さんに加入してほしいというようなキャンペーンを打ったということになります。

もう一点は、この4K用のセットトップボックス、事務組合のほうで使用料というのを、この間、可決していただいたということになります。この月額使用料というのは910円ということでございまして、普通のセットトップボックスと4K用のセットトッ

ボックスの金額の差というのは400円ぐらいの差になるという。400円プラスして4Kを見ていただくという。そういったふうな形になっているわけなんです、その使用料についても、これ、5年間のリース料を12カ月、1月当たりで、単価で割り戻した額が大体900円ぐらいということで、事務組合的には、これを皆さんに見てもらおうというところでは、リース料とイコールの金額で皆さんにお貸しをして、なるだけ多くの方に、この4K放送をごらんいただきたいという思いの中で、こういうキャンペーンあるいは価格の設定というのをさせていただいたということでもあります。

もう一点、4K放送が、今から、どういうふうに見えるんかというところ。ケーブルテレビ局には、4Kのテレビを、今、設置をさせていただいておるんです。そのテレビ自体は誰でもごらんいただけるような形で、4K放送を受信した部分で映像も見ていただけるようになっています。

町長の答弁にもありましたが、この周知というのをどうするかということですが、これについては、局内でコマーシャルビデオをつくりたいと。この中には、議員御指摘になったような、ちょっと4K放送のわかりやすい部分のところの、住民の皆さんにわかるように、正月明けぐらいから、この4K放送のCM的なビデオを局内でつくって、ごらんいただくような形を取りたいというふうに思っています。

先ほどありましたように、今月だけで、そのキャンペーンどうなのかと。旧津和野町の中山間地、今からなんで、そのへんについては、時期的なものも公平のような形でキャンペーンも打っていかないけんと思いますが、この先々も、そういったところはいろいろ考えさせていただく中で、この4K、8K放送の光化促進事業という補助金を、第2期の部分についても交付を多くいただいております。予算の財源内訳としては一番多く占めるところでございますが、そのへんのところも踏まえて、国に対して、この補助事業というのがそういった性格のものというところも踏まえて、4K放送については、住民の皆さんになるだけ多く見ていただきたいというところのキャンペーンを打ってきたというところが、現状、今なぜというところについては理由ということでもあります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 補助の目的が、そういったものを進めていくというための補助金であるということでもありますけども、最初に財源の話がありましたよね。相当な財源をかけてやって、当然補助もありますよ。しかし、自己財源も3割。これ、過疎債を返還していく。それは、みんな町民の負担ですよ。それですから、誰もが公平に、これ、やっぱりサービスを受ける権利があるんですよ、町民が。

そういうものの中で、一定期間の中で、早くあんたらやりさりや、安してあげますというようなことを、この間、ちょっと見た時に、どうなんかと思ったんですよ。みんな公平にやってあげればいいんですよ。だから、それと言われても、もう、このチラシを配っておられるんで、そんなことをとめるわけにはいかんと思いますが。

できれば、もう少し期間をおいて。今、これをあれでしょう。サンネットのほうでも、
どういふもんかということ、皆さんに詳しく説明するようないふこともあると思ひますよ。
それ、今すぐ始められて、すぐ行かれると思ひません。もう少し時間を見て、私はこの
キャンペーンでももう少し延ばして、多くの方がこれを利用してやれるようないふ方法を、
ぜひ、取っていただきたい。そういうことを思ひております。

それでは、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わります。

10月定例会、11名の質問者、全員が終わりました。以上で、一般質問を終結をい
たします。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本
日はこれにて散会といたします。大変御苦勞でございました。

午後3時07分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 30 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 30 年 12 月 12 日 (水曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 30 年 12 月 12 日 午前 9 時 00 分開

議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 120 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 3 町長提出第 121 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 町長提出第 122 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 5 町長提出第 123 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 町長提出第 124 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 町長提出第 125 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 8 町長提出第 126 号議案 平成 30 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 町長提出第 127 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 発委第 2 号 津和野町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 11 請願第 2 号 消費税 10% への増税中止を求める意見書の提出を求める請願について
- 日程第 12 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 13 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 14 議員派遣の件
- 日程第 15 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 町長提出第120号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について
- 日程第3 町長提出第121号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 町長提出第122号議案 平成30年度津和野町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 町長提出第123号議案 平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 町長提出第124号議案 平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 町長提出第125号議案 平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 町長提出第126号議案 平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第9 町長提出第127号議案 平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 発委第2号 津和野町議会会議規則の一部改正について
- 日程第11 請願第2号 消費税10%への増税中止を求める意見書の提出を求める請願について
- 日程第12 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第13 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。

引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成30年第8回12月定例会、最終日4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は、12名の全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、後山幸次君、11番、岡田克也君を指名します。

日程第2. 議案第120号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第120号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 参考までにお聞きしたいと思いますが、この給料表がございまして、その一番最後に再任用職員の号給表とございますか、給料表がございまして。現実的なこととして……。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗議員、120号では出てまいりませんが、次の議案に入ります。

○議員（7番 御手洗 剛君） 失礼しました。

○議長（沖田 守君） ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第120号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第120号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第121号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第121号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 大変失礼をいたしました。このここに示されております給料表でございますが、職員につきましてはこのような形になっておるといことは理解できますが、一番最後でございます再任用職員の給料表の、要は7級と何かを見てみますと、35万6,800円というふうな数字が出ております。これについて、現実的にこういったことがあるのかどうか。かなり高額なものも示されておるわけですが、現実的なところを教えてほしいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。現在、再任用制度職員としております方が2名ほどおるんですけれども、いずれもその7級と、ここには1級から7級までの区分が表示しておりますけれども、身分的には主任主事というふうな状況でございます。2級、3級ぐらいのところでの給料表の適用だというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第121号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第121号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第122号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第122号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 総務費ですが、29ページ、定住対策事業費の空き家バンクに関して、349万9,000円の補助金が出ています。これは確かめるようですが、空き家バンクに登録されている物件を借りた人がその家を補修するのに補助金を出すんですか。それとも空き家バンクに登録されている所有者がその登録されている物件が古くなったから改修する、そのときに出すんですか。今のをちょっと。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 空き家バンクに登録されて、1件当たり50万円を上限にしておりますが、所有者が出す場合と、それから借りる側が出す場合と、この辺については2通りのパターンがあるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） どちらもそれなりの資格で出していくということですね。

もう一つ確かめたいのは、ちょっと町民の間でこういうあれがあるんです。空き家バンクに登録されている家屋が近所にあるんだと。ところが、それが所有者がいないわけで空き家になっているから草木が要するにぼーぼーになってくるんだと。そうすると周りのいろいろな問題に対してちょっと問題が出てくるんというんで、それは役場が管理してくれるんだから、そういうときには役場に、要するにこうこうで庭木を手入れしてくれというふうに連絡すればいいんだと、つまり、空き家バンクに登録さえすれば、あとは役場に管理が移っておるはずだから役場が全部管理するから、そういうことになっていますけど、本当にそうなんですか。どうなんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 基本は、その家の持ち主という所有者ということになります。空き家バンクに登録しませんかというような御案内というのは、つわの暮らし相談員という私どもが集落支援員として2人、今、配置をしております

が、その方々がそういった物件の斡旋を行う。ただ、所有者と借主という間の中で、これは住宅の専門員さんがうちの町にも1人ほどおられますが、契約上の法律的な問題をクリアするためには、その方が契約の中に入っていくというような仕組みの中で貸し借りをを行うということになっております。

私どものほうにそういった草木がどうかというところも御相談はあるわけですが、基本的には所有者の責任というところで、私どもが所有権を持っておるわけではございませんので、その辺についてはそういう御相談があったときにはうちからも所有者の方に申し上げることはありますが、責任は所有者にあるということでありませう。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 所有者は、大体、空き家ですから外へ出ています。町外へ。登録だけしているんです。それで、管理はわからない。だから、役場に登録したから、あとは役場がやってくれるものだろうと思っている方もいらっしゃるし、周りのよその住民もどうも空き家バンクに登録したらしい、だから、町が管理するんだから汚れたりそこに何かのふぐあいが出た場合は、草木にしても、それは役場にクレームをつければいいんだと、こういう理解になっていきますので、ひとつここはちゃんと広報なり、それからそういうことでちゃんとするようにそこを。そうしないと、いろいろな意見が私の耳に入りましたけど、どうなんかなと一体ここはと。そういうことをしっかりしながら、これは進めていってほしいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長、先ほどの基本的にはというような回答だから、今、丁君が質問のようにそこをきちっと答弁をしないと、基本的にはそうなんだけれども相談があれば役場が何とかするというような意味合いに受けとめられるから、そこをきちっと。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 大変失礼しました。所有者の責任ということでありまして、ただ、議員御指摘のように誤解等も生じているということであれば、広報等でいま一度、その空き家バンクのあり方というようなところも含めて周知をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 27ページ、情報処理費の備品購入費、パソコン、OSサポート更新に伴うパソコン購入費2,354万4,000円、2,354万4,000円とは普通のノートパソコンなら100台ぐらい買えるんですが、どういう代物なんでしょう。何台。

それともう一つ、69ページの一番下から3行目です。無電柱化推進する市区町村長の会負担金、これは3,000円ではありますが、一般質問でもさせてもらった事項なんで、ちょっとどういう会でどういうことをするのか教えていただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 情報処理費の備品購入費 2,354万4,000円と
いうことでございますけれども、いわゆるOSサポートのサービスが期限が切れると
いうことで、今、Windows 7のOSをサポートで使っておりますけれども、そ
のサービスがなくなるということで、Windows 7にOSを更新するというもの
であります。

対象のパソコン台数は約200台であります。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 無電柱化を推進する市区町村長会の負担金でございま
すが、3,000円となっておりますが、この会は地域の住民の生活環境の改善や地域
の活性化を図るため、防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形
成、観光振興の観点から無電柱化を政府、民間と連携、協力を得ながら推進していく
ことを目的に、平成27年に設立をされております。

島根県では大田市、安来市、飯南町、本町が加入しておりまして、全国で290の自
治体が加入をされております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ページで言えば、30ページ、31ページの津和野城
山整備事業費でございまして、今回、賃金として61万8,000円、そして委託料
として3つの委託業務に対してそれぞれ総額が905万出ておりますが、少し内容
をお聞かせいただいて、この事業をどのように進めていかれるのかお聞かせいただ
きたいということが1点。

それから、歳入のほうで14、15の民生費の県の補助金がありますが、1,728万1,
000円の重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業費補助金というのがあり
ますが、この補助金が歳出のほうでどのように配分されて、どのような事業内容なの
かお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、城山整備についてでございますが、賃金につ
きましては、埋蔵文化財系の調査といいますか、発掘をする必要がございますので、
その関係で賃金を組んでおります。それ以外の委託料系の移動につきましてござい
ますが、遊歩道の、中国自然歩道ですが、遊歩道につきまして、一応測量は済みま
した。今後、今の埋分の調査等も影響はしてくるんですが、既存の遊歩道拡張、大幅な
拡張はございませんが、多少のり面の整理とかする場合に、埋蔵文化財の点から問題
があってはいけないということで、その調査をした上で実施設計に入っていくとい
うことの予定にしております。

それから、町道城山線、津和野高校前から稲成神社までのところでございまして、あ
の途中の中国自然歩道の遊歩道の登山口の部分で、今、町道がカーブをしておると

を直接つけてあそこに人だまりをつくろうという計画になっておりますので、その部分の測量設計に入っていくという部分、それから若干、今、全般的な各文化庁を初め、各省庁等、県も含めていろいろ申請業務が出てまいります。協議、申請がありますので、その部分の支援を受けている部分で若干業務量がふえますので、56万2,000円の増額をしておると、さらに、森林整備業務委託料という形で220万を組んでおりますが、これにつきましては、いよいよその中国自然歩道沿いにまずなると思いますが、除間伐に入っていくということで、当面のところで220万円の整備の業務委託を組んでおるといところでございます。

当初、埋分等の調査について委託をして進めようということでしたが、その部分については700万円程度組んでおりましたが、その部分については今回減額をして直接的に対応するというところに教育委員会としても方向を決められたようでございますので、その分を受けまして今回補正をさせていただいておるといところでございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 15ページの重度訪問介護等の利用促進にかかる市町村支援事業費補助金の1,728万1,000円についてであります。これにつきましては障がい者の自立支援給付に関するものでありまして、障がい者の自立支援給付につきましては、通常、居宅介護であったり短期入所であったり生活共同援助であったりいろいろな項目があるところであります。

これにつきましては、通常でありますと国がそのうちの2分の1、それから県が4分の1、市町村持ち出しが4分の1ということがほとんどのところで規定をされているんですが、ただ居宅介護につきましては、これは国の基準額がありまして、この国の基準額を超えますと全てが市町村の持ち出しということになっております。

今回、補正予算のほうでも上げさせてもらっていますが、居宅介護が伸びておりまして、その分もう基準額に到達しておるんで、そこから上の部分がもう入って来ないということになります。それに対しまして、これは例年のことなんですが、県のほうがそれに対する補助金をまたつけて出してあります。それがこの1,700万でありまして、今回、例えば11ページのほうの一番下に障害者自立支援給付の国庫負担、700万減、それから次のページの13ページ、県の負担金350万ぐらい減、合わせて1,200万円プラス支出のほうの例えば41ページの障害者自立支援給付の居宅介護500万増、大体これが合わせまして1,700万ぐらいの部分を今回補正でそのまま県の補助金として上げておるといことであります。

そういうことなんですが、簡単に言いますと国が出さない部分を県が補填をしてくれている部分ということになるところであります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ページは30ページ、上段の関係、委託費というのはやっぱりそれぞれ委託先というのはどういう形で選定されるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 委託先については、これについては基本的に現状の業務支援等をやっていたいておる部分で、現在測量とかをやっていたことについては測量をしておりますので、それをもとに選定をしますので、そういう部分については随意契約ということもあり得ると思います。

その他事業については、町のおおむね入札に関する規定にのっとり行うということになるというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 91ページの図書館システム構築委託料ということで、791万8,000円ほど計上されておりますけれども、これは新しく建設される日原図書館のことだと思いますが、このシステムというものがどういうものであるのかということ、またそれで津和野地区にも当然、図書館がありますけれども、そこあたりはこういうシステムは構築されているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 渡邊次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 図書館システムのことについてですが、今現在、日原図書館、津和野図書館とも同じシステムを使っておって、今、日立さんのほうで使っておるんですが、新たに更新をしないという形になりましたので、日原図書館を新設すると同時に津和野図書館のほうにも同じものを入れるという形でクラウドサービスクライアント周辺機器、あとシステム構築作業費等を含めた金額を今入れております。今月、予定ではプロポーザルを予定しておりますので、まだちょっと具体的などころには、業者等には至っておりません。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、39ページ、社会福祉総務費の貸付金、社会福祉法人つわの清流会貸付金の450万円、これがどういった貸付金になるのかお尋ねいたします。

2点目が、85ページからなんですけれども、小学校の学校管理費において説明では空調設備の設置に伴い電気料等の増額という御説明でありました。この空調によって夏、冬と快適な学校環境の整備が整ったわけなんですけれども、これによるその増額分というのが大体年間でどれぐらいになったのかという部分、大体で構いません。

それと、この増額した部分というのが財源が一般財源から賄われているということで、そうしたときに学校の予算の中で、枠で大体これぐらいと決められているのか。予算が少ないからほかの教育費の部分にしわ寄せがいつてはいけないという部分で、どれぐらいの予算枠があるのかということ、例えば、夏場は28度だとかいろんな設定する温度

とか決まっていると思うんで、そういった要綱などがあればお知らせいただきたいと思います。

それと、99ページからの教育魅力化推進事業費の中で、教育魅力化推進事業費の報酬として教育魅力化コーディネーター等の不用額での減額と、賃金、外国語支援員賃金不用額が減額されております。これは当初では、その増員するというお話があったように記憶しているんですけども、恐らく募集に応募がなかったのかなと思うんですが、それによる影響といたしますか、当初見込んでいたものと現在の状況についてわかる範囲でお知らせいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 39ページの社会福祉法人つわの清流会貸付金450万についてであります。これは昨年度お願いしたような形とほぼ同じになっております。運営費についての一時的な資金ショートが起こる可能性があるというところになっておりまして、これまでも何回か説明させていただきましたが、今年度、2年目になりまして、ある程度運営が底堅くなってきたところではあったんですが、国の制度改正によりまして収入が当初の法人の予算作成のときよりはちょっと落ちていきます。作業所について、約年間30万ぐらいの影響があります。それから放課後等デイサービス、いわゆる子供の関係であります。これについては二、三百万程度の影響が出ているということで、毎月10日が給料日の支払日になるわけなんです。1月10日の給料の支払いのときに約420万ぐらいの資金ショートが起こることになっております。

ただし、3月31日といたしますか、今年度の決算時においては昨年度の繰越金もありますので間に合うということなので、一時的にまた借入れをお願いしたいということが要望がありまして、今回また上げさせてもらっております。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 先ほどの学校管理費の光熱費についてのことでございますが、新たにエアコンを設置した学校もそうなんです。最初からついているというか前からついている木部小学校とか青原小学校についても、ことしはかなりの酷暑であったという形で電気料が増大しているという形です。

特に、その学校に対しての設定といたしますか、28度で設定してくださいということは申し上げておりますが、学校自体がその辺は加味してやっておられるという形です。

特に電気代もそうなんです。漏水等があるところによっては、水道料が上がっているとかいうところの保証等もこれに含まれています。

もう一つの教育魅力化のことでございますが、コーディネーターについては御存じのように募集してもなかなか見つからないという形がありまして、今の予定では2月から3月、2カ月間については該当者がおられるという形で10カ月分の減額をこのたび出しております。

同じく外国語支援員についても募集しても結局見つからなかったという形で、このたびおろさせていただきました。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 85ページ、89ページとかにあるんですけど、防火設備保守点検委託料というのがあるんですが、これは年間的に多分計画的にやれるはずなのに、なぜ補助が補正で出てきたのかなというのを教えていただければ。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 防火設備の点検、検査については、確かにうちのほうの担当者のほうも落ち度がありましたが、ことしの10月になって島根県土木部建築住宅課のほうから文書が届きまして、防火設備の点検、検査を行ってくださいという形の文書が届きまして、急遽このたび上げさせていただきました。防火設備については、28年6月に建築基準法が改正されたという形で、今後、毎年1回点検を行う必要があるという形で、防火扉、防火シャッターという形に関係するところに関しては、今後31年度に関しても行っていく予定です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第122号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第122号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第123号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第123号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第123号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第123号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第124号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第124号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 18、19ページになります。生活支援コーディネーターについて説明があったと思うんですが、この生活支援コーディネーターについて具体的にお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） きのう、一般質問でその話が出たので説明をさせてもらったところでありますが、津和野町生活支援・介護体制整備推進協議体という整備の中で29年度にまとめがありまして、その協議体のいわゆる役割の中に生活支援コーディネーターの選出に関するということも入っております。あわせて、県内においてほぼ全市町村が今のところ生活支援コーディネーターというのを選任をしております。本町の場合、大変申しわけなかったところなんです、おくれたような形になっておりまして、この1月から社協のほうで受けていただくということで、話がやっつきました。

これにつきましては、第1層における生活支援コーディネーターにつきまして国庫補助等も入りまして、マックス800万、それから第2層、いわゆる中学校単位区域に分けたものとして各400万ということがありますが、本町の場合はまず第1層のコーディネーターということで考えております。その中で、1月からですので3カ月分ということで人件費、ほか必要経費ということで200万を上げさせてもらっています。

どういうことをするかということではありますが、コーディネーターの役割につきましては要綱等で決まっておりますが、いわゆる地域の高齢者支援のニーズと資源等の発掘であったり、それから関係機関、例えば行政であったり地域であったり、きのうもちょっとお話しさせてもらいましたが、例えば公民館であったり、今回、つわの暮らし推進課が行っております買い物支援の事業であったり、もしくは行政であったり、いろんなものが恐らくあると思うんですが、例えば老人クラブであったり、そういう中でいわゆ

る地域の中で不安なく生活をしていけるというようなことで、そのつなぎ役であったり相談役といえますか、そういうものを請け負っていただくように、今後、社協のほうに専任の職員を置きながらやっていくということになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第124号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第124号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第125号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第125号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第125号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第125号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第126号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第126号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第126号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第126号平成30年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第127号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第127号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第127号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第127号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 発委第2号

○議長（沖田 守君） 日程第10、発委第2号津和野町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

これより本案件について、議会運営委員長より提案の趣旨説明を求めます。後山幸次君。

○**議会運営委員長（後山 幸次君）** 発委第2号について、御説明をいたします。

津和野町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び津和野町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由であります。地方自治法の一部改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思っております。

第14条第1項を削り、同条第2項中「所定の」を「賛成者があるときは」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とするものであります。

第17条第1項を削り、同条第2項中「所定の」及び「全員」を削り、同条第2項を同条とするものであります。

第35条中、点がありますが、「・」を「、」に改めるものであります。

第92条中、「請願書の写しの」を「第39条第1項の規定にかかわらず、請願文書表の」に改めるものであります。

第128条に次の1項を加えるものであります。「2、前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。」とあります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○**議長（沖田 守君）** 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（沖田 守君）** ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（沖田 守君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（沖田 守君）** 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（沖田 守君）** 起立全員であります。したがって、発委第2号津和野町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 日程第11、請願第2号消費税10%への増税中止を求める意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 請願の趣旨について、説明をさせていただきます。

まず、請願者である団体は、新日本婦人の会は、1962年、平塚らいてう、いわさきちひろら、32人の呼びかけで創立した女性の団体です。生活の向上、女性の権利、子供の幸せなどのために力を合わせることを目的に創立当初から女性の願いを実現するために活動しています。全国の地域や職場に班を持っています。2003年、国連NGOになり、世界の女性と交流、連帯を広げています。

請願の趣旨の説明に移ります。

安倍内閣は、2019年10月に消費税を10%に引き上げる予定にしています。2014年に行われた消費税を8%への増税は、回復しつつあった消費を落ち込ませ冷え込ませたまま現在に至っています。

日本経済では6割を家計消費が占めます。家計調査では、消費税を8%に増税して以降、増税前の実質家計消費支出を上回った月がひとつもありません。実質家計消費支出は、2017年までの4年間で7%減少しました。食料品の消費税率は欧米でもゼロから7%程度です。低所得者ほど負担が大きくなる消費税を上げるということは、今、ぎりぎりの生活をしている人にとっては死活問題で、切り詰めるところまで切り詰めた生活は破綻するしかなくなってしまいます。

内閣官房参与を務める藤井聡京都大学大学院教授は、10%の増税は日本経済を破壊すると警告し、大企業向けに法人税の減税が繰り返されてきました。消費税増税は、その減収を穴埋めするためにほかなりません。今なすべきは、消費税増税ではなく、所得税の累進課税を強化し、法人税率を引き上げることです。企業は、多くの内部留保を抱えています。法人税率を上げることで内部留保が実体経済に還元され大きな経済効果が期待できると述べられています。

軽減税率は、低所得者への経済的な配慮をする目的とされているはずですが、外食と種類を除く飲食料品、週2回以上発行する新聞の税率を8%に据え置くだけのもので、複雑で消費者も店も大混乱は避けられません。

甘酒、歯磨き粉、水道水、この三つの中に一つだけ税率8%になるものがありますが、わかるでしょうか。

キャッシュレス決済のポイント還元やマイナンバーカード利用者に買い物で使える自治体ポイントを加算するなどの対策もキャッシュレス決済やマイナンバーカードは国民に広がっておらず、自治体ポイントは導入している自治体のごくわずかです。

インボイス制度の導入では、500万といわれる免税業者が排除されたり、新たに複雑な事務負担を伴う課税業者にならざるを得ない状態になります。

津和野町でも8%のときは我慢しなくてはいけないと思ったが、10%はきつい、何を節約できるのか。食費しかないという声、もう増税は決まっちゃっているのでしょうか、でもやめてもらいたいという声、中止の署名があるならぜひ協力しますという声など、悲痛な訴えの声をお聞きします。町民生活に与える影響は多大です。

以上の趣旨により、津和野町議会において国、関係機関に対し消費税10%への増税中止を求める意見書を提出していただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上、紹介議員から趣旨説明がありました。説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 請願趣旨の最後の行になりますけども、「収入や資産に応じた税制に転換すれば、消費税増税の必要はなくなる」と書いてありますけども、所得税や法人税の税収は景気の動向に左右されます。経済動向に左右されにくい安定した消費税を高齢者を含めた国民全体で広く負担することは、高齢化社会における社会保障の財源にはふさわしいと思うんですけども、その点、どう考えているのかお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 先ほど、内閣官房参与の藤井聡氏の言葉を引用させていただきましたが、消費税に頼るのではなく大企業からの減税がふえています。その減税分を元通りにして、今、内部留保が何百兆円ということがいわれておりますが、そこを一般の国民に給料として払っていただいて景気を上げることで、大企業の法人税とか元払っておったように払っていただいたり、あと高額所得者の人に昔の累進課税に戻したりすることで税収をふやすことができます。この8%が10%にふやす分の税収は入ります。消費税が安定しているからそこからとるとというのは、安定しているからとるというのではなく、消費税というのはやっぱり低所得者の人が負担が大きくなるので、そこをふやして食費まで切り詰めた方々からいただいた税金をそこに持って行くのではなく、そういう法人税や所得税のほうから持って行くべきだと考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。（発言する者あり）どっち、11番。

○議員（11番 岡田 克也君） 反対討論で。

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 大変済みません。寺戸議員の出していただいた趣旨事項等を読ませていただいて、キャッシュレスのポイント還元などにはやっぱり大きな問題があるとは思っております。しかしながら、ずっと考えたときに、やはり子供たちの世代に大きな借金を残していくという、そういうことは実際に考えて自分たちの子供たちが将来どのようにその借金を返していくのか。少子高齢化が進む中で、社会保障の財源、これを維持していくということは、例えば先ほど言われましたけれども、所得税を上げればということではありますが、所得税を上げるということは、実際に今働いている方々の現役世代の方々の負担がふえるということでもありますし、大企業のほうからということもありますが、大企業もやはりこの資源のない国で世界の中で戦いながら貿易で成り立っている国の中で、大企業のみにもた負担を求めるのは難しいのかなと思っております。

消費税が増税になるというのは非常に厳しいことではありますが、それがまた保育料の無償化の財源になったり、高齢者の社会保障の財源になったりするものであれば、非常に苦心のところではありますが、今回はやはり子供たちの将来のこと、そして高齢者の社会保障の財源、子育て世代の保育料の無償化等の財源としていたし方ないのかとも考えましたので、今回は寺戸議員が言われる趣旨も大変よくわかりますが、今回は反対とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は、本案件に反対の立場で討論をいたします。

政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げに伴う経済対策として、消費増税対策9項目の骨格を決定されております。

1番目、プレミアムつき商品券の発行、低所得者やゼロ歳から2歳の子育ての所帯向けであります。これが2万円で2万5,000円券、額面は小口にするということでもあります。また、利用店舗につきましても発行自治体内でありまして大型店も使用可能というふうなことであります。2番目にキャッシュレス決済時のポイント還元、中小店

限定で9カ月間、還元率は5%というふうになっております。3番目に自動車、住宅購入者への税予算措置、省エネ、耐震性の高い住宅にポイントをとというふうになっております。また、住宅ローン減税拡充、車固有の税軽減を9項目の中でいわれております。4番目に個人番号カードへのプレミアムポイント、中小店ポイントの還元実施後の一定期間であります。そして、5番目に防災・減災国土強靱対策、これはインフラ点検で2018年から2020年度に実施されるようであります。6番目に商店街の活性化。7番目に幼児教育の無償化、年金生活者の支援。8番目に飲食料品などの軽減税率の制度。9番目に増税時の柔軟な値上げを促す指針の策定。

このように9項目の骨格であるわけではありますが、政府は来年上旬には概要を決めて19年度予算上乗せをする経費を約2兆円程度とし、増税に伴う家計の実質負担増加額をほぼ埋め合わせる、このような規模となるよう計画をされております。国土強靱化などの公共事業は、18年、20年度に展開されること、商店街の活性化推進、飲食料品などの税率も8%に抑える軽減税率の制度、19年10月から幼児教育無償化といった既定方針も盛り込まれておる、この9項目の骨格決定に賛成するものであります。

以上を踏まえて、中止を求める意見書、請願に対して反対をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから討論を終結します。

これより請願第2号を採決します。本請願採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。したがって、請願第2号消費税10%への増税中止を求める意見書の提出を求める請願については、不採択と決定いたしました。

日程第12. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第12、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○総務経済委員長（川田 剛君） 所管事務調査報告書。平成30年9月定例会において閉会中の調査の決定をいただきました所管事務調査について、以下のとおり報告書を読み上げ、報告をいたします。

調査事項。農林業について。

調査目的。農林業の実態を調査し、議会活動に資するため。

調査日。平成30年10月16日火曜日、午前9時から。

調査場所。津和野町役場日原第二庁舎委員会室。

出席者。総務経済常任委員6人、議長。

調査内容。質疑内容取りまとめ。

調査概要。当町では近年、農林業においてU I ターン者が多く就業しております。そこで、津和野町における農林業の現状と課題について調査したものであります。

調査日。平成30年10月24日水曜日、午前9時から。

調査場所。津和野町役場日原第二庁舎委員会室、脇本わさびリースハウス、津和野町地域食材供給施設。

出席者。総務経済常任委員6人、農林課課長、農林課主任主事。

調査方法。机上調査及び現地調査。

調査報告。農業分野について。クリ、タラの芽、ワサビの生産工程における就業者数、農協の取り扱い数、量産体制の取り組みについて。

1、クリ。津和野栗生産部会の組合員数は30名であるが、少しずつ新規組合員の加入はあるが高齢化が進んでいる状況である。

平成29年度実績では8,324.1キログラム、前年比106.1%となっているが、平成30年度の出荷数量は詳細な数値は出ていないが減少している見込みである。

現在、津和野栗再生プロジェクト推進協議会での補助や今年度、県の事業を活用して田に植栽をする見込み(約7,000平方メートル)もあり、今後、出荷量は増加していくと思われる。

2、タラの芽。タラの芽生産組合の組合員数は38名であり、近年、新規就農者の組合加入も増加している。平成29年度実績ではパック数17万6,433パック、前年比109.6%、販売金額2,808万7,677円、前年比91.2%となっている。出荷数はふえているが、販売金額が伸び悩んだ。今年度も引き続き、試食宣伝などを行い、販売向上を目指していく。平成29年度までの出荷実績は以下のとおりであります。

3、ワサビについて。日原山葵生産組合の組合員数は48名である。加工原料については、今年度リースハウスを2棟増棟し、出荷量は伸びていく見通しである。

根茎については、しまろく事業を活用した販売戦略において、高単価取引先の開拓を進めており、販売金額が伸びる見通しである。

津和野町地域食材供給施設において、すりおろし器を導入したことにより、歩留まりが7割から9割に向上している。CAS冷凍しているため、飲食店等に販売している。製品化の際の効率化が課題である。

直近5年間の実績は以下のとおりであります。

2、日原地区におけるシイタケ生産者について。現在、日原椎茸生産組合の組合員数は平成29年度は14名、現在は10名で、近年は減少が続いており、高齢化も進行しております。平成29年度は283.2キログラムとなっており、30年度実績についてもほぼ同程度の見込みである。

原木の確保や天候不順による減収など、シイタケ生産に係る課題は多い。

今後は地域おこし協力隊の卒業生とシイタケ生産のマッチングなど林業との組み合わせを検討し、新規生産者の参入を模索している。

3、新しい山菜への取り組みについて。今年度、町の生産振興助成金を活用し、山形県への視察研修等を行い、新品種について模索している段階である。昨年度からコゴミの株が不足しており、今後、新たな山菜品目が必要になると予測している状況である。

4、圃場の再整備について。高収益作物が条件で、今年度秋にアスパラを作付する予定の圃場整備が着工となる。圃場整備完了後に植えつけをする予定であるが、圃場整備完了までに県やJAからの技術研修や先進地視察、現場の水利の確保等準備を進めている。

5、農商工連携の取り組みについて。

1、生産食工場部門。水田センサーを町内の10カ所に設置し、水温や気温などのデータの調査を進めている。有機農業（土壌肥料）研修会を実施し、24名が参加。タラの芽生産組合の新規品目の栽培実証や開発にかかる経費の助成。有機栽培した作物について栄養価分析を島高原において行う予定。有機生産者の会をつくり、共同で販売できる体制を構築している。

2、付加価値工場部門。加工品開発専門員を配置し、ドレッシングの開発を進める。

3、地産地消推進。2月末になごみの里販売所の改修完了の予定である。

4、地産外商部門。ECサイトの立ち上げを行い、農産物加工品や商工関係物販を掲載する予定である。

林業について。

1、航空レーザー測量について。航空写真だとあらかわれない地形、作業道や林道がわかる。平面のみならず3Dで閲覧できる。スギ、ヒノキを一本一本あらわすことができ、樹高、胸高直径、林齢、材積料がわかる。地籍調査に活用ができる。

2、森林作業道の総延長、路線数については以下のとおりであります。

木質バイオマス発電事業と当該事業に係るサプライチェーン構築の進捗状況について。中国電力との接続契約は締結済みである。接続開始は2022年4月。現在は北秋田市においてボルタージャパン社がイギリスのウッドテック社製の乾燥機の稼働を開始しており、その稼働データを待っている状況である。

4、山林所有者の把握について。山林所有者の転出に対しては、固定資産税の課税者を把握することで対応している。死亡者については、死亡届が窓口に提出される際に、森林の土地所有者届の提出をお願いしている。平成31年度から導入される森林環境譲与税を活用し、森林の土地所有者調査を行っていく予定である。

5、植林の状況について。植林の状況については、以下の森林経営計画にかかる伐採等の届け出書よりをごらんください。

上記とは別に、町の事業として、いずも財団事業で堤田地区において27年度に1.47ヘクタールの事業地に1,940本、28年度に0.2ヘクタールの事業地に400本の植栽を実施している。

6、地域おこし協力隊の任期後の林業就業状況、生活の実態について。

現在までで、4名が地域おこし協力隊を卒業し、全員が津和野町で活動を行っている。1名については、合同会社やもりの代表として、現役のヤモリーズの活動における経費等の管理や現場でのトラブル等の指導等を行っている。また、美しい森林づくり委員会の委員として町の林業に携わっている。そのほか、町と連携して、ワサビのブランド化事業を行うなど、多角的な事業展開を行っている。

2名については、有限責任事業組合やまびとを創設した後、知人1名を都市部から呼び寄せ、3名で森林整備活動を行っている。国の山村・森林多面的機能発揮対策交付金事業を活用し、麓耕・後田・左鐙地区において町内の森林所有者と協定を締結して自伐型林業を行っている。

ことしの9月に卒業した1名は個人事業主登録を行い、一人親方として商人地区において、同じく多面的事業を中心に取り組んでいる。また、今年度は薪の販売など森林資源を活用した事業展開も検討している。

後段の3名については、国の起業支援金（上限100万円）を受けて、独立時に最低限必要な林業用機械を購入する資金として活用した。しかし、まだ必要な機械が不足しており、経営についてはまだ不安定な状況である。

7、25世紀の森の整備・活用状況について。

平成27年度に森の一部を文京区との友好の森とし、記念植樹を行った。27年度以降は、京都大学竹内名誉教授からアドバイスを受けながら、下刈り、拓伐、枯損木の除去等、森林整備を行っている。今後、テニスコート区域を整備予定。

活用状況として、29年度に友好の森においてハンモックやターザンロープなどのロープ遊び、基地づくりといった森林とふれあうことのできるイベントを2回実施。今年度は8月に文京区の小学生と津和野の小学生を対象としたキャンプを実施。そのほか、日原地区の放課後児童教室が野外活動で年に数回利用することになっている。

調査意見。

1、脇本地区におけるワサビのリースハウスについて、平成28年度の収益が110万9,435円で、経費が60万1,342円、純利益は差し引き50万8,093円、2棟分である。作業環境はハウスのみで、出荷作業等を行う場所がない。生産性の向上、安定した運営に向けて、日原山葵生産組合と連携し、作業環境の改善や研修等の実施を期待するものである。

2、農商工連携の取り組みについて、市場の把握や競争力のある商品の開発、安定した運営となる体制の構築を期待するものである。

3、地域おこし協力隊やその卒業生が行う森林整備について、安全管理の観点から、就業当初から保持免許や保持資格等を把握し、免許・資格保持者であっても十分に労働災害防止策を講じられ、労働災害防止に努められたい。

4、創設される森林環境譲与税について、自主財源の乏しい当町にとって、有益な財源になると思われる。関係各機関と協議し、有効に活用されることを期待するものである。

5、25世紀の森について、イベントや事業実施時期のみならず、普段から町民に親しまれる森となるよう、今後の森林整備に期待するものである。

以上。

平成30年12月12日、津和野町議会議長、沖田守様、総務経済常任委員会委員長、川田。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了させていただきます。

日程第13. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第13、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。8番、三浦英治君。

○文教民生委員長（三浦 英治君） 文教民生常任委員会所管事務調査報告。

平成30年第4回6月定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。保育事業と障がい者事業について。

2、調査目的。現状を調査し議会活動に資するため。

3、調査方法。机上調査及び現地調査。

4、調査の経過。5回、委員会を開催しております。日時、場所、出席者、調査内容は以下、表のとおりであります。

5、調査概要。1 保育園事業。保育園の現状について。それぞれ表にしております。

1、住所・建物について。公立3園、私立4園、建物の建築年、延べ床面積、屋外運動場の面積を示しております。

2、園児数・職員数等について。7園の定数及び園児数、正規職員数、嘱託職員数、パート数を示しておりますのでお目通しいただければと思います。

3、保育園統合の経過。平成23年3月、津和野町の町立保育所のあり方検討委員会からの提言を受けて、平成28年4月に社会福祉法人つわの清流会に木部さとやま保育

園、直地保育園の運営を町より移管したまでの経緯を保育園統合計画の表にあわせて載せておりますので、見ていただければ。

4、近隣市町の保育所数。公設公営、公設民営、私立、それと定員を載せた表を載せておりますので見てください。

5、島根県内保育所の設置・経営別施設数。公立、私立、それぞれ経営主体、施設数、定員を載せております。

6、保育所等施設整備事業の補助金については、保育所（定員20人以上）と小規模保育事業（定員19人以下）の補助金の割合を載せております。

7、最近の保育所等の新築・改修・修繕状況についてです。それぞれ保育園の工事名、金額、その内容について表に示しているとおります。

8、その他。公立保育園のパート職員賃金（有資格者）ですけれども、1時間当たり1,200円。保育所運営費は、民間保育所と公立小規模保育所（定員19人以下）には、国3分の1、県3分の1、町3分の1の運営費補助があります。

2、障がい者事業について。平成29年度各施設利用状況及び現在の活動内容をそれぞれ表にしております。放課後等デイサービス、つくしんぼ、開所日数、実利用者数、延べ利用者数、平均利用者数、それと利用の状況を表にしております。

次のページの就労継続支援B型事業、つわぶきの里、これもそれぞれ表にしておりますのでお目通しください。

あと、就労継続支援B型事業、わさびの里、これも開所日数、実利用者数、延べ利用者数、平均利用者数、利用状況、そして作業内容を載せております。

次のページの相談支援事業、くすのき、これにも計画実績、担当者数を表にしておりますのでお目通しいただければと思います。

6、調査意見。保育業について。今回の調査は、主に担当課の説明を受け、各施設の利用状況調査を実施した。その中で保育園統廃合については、平成24年に津和野町保育園統合計画を策定し、その計画に基づき保護者、地元説明会を開催した結果、統廃合については理解が得られなかったため、平成28年、町主導で社会福祉法人つわの清流会を設立し、公設民営化として、木部さとやま保育園、直地保育園の運営を移管した。

統廃合。公設公営・公設民営について。これまでの経過と現状から見れば、統廃合は現実的でないと思われる。2園を公設民営化した結果については、財政負担の削減につながっている。

今後さらに公設を民営化すれば約1億円の一般財源の節約になる見通しである。保育所運営や保育内容についても民営化の努力が伺える。これらのことから、特に財政的見地から、民営化が望ましいと考える。

今後の保育園のあり方については、現在運営している公設公営の実態と公設民営化した結果を十分に検証し、保育内容の充実と財政負担の軽減を目指した計画策定を急ぐべきである。

計画の実施に当たっては、保護者、地域住民、各種関係団体と十分協議をして進めるべきである。あわせて、計画に基づく定員管理計画、職員採用のあり方等を定め実施すべきである。

施設の改修、建てかえについて。今回、津和野町内全ての施設の状況調査を実施した結果、私立の2保育園は施設も新しく、保育環境は整っている。公設の保育園は常態的に3年保育が主流だったころの建物であり、ゼロ歳児からの受け入れには適していない建物が多い。

特に、老朽化による安全性の確保が難しくなっている日原保育園と木部さとやま保育園は、早急に対策を考えるべきであり、建てかえを含む計画を作成すべきである。

各施設とも共通して改善の必要性があるのは、収納効率の悪さ、電気製品の老朽化などである。また、施設によっては、外内壁のひび割れや壁クロスの剥離と破れ、水回りのコンセント位置のふぐあい、遊具の不整備が見受けられる。施設の調査と現場の声を十分把握して対応されたい。

あわせて子育て支援センター並びに病児、病後児保育の併設を視野に入れた設備改修を求める。

保育園児は、人間形成のための重要な時期である。将来を担う人材育成のためにも安全で、明るく、機能性に富んだ施設の整備・建設が必要である。

施設の充実が保護者の入所判断の一つの条件にもなるため、定員確保のために建てかえ改修に着手すべきと考える。

広域入所について。平成30年4月1日現在、委託保育は5園の年契約で10人、受託保育は1園の年契約で2人となっている。委託、受託保育が逆転できるよう子育て環境の充実と魅力づくりに努められたい。

保育園運営について。町内には公設公営3園、公設民営2園、私立2園の保育園があり、中でも私立の保育園である津和野幼花園は建物も新しく最も充実した施設である。

また、山のこども園うしのしっぽは、森の幼稚園的自然体験活動が中心の特色ある保育園運営をされている。

今後、各施設とも特色のある保育の実践により定住を視野に入れた定員確保に努められたい。あわせて人材不足の今日、労働条件の改善を図り職員確保に努めるべきである。

発達障害など、支援が必要となる子供がふえている中で、ゼロ歳児3人に対し保育士1人、1歳児・2歳児それぞれ6人に対し保育士1人とされているが、現実的には大変厳しいものがある。現在のニーズに応えるためには、複数で園児に対応できる体制を検討すべきである。

障がい者福祉事業について。津和野町障害者福祉センターは、平成29年度より社会福祉法人つわの清流会によって運営されている。各事業の利用者実態を見ると、まだ安定した状況ではないが、短い準備期間の中での開所であったにもかかわらず運営努力が伺える。また、利用者や家族の評判もよいと聞く。

財政について。平成29年度において、資金残高が約1,000万円から約500万円に減少している。平成30年度からの報酬改定により就労継続支援B型事業、わさびの里において、年間約30万円の減収見込み。放課後デイサービス事業、つくしんぼにおいては、年間約200万円から300万円程度の減収となる見込みである。また、定期的な資金繰りの難しさがあり、平成29年度においては、町より500万円の借り入れを行っている。

平成30年度も町に要望している状況である。施設としても内容充実のために今後取り組み事項もあるが、資金的な面で取り組めていない実態もある。

今後、安定的な施設運営と利用者が安心して利用できる施設づくりに努める必要がある。そのためにも定員確保や施設の内容充実に向けた事業計画と財政計画を求め町としての支援のあり方を検討すべきである。

あわせて、人材不足の中で安定した職員確保のためにも同職種団体の労働条件実態調査等を行い、検証し、必要であるなら改善すべきである。

今後の課題。障がいを持つ親にとっての憂いを考えると障がい者のグループホーム開設に向けた検討をすべきである。就労継続支援B型事業所のわさび作業所の増築要望とあわせ、シルク館の洗い場の利用許可の要望がある。施設調査と現場の声を聞き、対応されたい。

平成30年12月12日、津和野町議会議長、沖田守様、文教民生常任委員会委員長、三浦英治。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 4ページで、保育所運営費は民間保育所と公立小規模保育所には国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1の運営費補助があるとあるんですが、公立の保育園にも確か補助が入っていると思うんですが、その辺、もし調べられたらわかれば教えていただきたいのと、もう一つ、6ページの統廃合公設民営についてのところの3行目のところに「約1億円の一般財源の節約になる見通しである」という、この1億円の内訳がわかれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○文教民生委員長（三浦 英治君） まず、運営費に関してですけれども、公立には小規模保育園19人以下にはありますけれども20人以上にはないということになっております。その前のページの3ページ、6番に保育所等の施設整備事業の補助金改定、表にしておりますけれども、6番、3ページの下の方ですけれども、運営費についても割合は違いますけれどもこういう形になっておるといことです。

それと、約1億円というのも、これも大ざっぱな試算なんですけれども、民営化した場合、補助交付金はその分入ってきます。日原保育園を民営化した場合の収入試算が大体5,200万、そして畑迫保育園を、これは小規模保育園事業所A型に変更した場合

の収入試算になりますけれども、これで約2,000万円、それと青原保育園が出てきます。大ざっぱな数字ですけれども、これには民営化すれば処遇改善加算等もありますので、トータルすると約1億円近い形の一般財源を使わなくて済むという形になります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了します。御苦勞でした。

日程第14. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

日程第15. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第15、各委員会からの閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。各委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	まちづくりについて	3月定例会まで
文教民生	〃	水道事業及び下水道事業について	3月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	3月定例会まで

○議長（沖田 守君） お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、全て本日の日程は終了いたしました。

これにて12月定例会最終日の会議を閉じたいと思っております。大変御苦勞でございました。

午前 10 時 32 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員